

# 統合国庫記帳システムの留意事項

【代理店用】

2025年3月

日本銀行業務局

## 目 次

	ページ		ページ
1. 統合国庫記帳システムにおける代理店事務の計算整理、報告事務の流れ	ページ		ページ
（1）代理店事務の計算整理、報告事務の流れ	……1	ヲ、他店付替（返納金戻入れを除く）の入力	……14
（2）運行時間	……1の3	ヲ、②「振替元固定」（自店内振替および振替歳入）の入力	……14の2
2. 統合国庫記帳システムの留意事項		ワ、預託金返納金の取扱い	……15
（1）入力関係		カ、委託送金（郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどし	……16
イ、マウスの操作	……2	ヨ、削除（17 ページ）	
ロ、パスワードの入力	……3	タ、削除（18 ページ）	
ロ、②事務選択	……3の2	レ、「財政融資資金貸付金元金領収控」による現金受入分の入力	……19
ハ、ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号による口座選択	……4	（2）出力計表関係	
ハ、②ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号の照会	……4の2	イ、「入力結果確認表（国庫金）」の印字例	……20
ハ、③「地方裁判所」の口座指定	……4の3	ロ、削除	
ニ、50音による取引官庁等の検索	……5	ハ、一部相殺超過額取引の入力確認	……28
ホ、「現金受」における納入告知書等の番号、納入氏名の入力	……6	ニ、残高不足発生時の対応	……29
ホ、②「国庫金振替書」（添付書類がある場合）の入力方法	……6の2	ホ、削除（30 ページ）	
ヘ、「返納金戻入れ」（会計センター分）の受付・入力	……7	ヘ、「国庫金処理別受払高表」の印字例	……31
ト、「返納金戻入れ」（会計センター分）の「会計名（計算科目）」等が同一の場合における入力別添一覧削除（9 ページ）	……8	ヘ、②「国庫金処理別受払高表」の印字例	……32の2
チ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（a）（取扱庁の選択）	……10	ト、「国庫金処理別受払高表」等と自行車で定めた勘定との照合	……33
リ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（b）（同一取扱庁・同一計算科目の入力）	……11	チ、削除（35 ページ）	
リ、②歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法（c）（両年度整理期間中の入力）	……11の2	リ、「歳入金等一覧（受入明細）」の印字	……36
ヌ、「振替歳入」における余白記載事項の入力	……12	ヌ、削除（37 ページ）	
ル、「振替歳入」（添付書類が2枚以上の場合）の入力	……13	ル、受払証票と「合計書」との照合方法	……38
		ヲ、削除（46 ページ）	

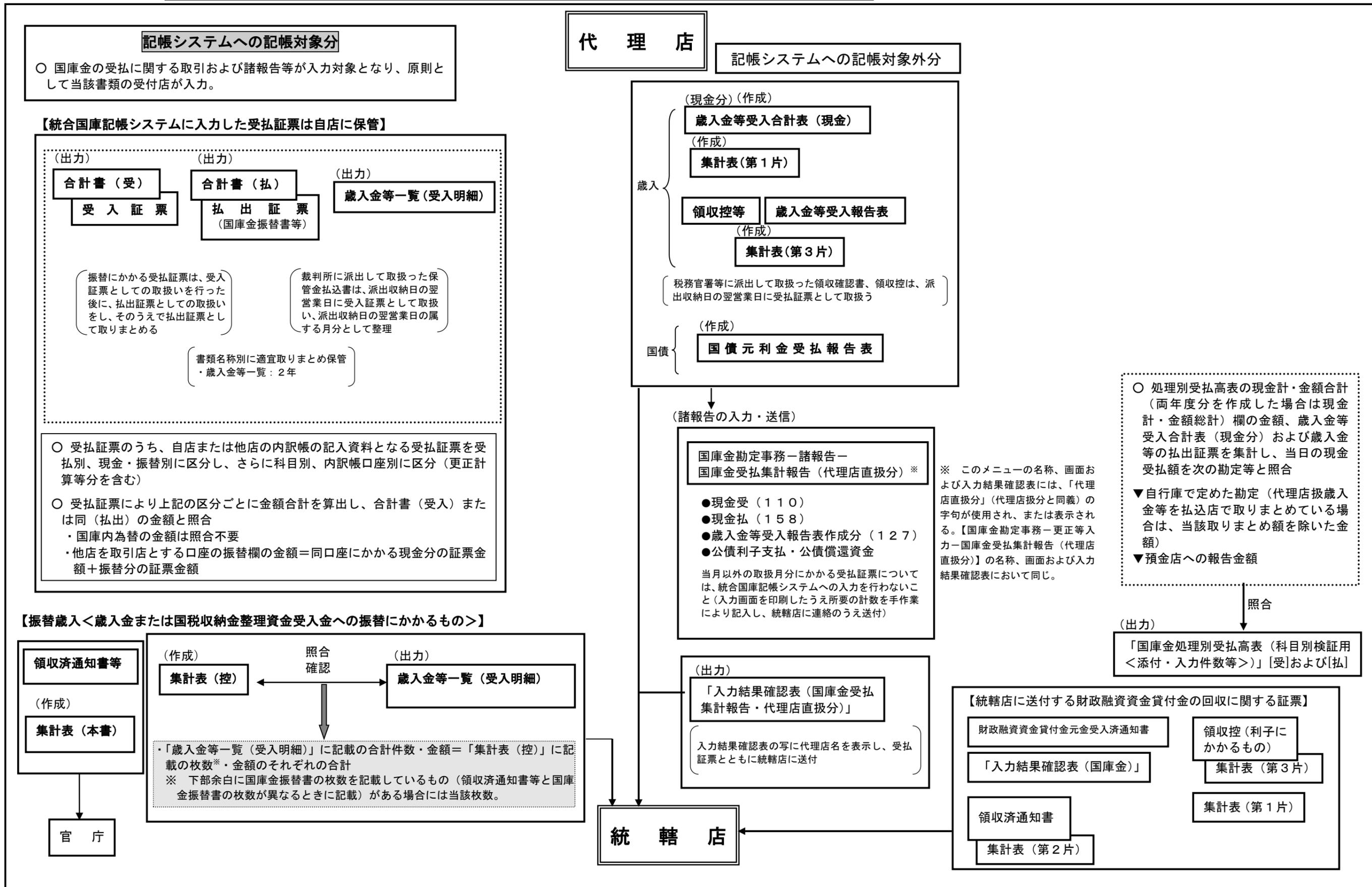
	ページ		ページ
(3) 報告関係			
イ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「現金」の入力	…47	又、自店の誤りによる「後日訂正」実施時におけるホーム画面の「振替済通知書」の受信表示等	…62 の 2
ロ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応	…48		
ロ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の報告遅延の対応	…48 の 2	(5) その他	
ハ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(a)	…49	イ、受払証票の整理保管方法	…63
（当日訂正）		ロ、「取引関係通知書」等の取扱い	…65
ハ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(b)	…49 の 2	ロ、②「取引関係通知書」（廃止を理由とする取引終了）の取扱い	…65 の 3
（後日訂正）		ロ、③現在高証明請求書の郵送対応の取扱い	…65 の 4
ニ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「国債元利金受払報告表」の枚数	…50	ロ、④取引関係通知書および印鑑票の郵送対応の取扱い	…65 の 6
ホ、代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」	…51	ハ、その他留意事項	…66
		(6) 端末回りに関する留意事項	…67
(4) 更正関係		(7) 「統合国庫記帳システムの留意事項」の追補	
イ、訂正・更正の取扱い	…52	○ 追補（1）	
ロ、自店の誤りによる当日更正の入力	…53	1. 計表の出力・照合	…68
ハ、自店の誤りによる後日訂正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…54	2. 計表出力時の再クリック	…68
ニ、自店の誤りによる後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…55	3. 振替と組替の入力間違い	…68
ホ、自店の誤りによる後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）	…56	○ 追補（2）	
ヘ、削除（57 ページ）		・ 財政融資資金貸付金の元金回収および利子収入受入時の留意点	…69
ト、官庁請求による後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）	…58	○ 追補（3）	
チ、官署支出官請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）	…59	・ 削除	
リ、自店の誤りによる後日更正の「合計書」の補記等	…60	○ 追補（4）	
		・ 削除	
		○ 追補（5）	
		1. 入力終了の送信時刻厳守	…70
		2. 入力・送信もれ、誤入力の防止	…70
		○ 追補（6）	
		・ 国家公務員給与振込事務における振込不能発生時の対応	…71

	ページ
○ 追補（7）	
1. 保管金・供託金の電子収納事務	……72
2. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（振込情報） による払出事務	……74
3. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（送金情報） による払出事務	……76
4. 保管金、供託金および特別調達資金の支払情報（振替情報） による払出・受入事務	……77
5. 歳入歳出外現金にかかる振込および送金の事務フロー	……79
6. 歳入歳出外現金にかかる振込または送金の取消請求による組 みもどし事務	……80
7. 歳入歳出外現金にかかる送金の支払期限経過による組みもど し事務	……81
8. 歳入歳出外現金の払出口座が残高不足エラーとなった場合の 対応	……82
8. ②歳入歳出外現金の払出口座における残高不足エラー発生時 のチェックリスト	……83
○ 追補（8）	
1. 代行運用	……84
2. 統合国庫記帳システムのユーザーID登録・抹消・代行入力権限 変更・パスワード初期化の依頼	……85
3. 代行入力権限が登録されているユーザーIDによる統合国庫記帳 システムへのログイン方法	……87
4. 代行運用時のログイン先の確認	……88

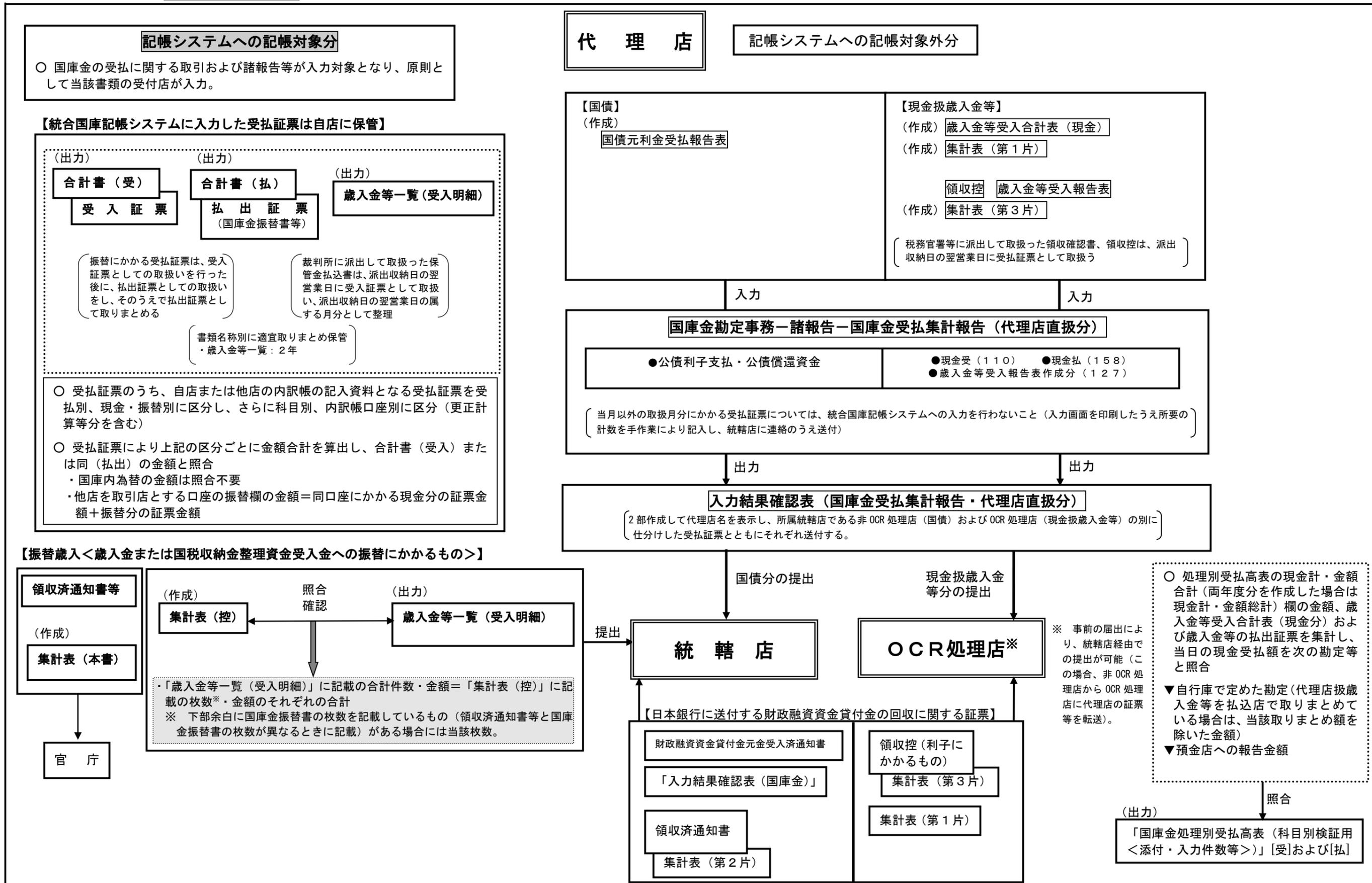
# 1. 統合国庫記帳システムにおける代理店事務の計算整理、報告事務の流れ

## (1) 代理店事務の計算整理、報告事務の流れ

ー 所属統轄店がOCR処理店（日本銀行本店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店または福岡支店）の場合



一 所属統轄店がOCR処理店でない（日本銀行本店、札幌支店、仙台支店、名古屋支店、大阪支店、広島支店および福岡支店以外の日本銀行支店である）場合



(2) 運行時間

○ オンラインの開始：8時30分	【10日、月末日】が土曜日、日曜日または休日の場合は翌営業日。 【16日】が土曜日の場合は15日、日曜日の場合は17日（17日が休日の場合は18日）、休日の場合は17日。
○ 国庫内為替取引の送信締切：16時	
○ 入力終了の送信：【10日、16日、月末日以外の日】16時～17時、【10日、16日および月末日】16時～17時30分、	
○ オンラインの終了：【10日、16日および月末日以外の日】18時、【10日、16日および月末日】18時30分	

	10日、16日、月末日以外の日	10日、16日、月末日
8:30	オンラインの開始	
	○通常入力、○支払未済額、○諸報告、○更正等入力 ◎帳簿照会、◎計表照会、◎マスター維持管理（マスター照会、ローカル口座番号の新設・変更・削除・照会） — ◎はオンラインの終了まで入力可。	
16:00	国庫内為替取引の送信締切	
	【入力不可】○通常入力（国庫内為替取引）、○更正等入力（国庫内為替取引） （国庫内為替取引にかかる再開放の依頼） — 国庫内為替取引の送信締切時刻の経過後に、同取引の入力・送信を行う必要がある場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話により同取引にかかる送信締切の再開放を依頼する。 — 日本銀行業務局業務運行統括グループから、国庫内為替取引にかかる送信締切を再開放した旨の連絡を受けた場合には、直ちに同取引の入力・送信を行い、同グループに、電話によりその旨を連絡する。	
	10日、16日、月末日以外の日	10日、16日および月末日
	（入力終了の送信時限までに終了できない場合の連絡） — 自店内取引の入力・送信が入力終了の送信時限までに終了できないと見込まれる場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話により連絡し、許可を得て入力終了送信時刻後に入力・送信する。	
17:00	入力終了の送信（16:00～17:00）	
（10日、16日、月末日以外の日）	【入力不可】○通常入力、○支払未済額、○諸報告、○更正等入力 （入力終了取消） — 入力終了の送信後に自店内取引の入力・送信を行う必要がある場合には、入力終了取消を送信したうえで行う。ただし、入力終了送信時限の17:00（ただし、10日、16日および月末日は17:30）を過ぎて、同終了取消を送信する必要がある場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話により連絡し、許可を得て入力終了取消を送信する。	（入力終了の送信時限までに終了できない場合の連絡） — 自店内取引の入力・送信が入力終了の送信時限までに終了できないと見込まれる場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話により連絡し、許可を得て入力終了送信時刻後に入力・送信する。
17:30	入力終了の送信（16:00～17:30）	
（10日） （16日） （月末日）	【入力不可】○通常入力、○支払未済額、○諸報告、○更正等入力 （入力終了取消） — 入力終了を送信した場合において、入力終了送信時刻の経過後、自店内取引の入力・送信を行う必要があるときは、日本銀行業務局業務運行統括グループに、電話により連絡し、許可を得て入力終了取消を送信する。	
18:00	オンラインの終了	
18:30	オンラインの終了	

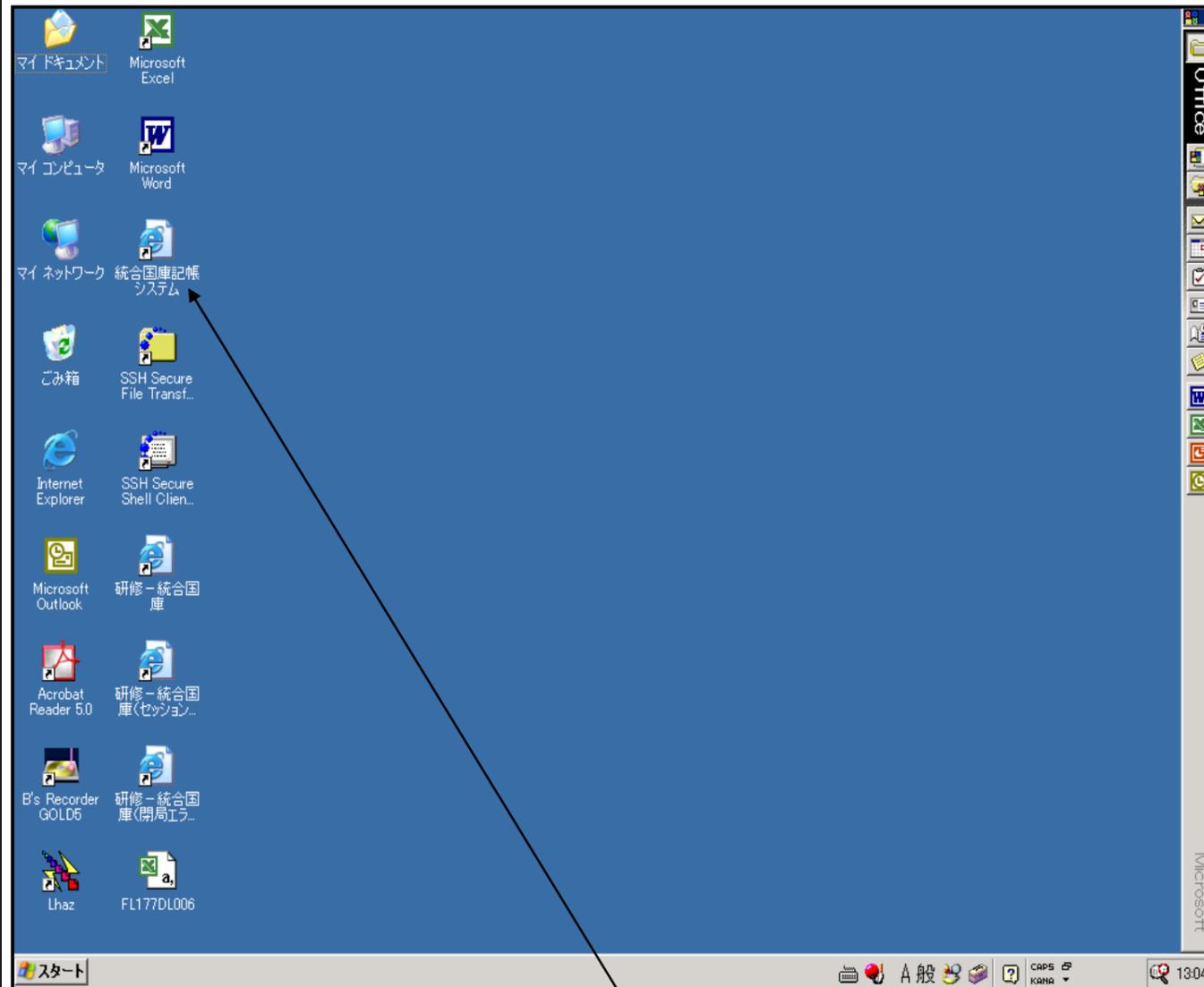
## 2. 統合国庫記帳システムの留意事項

### (1) 入力関係

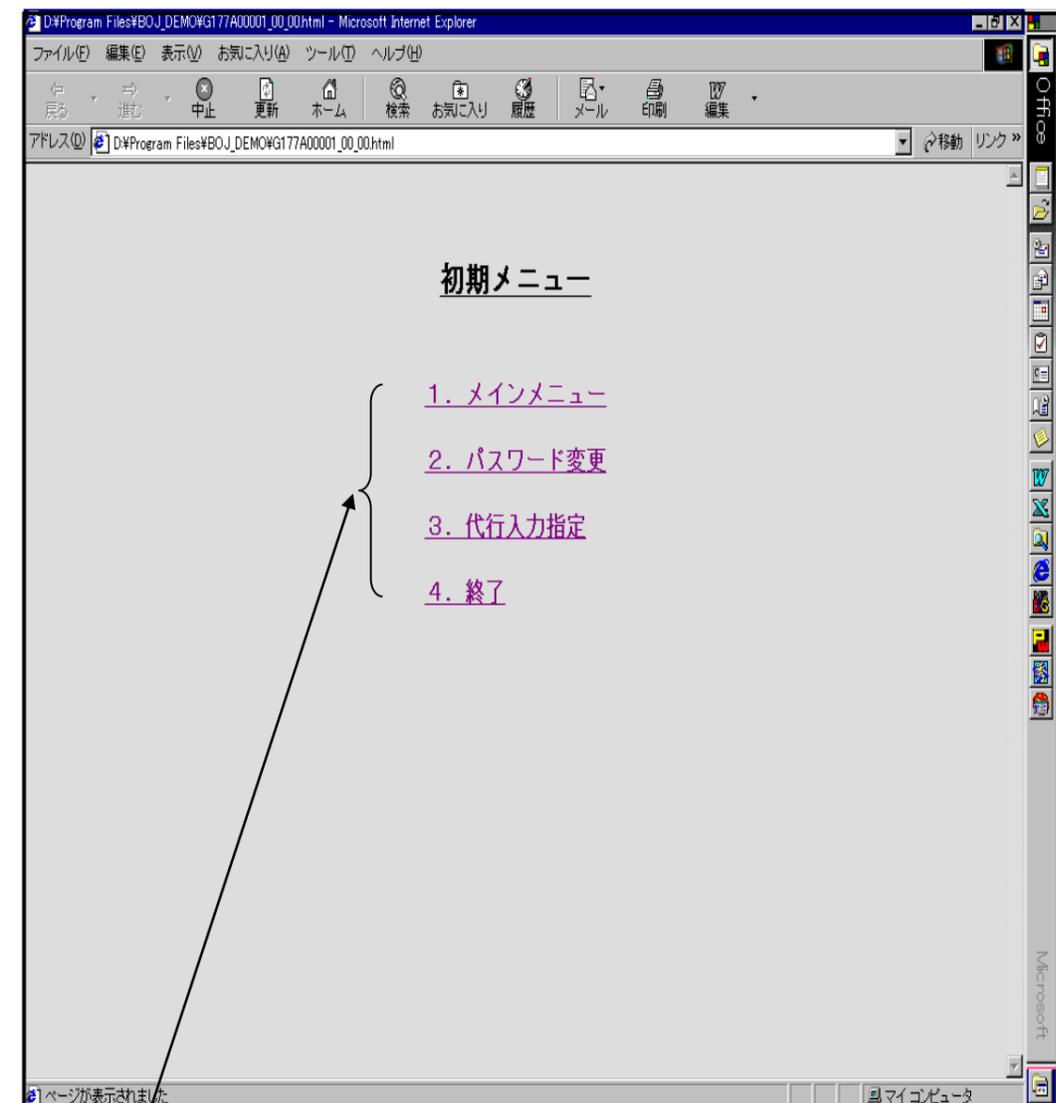
#### イ、マウスの操作

- マウスの操作は、次のとおり取扱う。
  - ① 統合国庫記帳システムを立上げる場合は、デスクトップ画面の「統合国庫記帳システム」アイコンをダブルクリックする。
  - ② 上記以外の操作は、全てシングルクリックで行う。

#### ▼デスクトップ画面



デスクトップ画面の「統合国庫記帳システム」アイコンをダブルクリックする。



初期メニュー以降は全てシングルクリックで行う。  
— 統合国庫記帳システムへのログイン以降にダブルクリックした場合は、正しく動作しないことがあるので、注意する。

## ロ、パスワードの入力

- パスワードの誤入力・忘失の場合は、次のとおり取扱う。  
パスワードを5回連続して誤入力または忘失した場合は、ログインまたは権限者承認を行うことができなくなるため、日本銀行業務局事務統括グループに「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）」を送付する。

### ①パスワードの初期化依頼

ログイン

ユーザーID:

パスワード:

キャンセル 完了

パスワードを5回連続して誤入力または忘失した場合はログインまたは権限者承認を行うことができなくなる。

パスワードを5回連続して誤入力または忘失した場合には、「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書（代理店・代理店本部用）」を日本銀行業務局事務統括グループに送付し、パスワードの初期化を依頼する（送付についてはP66の3を参照）。

### ②パスワードの変更

初期メニュー

1. メインメニュー

2. パスワード変更

パスワード変更

ユーザーID:

現パスワード:

新パスワード:

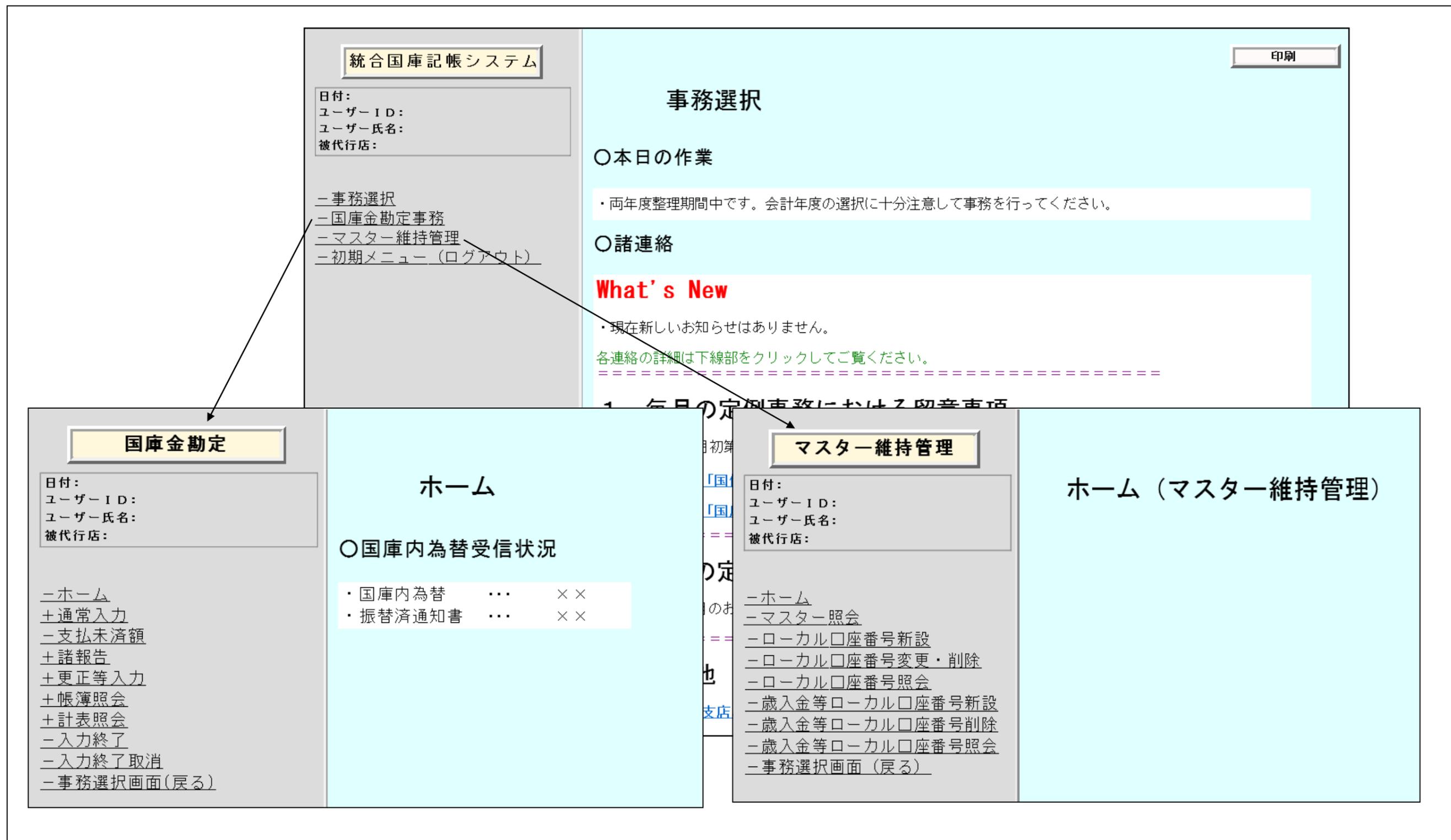
新パスワード再入力:

キャンセル 完了

パスワードは適宜のタイミングで変更することができる(注)。  
(注) 大文字、小文字、数字および記号のうち2つ以上を組み合わせた、8桁以上の類推され難いパスワードを設定した場合には、定期的なパスワードの変更を要しない。

ロ、②事務選択

- ログイン後、最初に事務選択画面が表示される。事務選択画面の利用方法は、以下のとおり。
  - ① メインメニューから、利用するメニューに応じて、「国庫金勘定事務」または「マスター維持管理」を選択する。
  - ② 画面に表示された「本日の作業」欄または「諸連絡」欄を確認する。



## ハ、ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号による口座選択

- ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号による口座指定を行う場合、当該「ローカル口座番号」を直接入力すると即座に口座選択ができる。

### ▼ ローカル口座番号による口座選択

印刷 ヘルプ

### 政府小切手・口座指定

口座：  ▼

取引官庁：  ▼

計算科目：  ▼

口座設定

キャンセル

### ▼ 歳入金等ローカル口座番号による口座選択

印刷 ヘルプ

### 通常振替・口座指定

(振替先)

口座：  ▼

取引店： 0005336 ▼ 日本銀行浅草代理店

取引官庁：  ▼

取扱い(振替歳入)：  ▼

計算科目：  ▼

(振替元)

口座：  ▼

取引官庁：  ▼

計算科目：  ▼

口座設定

キャンセル

- ・ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号による口座指定を行う場合は、口座指定画面の口座入力フィールド（口座： ▼）に直接当該「ローカル口座番号」を入力し、「▼」ボタンをクリックすると即座に口座選択ができる（両年度期間中に歳入金等ローカル口座番号により口座指定を行う場合は、「国庫金振替書」に基づき該当する年度分を選択する）。  
—— ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号を入力せずに「▼」ボタンをクリックし、「口座一覧」または「同（歳入金）」を画面表示させると若干の時間を要する。
- ・ローカル口座として登録できる口座数は、ローカル口座と歳入金等ローカル口座を合わせて120口座に限られているため、不要となった口座は速やかに「ローカル口座番号変更・削除」または「歳入金等ローカル口座番号削除」により削除する。ローカル口座を削除した場合には、その端末上はただちに削除が反映される。
- ・預託金・保管金・公庫預託金等（翌年3月末に締切る帳簿）にかかるローカル口座番号は新年度に引継がれるが、国税収納金整理資金支払金・歳出金（翌年3月末以外に締切る帳簿）にかかるローカル口座番号や歳入金等ローカル口座番号は新年度に引継がれないため、4月入り後に「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領（代理店用）」第5編第2章1. に従って取扱う。なお、旧年度のローカル口座番号と同じ番号を使用する場合には、旧年度のローカル口座番号を削除した後、新年度のローカル口座番号を登録する。登録したローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号は、その端末上はただちに有効となる。
- ・取引が廃止される官庁口座に登録済のローカル口座番号と同一のローカル番号を他の官庁口座に登録替えする場合には、廃止官庁の取引廃止日前に当該廃止口座に登録しているローカル口座番号を削除し、他の官庁口座に当該ローカル口座番号を登録する（ローカル口座番号が登録された状態で当該口座が廃止されると、そのローカル口座番号は欠番となり、他の官庁口座に登録することができなくなる）。

・同一口座への「返納金戻入れ」（会計センター分）が相当数持込まれ、同口座に対してローカル口座番号の登録を行う場合は、以下のとおり取扱う（なお、「新設（口座絞込）」の方法により登録すると相当の時間を要することがある）。

- ① 先ず1件の取引を入力した後、「マスター維持管理」－「ローカル口座番号新設」－「新設（未登録分表示）」を選択し、ローカル口座番号の未登録分表示の中から登録する口座の選択欄「○」をクリックする（「●」が表示される）方法により、ローカル口座番号を登録する。登録したローカル口座番号は、その端末上はただちに有効となる。
- ② 登録したローカル口座番号を使用して、後続の取引を入力する。

## ハ、②ローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号の照会

- 自店で登録しているローカル口座番号または歳入金等ローカル口座番号の照会は、次のとおり行う。

### ▼「ローカル口座番号・照会」画面

ローカル口座番号・照会

印刷 ヘルプ

照会区分：○一括  
● ローカル口座番号 (FromTo)

□画面単位

□全画面指定／全画面指定解除

□現金受

□政府小切手

□財政融資資金貸付指図書

□その他支払

□通常振替

□振替先固定 (国庫金振替明細表入力)

□振替元固定

□組替

□返納金れい入 (現金) 会計センター分

□返納金れい入 (現金) 以外分

□返納金れい入 (振替) 会計センター分

□返納金れい入 (振替) 以外分

□外国送金取組不足額等入力

□支払未済額

□更正等入力 (取消・変更)

□証券不渡 (除く歳入金等)

□帳簿照会・その他帳簿

FromTo

~

キャンセル 完了

### ▼「歳入金等ローカル口座番号・照会」画面

歳入金等ローカル口座番号・照会

印刷 ヘルプ

照会区分：○一括  
● ローカル口座番号 (FromTo)

FromTo

~

キャンセル 完了

- (1) 全てのローカル口座番号を照会する場合  
○ 「照会区分：○一括」のラジオボタン「○」をクリックし、「照会区分：●一括」とする。
- (2) 複数のローカル口座番号を照会する場合  
① 「照会区分：○ローカル口座番号 (FromTo)」のラジオボタン「○」をクリックし、「照会区分：●ローカル口座番号 (FromTo)」とする。  
② 「 FromTo 」に開始番号と終了番号を入力する (終了番号の先頭の数字は開始番号の先頭の数字以上になるように入力する)。
- (3) 一つのローカル番号を照会する場合  
① 「照会区分：○ローカル口座番号 (FromTo)」のラジオボタン「○」をクリックし、「照会区分：●ローカル口座番号 (FromTo)」とする。  
② 「 FromTo 」の左欄に開始番号のみを入力する (例えば、「100」のみを照会するときは、「 100~ 」と入力する)。

ハ、③「地方裁判所」の口座指定

- 平成17年4月1日以降、「〇〇地方裁判所〇〇家庭裁判所〇〇簡易裁判所」および「〇〇地方裁判所〇〇簡易裁判所」の取引官庁名称が「〇〇地方裁判所」に変更され、預託金と保管金取引を有する「〇〇地方裁判所」の取引官庁名による口座指定を行った場合には、同一名称の「〇〇地方裁判所」が2つ表示されるときがあるため、次の①または②の方法により口座指定を行う。
  - ① ローカル口座番号を登録したうえ、同番号による口座指定を行う（P4参照）
  - ② 計算科目名（預託金、保管金）による口座指定を行う（以下を参照）

<取引官庁名による口座指定> …… 使用しない → <計算科目名による口座指定> 「〇〇地方裁判所・預託金」の口座指定

▼口座指定画面：振替—通常振替

取引官庁一覧

〇〇地方裁判所 }  
〇〇地方裁判所 } ← ② 「〇〇地方裁判所」が2つ表示される

▼口座指定画面：振替—通常振替

計算科目一覧

3085 公債償還資金  
1153 公債利子支払資金  
1051 保管金  
1047 預託金 ← ② 「預託金」をクリック

↓

口座一覧

ローカル 口座番号	取引店	取引官庁等 (取引官庁) (官職)	年度	所官庁	計算科目
	〇〇代理店	〇〇検察庁	19年		預託金
	〇〇代理店	〇〇法務局	19年		預託金
	〇〇代理店	〇〇地方裁判所	19年		預託金

③ 「〇〇地方裁判所」をクリック

## 二、50音による取引官庁等の検索

- 口座指定画面における取引官庁および取扱庁の50音検索は、カタカナ以外の文字（「（ 」、「 ）」、「・」、「.」）による検索ができないため、同文字の手前まで入力し検索する。

東北農政局消費・安全部

取引官庁および取扱庁を検索する場合、カタカナ以外の文字「（ 」、「 ）」、「・」、「.」による検索ができないため、同文字の手前まで入力する。

原子力安全・保安院

ホ、「現金受」における納入告知書等の番号、納入氏名の入力

● 現金納付された「納入告知書」等に番号記載がない場合、または、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合は、次のとおり取扱う。  
 (注) 取引店が他店である公庫預託金を一部代用納付証券で受入れた場合は、他店で出力する「振替済通知書」に証券金額を付記する必要があるため、証券金額を付記した領収済通知書(写)を当該取引店に送付する(取引店が日本銀行本支店の場合には、日本銀行業務オンラインにより送付したうえ、送付後速やかに、当該取引店に電話連絡を行う。また、取引店が代理店の場合には、あらかじめ電話連絡のうえ、ファクシミリにより送付する。)

現金納付された「納入告知書」等に番号の記載がない場合は入力を要しない。  
 — 納入告知書等番号が記載されている場合は自店・他店分とも入力。一方、同番号が記載されていない場合は自店・他店分とも入力不要。

被仕向店が出力する「振替済通知書」に印字する必要があるため、納入氏名の漢字がシステム搭載の辞書ファイルに未登録の場合はカタカナまたはひらがなにより入力する(例えば、「高」、「崎」など)。

- ・ (株)、(有)といった法人略語を(株)、(有)(全角1文字の特殊文字)で入力するとエラーとなるため、「(」、「株」、「)」をそれぞれ単独の文字または記号(全角)で入力する。  
 — 株式会社を(株)といった法人略語を使用することは差支えないが、それ以外は納入告知書等に記載のとおり入力する(略したり、入力不要項目として省いたりしない)。
- ・ 全角37文字以上の文字の入力は行うことができない(全角37文字以上の場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに電話連絡し、その指示に従う(電話番号は統合国庫記帳システムの事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照))。

ホ、②「国庫金振替書」(添付書類がある場合)の入力方法

- 「国庫金振替書」(添付書類がある場合)の入力は、次のとおり取扱う。

	国庫金振替書	添付書類	入 力	入力画面「国庫金勘定事務」－「通常入力」	留意点
自店内振替 (受入科目：預託金、 特別調達資金)	1	複数	国庫金振替書単位	「振替」－「通常振替」	「納入告知書等番号」は入力を要しない
	複数	1	国庫金振替書単位	「振替」－「振替元固定」または「通常振替」	
他店付替 (受入科目：預託金、 特別調達資金)	1	複数	添付書類単位	「振替」－「振替元固定」または「通常振替」	「振替書番号」には枝番号として「# 1、# 2」を付番入力
	複数	1	国庫金振替書単位		「納入告知書等番号」は同一番号を入力
返納金戻入れ (会計センター分) (他店付替)	1	複数	添付書類単位	「返納金れい入」－「振替」－「会計センター分」	「振替書番号」には枝番号として「# 1、# 2」を付番入力
	複数	1	入力をせずに、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する。		
振替歳入	1	複数	国庫金振替書単位	「振替」－「通常振替」	「納入告知書等番号」は入力を要しない
	複数	1	国庫金振替書単位	「振替」－「振替元固定」または「通常振替」	



ト、「返納金戻入れ」(会計センター分)の「会計名(計算科目)」等が同一の場合における入力

- 「返納金戻入れ」(会計センター分)のうち、「会計名(計算科目)」・「所管庁」・「項」が同一で、所管する官庁が異なるものを入力する場合は、次のとおり取扱う。
  - 口座指定の口座一覧画面において、「部局等または勘定」名の右に付されている3桁の部局等コードと「返納金納入告知書」の「部局等及び同番号」欄記載の3桁の番号が一致する「部局等または勘定\_項」を選択する。
  - (注1) 交付税及び譲与税配付金特別会計の「内閣府、総務省及び財務省・交通安全対策特別交付金」では、「内閣府」に所属する官庁の口座と「総務省」に所属する官庁の口座の2口座が存在する。交付税及び譲与税配付金特別会計の「内閣府、総務省及び財務省・諸支出金」では、「内閣府」に所属する官庁の口座と「総務省」に所属する官庁の口座の2口座が存在する。
  - (注2) 口座指定の口座一覧画面において、「部局等または勘定」名の右に付されている3桁の部局等コードおよび名称が全て同一の口座が複数ある場合には、適宜の口座を選択し、画面上に表示される「項コード」と「返納金納入告知書」の「項及び同番号」欄記載の3桁の番号が一致する口座を設定する。

▼所属する官庁が「内閣府」の場合

「返納金納入告知書」の「部局等及び同番号」欄記載の3桁の番号と同一の3桁の部局等コードの「部局等または勘定」を選択する。

選択

▼口座指定/口座一覧画面

拡大

年度	所管庁	計算科目	部局等または勘定項	區別
27年	内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金特別会計	060 (内閣府) 交通安全対策特別交付金	
27年	内閣府、総務省及び財務省	交付税及び譲与税配付金特別会計	070 (総務省) 交通安全対策特別交付金	

チ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法(a) (取扱庁の選択)

● 歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力(取扱庁の選択)は、次のとおり取扱う。

- ① 添付書類がない場合は、発生頻度の高い取扱庁について、「取扱庁コード一覧」を作成し、同「コード一覧」から「取扱庁(振替歳入)コード」を入力する。
- ② 添付書類がある場合は、「領収控」から「取扱庁(振替歳入)コード」を入力する。

(注) 同一取扱庁・同一計算科目で主管が異なる口座については、領収控の取扱庁番号を入力して検索することができないため、「リ、歳入金等ローカル口座番号以外による『振替歳入』の入力方法(b) (同一取扱庁・同一計算科目)」により選択する。

印刷 ヘルプ

### 通常振替・口座指定

(振替先)

口座:

取引店:  日本銀行浅草代理店

○ 取引官庁:

◎ 取扱庁(振替歳入):

計算科目:

(振替元)

口座:

取引官庁:

計算科目:

口座設定 キャンセル

(添付書類がない場合)

- 「取扱庁コード一覧」を作成し、当該一覧から口座指定画面の「取扱庁(振替歳入)コード」に直接入力し、右側の「▼」ボタンをクリックする。

▼「取扱庁コード一覧」の作成例

取扱庁コード	取扱庁名	計算科目名(コード)	主所管名(コード)
00 051 315	〇〇税務署	国税収納金整理資金(1016)	—
00 065 101	厚生労働省年金局(〇〇)	年金特別会計(0343)	厚生労働省(6118)
00 019 125	〇〇財務事務所	一般会計(0014)	財務省(6094)
00 075 647	〇〇労働局	労働保険特別会計(0847)	厚生労働省(6118)
01 076 230	〇〇地方整備局(建設)[法務省]	一般会計(0014)	法務省(6077)
02 076 230	〇〇地方整備局(建設)[厚生労働省]	一般会計(0014)	厚生労働省(6118)
03 076 230	〇〇地方整備局(建設)[農林水産省]	一般会計(0014)	農林水産省(6121)
04 076 230	〇〇地方整備局(建設)[国土交通省]	一般会計(0014)	国土交通省(6149)

(添付書類があり、取扱庁番号が記載されている場合)

- 「領収控」に記載されている取扱庁番号を口座指定画面の「取扱庁(振替歳入)コード」に直接入力し、右側の「▼」ボタンをクリックする。

印刷 ヘルプ

### 通常振替・口座指定

(振替先)

口座:

取引店:  日本銀行浅草代理店

○ 取引官庁:

◎ 取扱庁(振替歳入):

計算科目:

(振替元)

口座:

取引官庁:

計算科目:

口座設定 キャンセル

給 領 収 控

国税収納金整理資金	平成 年度	税務署名	税務署番号	整理番号	納付の目的
3209	22	〇〇税務署	00031451	00930059	平成22年4月 支払分源泉所得税

住所	本税	200,000円
〇 〇〇〇〇 〇-〇-〇	延滞税	
氏名 資金前渡官吏 〇〇税務署	合計額	200,000円
総務課長 〇〇 〇〇		

リ、歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法(b) (同一取扱庁・同一計算科目の選択)

- 歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力 (同一取扱庁・同一計算科目) は、次のとおり取扱う。
  - ①発生頻度の高い取扱庁について、「取扱庁マスター一覧」から「取扱庁コード一覧」を作成し、同一覧から「取扱庁 (振替歳入) コード」を入力する。
  - ②取扱庁を50音検索し、表示された取扱庁一覧から選択する。
 (注) 処理の結果出力される「振替済通知書」には角括弧書きで主管名が表示されるが、訂正処理は要しない。

同一取扱庁・同一計算科目コードで主管が異なる口座については、口座を特定するため以下のいずれかの方法により取扱う。

- ①「取扱庁コード一覧」を作成し、「国庫金振替書」に記載の受入科目の主管名から、同一覧に記載の「取扱庁コード」を入力し、右側の「▼」ボタンをクリックして該当する口座を選択する。  
 一例：「通常振替・口座指定」画面から、「〇〇地方整備局 (建設) [法務省]」のコード「01076230」を「取扱庁 (振替歳入) 欄」へ入力。
- ②「国庫金振替書」の振替先欄に記載された取扱庁名を50音検索し、表示された取扱庁一覧から、その取扱庁名に角括弧で付された主管名が「国庫金振替書」の受入科目欄に記載された主管名であることを確認し該当する口座を選択する。

▼「取扱庁コード一覧」の作成例

取扱庁コード	取扱庁名	計算科目名 (コード)	主所管名 (コード)
01 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [法務省]	一般会計 (0014)	法務省 (6077)
02 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [厚生労働省]	一般会計 (0014)	厚生労働省 (6118)
03 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [農林水産省]	一般会計 (0014)	農林水産省 (6121)
04 076 230	〇〇地方整備局 (建設) [国土交通省]	一般会計 (0014)	国土交通省 (6149)
00 051 315	〇〇税務署	国税収納金整理資金 (1016)	—
00 065 101	厚生労働省年金局 (〇〇)	年金特別会計 (0343)	厚生労働省 (6118)
00 019 125	〇〇財務事務所	一般会計 (0014)	財務省 (6094)
00 075 647	〇〇労働局	労働保険特別会計 (0847)	厚生労働省 (6118)

取扱庁コードの冒頭2桁を「01」、「02」等の数字に置換え、角括弧書きで主管名 (例：〇〇地方整備局 (建設) [法務省]) を付記する形で口座を区別。

主管名

り、②歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力方法(c) (両年度整理期間中)

● 歳入金等ローカル口座番号以外による「振替歳入」の入力（両年度整理期間中）は、次のとおり取扱う。

- ・ 「口座指定」の「口座一覧（歳入金）」画面に両年度分（前年度分および当年度分）の口座が表示されるため、「国庫金振替書」に基づき該当する年度分の口座を選択する<sup>(注)</sup>。

(注) 国税収納金整理資金受入金については、「国庫金振替書」に記載の年度に拘わらず、当年度分の口座を選択する。

- 6・7月中にも「口座一覧（歳入金）」画面に両年度分の口座が表示されるため、当年度分の口座を選択する（8月～翌年3月までの間は当年度分の口座のみが表示）。
- 「入力結果確認表（国庫金）」、「歳入金等一覧（受入明細）」、「国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞ [受]）」、「振替済通知書」には、選択した「年度」が印字される。
- 添付書類がない「国庫金振替書」について、取引官庁から「振替済書」および「振替済通知書」の提出を受けている場合には、これを使用して差し支えない。この場合、「添付書類あり」で入力し、「振替済書」および「振替済通知書」を出力しない扱いとする。

<入力手順>

- ① 取扱庁（振替歳入）の選択欄の「○」をクリックし、「●」を表示させる。
- ② 取扱庁コードを入力したうえ、▼ボタンをクリックし、「口座一覧（歳入金）」画面を表示させる。  
または、▼ボタンをクリックし、取扱庁検索（50音検索）により「口座一覧（歳入金）」画面を表示させる。
- ③ 「口座一覧（歳入金）」画面に両年度分の口座が表示されるので、「国庫金振替書」により該当する年度分の口座を選択する。  
—— 国税収納金整理資金受入金については、「国庫金振替書」に記載の年度に拘わらず、当年度分の口座を選択する。

年度	取扱庁	計算科目	所管庁
19年	〇〇労働局	労働保険特別会計	厚生労働省
20年	〇〇労働局	労働保険特別会計	厚生労働省

<添付書類>

## 又、「振替歳入」における余白記載事項の入力

- 国庫金振替書（振替歳入）の余白記載事項に「国家公務員有料宿舎使用料」等と記載されている場合は、「余白記載事項」欄から該当するものを選択する。

### 通常振替・入力

（振替先）

口座：  
取引店：  
取引官庁： ○○整備局（建設）  
計算科目： 社会資本整備事業特別会計  
振替書番号： 10  
金額： 31,000,000 円  
余白記載事項： **国家公務員有料宿舎使用料▼**  
添付書類の有無： あり：○ なし：●

（振替元）

口座：  
取引店： 日本銀行○○支店  
取引官庁： ○○整備局○○事務所  
資格： 資金前渡官吏資金前渡官吏代理  
計算科目： 預託金

他口座入力

当明細クリア

確認

キャンセル

### ▼余白記載事項への入力

- 添付書類がない「国庫金振替書」の余白記載事項欄に次の記載がある場合は、「通常振替・入力」画面の「余白記載事項」欄の「▼」ボタンをクリックし一覧表示させ、該当するものを選択する。

「健康保険料被保険者負担金」  
「船員保険料被保険者負担金」  
「厚生年金保険料被保険者負担金」  
「労働保険料被保険者負担金」  
「国家公務員有料宿舎使用料」  
「議員国庫納金」  
「防衛省職員食事代」  
「防衛省職員被服弁償金」  
「防衛省職員被服代払込金」  
「労働者災害補償保険通勤災害一部負担金」  
「国家公務員通勤災害一部負担金」  
「相殺額」

— 一部相殺超過額の振替においては、添付書類がある場合でも「相殺額」を選択する必要があるため、注意すること（28 ページ参照）

「徴収決定済み」または「徴収決定済」

— 国庫金振替書に「徴収決定済」と記載されている場合は、省令において「振替済書」、「振替済通知書」に「徴収決定済み」と記載する定めとなっているため、「徴収決定済み」を選択する（「徴収決定済み」、「徴収決定済」いずれの場合でも「徴収決定済み」を選択する）。

- 「国庫金振替書」の表面余白に上記以外の「労働保険料」、「所得税」、「延滞金」、「雇用保険料被保険者負担金」等と記載されているものは、余白記載事項とはならない。

ル、「振替歳入」（添付書類が2枚以上の場合）の入力

- 「国庫金振替書」1枚に「納入告知書」等（歳入金等）の添付書類が2枚以上ある場合は、次のとおり取扱う。
  - ① 添付書類の金額合計が「国庫金振替書」の金額と一致していることを確認する。
  - ② 「国庫金勘定事務」－「通常入力」－「振替」－「通常振替」（取扱庁＜振替歳入＞）を選択し、「国庫金振替書」により入力する。  
 （注） 分任歳入徴収官の取扱う歳入金に振替を行うために発行する「国庫金振替書」には、余白に振替済通知書送付先、分任歳入徴収官の官職・氏名、所属庁名および所在地が記載されているので、「振替済通知書」は当該分任歳入徴収官あてに送付する。

添付書類の集計額が「国庫金振替書」の金額と一致していることを確認する。

▼ 「通常振替・確認」画面

通常振替・確認	
入力No. 1	
振替先	
取扱庁	〇〇整備局（建設）
会計年度	平成20年度
所管庁	国土交通省
計算科目	社会資本整備事業特別会計
振替書番号	12
金額	500,000
余白記載事項	
添付書類の有無	あり
一部相殺超過額の表示の有無	なし
振替元	
取引店	日本銀行〇〇代理店
取引官庁	〇〇整備局〇〇事務所
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金

▼ 「入力結果確認表（国庫金）」

入力結果確認表（国庫金）				1		
受付番号 00001				(日付) 20.10.01		
取引情報 通常振替				[ユザ - ID:X00001]		
入力No.	小切手番号等・ 取引店	年度	計算科目	取引官庁・ 取扱庁等	<--借(払)-->	<--貸(受)-->
明細番号	事務処理区分		摘要	余白記載事項		
1	*****	20	社会資本整備 事業特別会計	〇〇整備局（建設）	500,000	
	12 *****					
	*****	20	預託金	〇〇整備局〇〇事務所	500,000	2,000,000
	12 *****					
3	振替					
	振替					
	合計				500,000	500,000

照合

領収控 国庫金 告

20年度  
社会資本整備事業特別会計 国土交通省所管  
〇〇整備局（建設）  
100,000円

集計金額：500,000円。

照合

国庫金振替書

金額 ¥500,000※

ヲ、他店付替（返納金戻入れを除く）の入力

- 「国庫金振替書」1枚に「納入告知書」の添付書類が2枚以上ある場合は、次のとおり取扱う。
  - ① 添付書類の金額合計が「国庫金振替書」の金額と一致していることを確認する。
  - ② 「国庫金勘定事務」－「通常入力」－「振替」－「振替元固定」または「通常振替」により、添付書類1枚ごとに入力する（「国庫金振替書」番号には枝番号「#1、#2」を付番入力）。
  - ③ 「入力結果確認表（国庫金）」の合計金額が「国庫金振替書」の金額と一致していることを確認する。
- 振替元が同一口座の「国庫金振替書」が複数枚ある場合は、「振替元固定」により「国庫金振替書」単位で入力する。

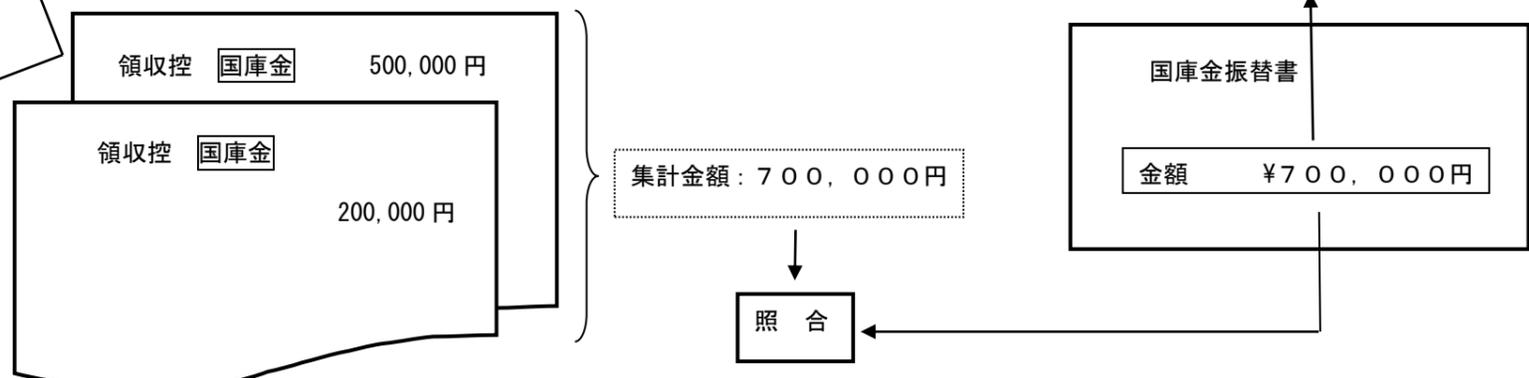
「入力結果確認表（国庫金）」の金額合計が「国庫金振替書」の金額と一致していることを確認する。

▼ 「振替元固定・確認」画面

振替元固定・確認	
入力No. 1	
振替先	
取引店	日本銀行B支店
取引官庁	△△公共職業安定所
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金
振替書番号	15#1
納入告知書等番号	10
金額	200,000
添付書類の有無	あり
振替元	
取引店	日本銀行A支店
取引官庁	〇〇労働局
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金
入力No. 2	
振替先	
取引店	日本銀行B支店
取引官庁	△△公共職業安定所
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金
振替書番号	15#2
納入告知書等番号	11
金額	500,000
添付書類の有無	あり
振替元	
取引店	日本銀行A支店
取引官庁	〇〇労働局
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金

▼ 「入力結果確認表（国庫金）」

受付番号 00001		入力結果確認表（国庫金）		[ユザ-ID: X00001]				
		(日付) 19.10.01						
取引情報 振替元固定								
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	納告番号	取引官庁・取扱庁等 余白記載事項	<--借(払)-->	<--貸(受)-->	<--残-->
1	***** 15#1 (B支店) 振替	19	預託金	10	△△公共職業安定所		200,000	300,000
1	***** 15#1 付替	19	預託金		〇〇労働局	200,000		600,000
2	***** 15#2 (B支店) 振替	19	預託金	11	△△公共職業安定所		500,000	800,000
2	***** 15#2 付替	19	預託金		〇〇労働局	500,000		100,000
合計						700,000	700,000	



ヲ、②「振替元固定」(自店内振替および振替歳入)の入力

- 振替元が同一口座の「国庫金振替書」が複数枚ある場合は、「国庫金勘定事務」－「通常入力」－「振替」－「振替元固定」により「国庫金振替書」単位で入力する。

▼ 「振替元固定・確認」画面

振替元固定・確認	
入力No. 1	
振替先	
取引店	日本銀行A代理店
取引官庁	〇〇公共職業安定所
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金
振替書番号	15
金額	200,000
添付書類の有無	なし
振替元	
取引店	日本銀行A代理店
取引官庁	〇〇労働局
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金
入力No. 2	
振替先	
取引店	日本銀行A代理店
取引官庁	〇〇公共職業安定所
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
算科目	預託金
振替書番号	16
金額	500,000
添付書類の有無	なし
振替元	
取引店	日本銀行A代理店
取引官庁	〇〇労働局
資格	資金前渡官吏 資金前渡官吏代理
計算科目	預託金

▼ 「入力結果確認表(国庫金)」

入力結果確認表(国庫金)				1		
受付番号 00001				(日付) 19.10.01		
取引情報 振替元固定				[1-ザ - ID:X00001]		
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	取引官庁・取扱庁等	<--借(払)-->	<--貸(受)-->
明細番号	事務処理区分		摘要	余白記載事項		<--残-->
1	*****	19	預託金	〇〇公共職業安定所	200,000	300,000
	15					
1	振替					
	*****	19	預託金	〇〇労働局	200,000	600,000
	15					
1	振替					
2	*****	19	預託金	〇〇公共職業安定所	500,000	800,000
	16					
2	振替					
	*****	19	預託金	〇〇労働局	500,000	100,000
	16					
2	振替					
	合計				700,000	700,000

国庫金振替書	
平成 年月日	番号
19.10.1	15
金額	¥200,000※
振替先 資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所 所長 〇〇 〇〇	取引店 日本銀行A代理店
振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
受入科目 預託金	払出科目 預託金
余白記載事項	

国庫金振替書	
平成 年月日	番号
19.10.1	16
金額	¥500,000※
振替先 資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所 所長 〇〇 〇〇	取引店 日本銀行A代理店
振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
受入科目 預託金	払出科目 預託金
余白記載事項	

## ワ、預託金返納金の取扱い

● 預託金返納金の取扱いは、次のとおり取扱う。

- ① 受入日が受入書類に記載の受入期限の前である場合は、預託金として受入れる。
- ② 受入日が受入書類に記載の受入期限の後である場合は、歳入金として受入れる。

(注) 預託金返納金とは、資金前渡官吏が過払額等を返納させるもの。この場合、受入書類には、「納付目的」欄に「預託金」が表示されているほか、「領収控」に「返」の表示がある。

### (1) 受入期限前の取扱い

領 収 控		国 庫 金	返
① 受入期限は、受入書類に「平成 18 年度」かつ「翌年度 5 月 1 日以降歳入組入」の記載があるため、平成 19 年 4 月 30 日となる。		納付目的	下記の金額を領収しました
		預託金	領 19.3.27 収
納付期限 平成 19 年 3 月 30 日	(住所) ○○○○○○○○	平成 18 年度	
納付場所 日本銀行本店、支店 又は代理店	(氏名) ○○ ○○	一般会計	
		国土交通省所管	返納金戻入店
		返納を受ける支払事務担当職員	中国地方整備局総務課長 ○○ ○○
		(部局等名)	(項)
翌年度 5 月 1 日以降歳入組入	(歳入取扱庁名) 中国地方整備局	返納金額	¥ 200,000

国庫金勘定

日付: \_\_\_\_\_  
ユーザーID: \_\_\_\_\_  
ユーザー氏名: \_\_\_\_\_  
蓄代行店: \_\_\_\_\_

現金受・口座指定

口座: \_\_\_\_\_  
取引店: 0000700 日本銀行○○代理店  
取引官庁: \_\_\_\_\_

取引官庁一覧

検索 キャンセル

- 中国運輸局駐在山口社会保険事務局
- 中国運輸局駐在鳥取社会保険事務局
- 中国運輸局駐在島根社会保険事務局
- 中国管区警察局
- 中国管区警察局広島情報通信部
- 中国経済産業局
- 中国公安調査局
- 中国財務局
- 中国四国管区行政評価局
- 中国四国厚生局
- 中国四国厚生局麻薬取締部
- 中国四国農政局広島統計・情報センター 残務承継 中国四国農政局広島農政事務所
- 中国総合通信局
- 中国地方更生保護委員会
- 中国地方整備局
- 中国地方整備局広島港湾空港技術調査事務所
- 中国地方整備局総務部総務課
- 中国地方整備局太田川河川事務所
- 中小企業金融公庫広島支店

② 受入日（平成 19 年 3 月 27 日）が受入期限（平成 19 年 4 月 30 日）の前であるため、統合国庫記帳システムには預託金として入力する。

③ 「口座指定」画面の「取引官庁一覧」で取引官庁を選択する場合、類似した名称があるため、受入書類に記載の取引官庁を選択する（「取引官庁一覧」には「中国地方整備局総務課」はないため「中国地方整備局」を選択する）。  
 — なお、他店付替であって、かつ、取引官庁が不明なときは、取引店に確認する。

### (2) 受入期限後の取扱い

領 収 控		国 庫 金	返
		納付目的	下記の金額を領収しました
		預託金	領 19.5.10 収
納付期限 平成 19 年 3 月 30 日	(住所) ○○○○○○○○	平成 18 年度	
納付場所 日本銀行本店、支店 又は代理店	(氏名) ○○ ○○	一般会計	
		国土交通省所管	返納金戻入店
		返納を受ける支払事務担当職員	中国地方整備局総務課長 ○○ ○○
		(部局等名)	(項)
翌年度 5 月 1 日以降歳入組入	(歳入取扱庁名) 中国地方整備局	返納金額	¥ 200,000

受入日（平成 19 年 5 月 10 日）が受入期限（平成 19 年 4 月 30 日）の後であるため、受入日の属する年度（平成 19 年度）、かつ、受入書類に記載の取扱庁（中国地方整備局）の歳入金（一般会計、国土交通省主管）として取扱う。

カ、委託送金（郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどし

- 委託送金（郵便局払）にかかる支払期限経過による組みもどしの入力は、次のとおり取扱う。
  - ① 「国庫送金支払期限経過報告書」の記載内容が自店で保管している「国庫送金明細票」の要項と一致していることを確認する。
  - ② 照合確認した「国庫送金明細票」から国庫金の受入書類（払込書、受入済通知書）を作成し、統合国庫記帳システムに入力する（「国庫金勘定事務」－「通常入力」－「現金受」）。

<預託金への組みもどしの例>

▼「国庫送金支払期限経過報告書」

国庫送金支払期限経過報告書										
日本銀行 A 代理店 御中										
(日付) 4.4.22										
ゆうちょ銀行△△店										
受託年月日			通知書付日			案内書番号		受取人氏名	金額	払渡店(局)名
3	4	9	3	4	9	40	高橋太郎	50,000	C郵便局	
3	4	13	3	4	13	43	佐藤花子	30,000		
								80,000		

▼「国庫送金明細票」

国庫送金明細票		請求書日付 令和3年4月9日	
払渡店名	〇〇〇-〇〇〇〇 C 郵便局	取扱庁名	D労働基準監督署
受取人住所氏名	〇〇〇-〇〇〇〇 福島市〇〇〇〇〇3-4-5 高橋 太郎	資金の種類別区分	預託金
		金額	¥50,000
		番号	40
		備考	
		(金融期間別合計)	

1件毎に要項が一致していることを確認

▼ 国庫金の受入書類（払込書等、受入済通知書等）の作成・入力

受入済通知書	
第 号	D労働基準監督署 資金前渡官吏
50,000 円	
送金資金一年経過分 内訳別紙のとおり 上記の金額を領収しました。	
年 月 日	
日本銀行 領収印	
D労働基準監督署 資金前渡官吏 殿	

払込書	
第 号	D労働基準監督署 資金前渡官吏
50,000 円	
送金資金一年経過分 内訳別紙のとおり 上記の金額を払い込みました。	
年 月 日	
日本銀行 領収印	
日本銀行 A 代理店 御中	

- ① 「国庫送金明細票」の「取扱庁名」および「資金の種類別区分」により国庫金受入書類（払込書、受入済通知書）を作成する。
- ② 作成した国庫金受入書類（払込書）により統合国庫記帳システムに入力する（「国庫金勘定事務」－「通常入力」－「現金受」）。この場合、「納入告知書等番号」は入力しない。

<注> 「資金の種類別区分」が国税収納金整理資金の場合は、歳入金等へ組みもどす。  
—— 「集計表」を作成し、自店窓口で現金により受入れた他の歳入金等と合わせて、統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」に入力する。

(注)「隔地払等期限経過報告書」を作成、添付する。

レ、「財政融資資金貸付金元金領収控」による現金受入分の入力

●「財政融資資金貸付金元金領収控」による「現金受」の入力は、次のとおり取扱う。

① 現金で受入れた「財政融資資金貸付金元金領収控」および「財政融資資金貸付金元金受入済通知書」は、1日分を取りまとめ、枚数および金額を集計した適宜の集計紙を作成添付し、その集計額が一致していることを確認したうえで、「財政融資資金貸付金元金領収控」に基づき「現金受」画面にその集計額をもって入力する（「財政融資資金貸付金元金領収控」が1枚の場合は、集計紙の作成添付は行わず、同「領収控」から入力する）。

—— 口座は「取引店：日本銀行本店、取引官庁：財務省理財局長\*、計算科目：財政融資資金、財政融資資金区分：財政融資資金貸付金」を指定し、納入告知書番号は入力しない。

\* 取引官庁は「財務省理財局」ではなく、「財務省理財局長」を指定する。

—— 入力は、国庫内為替取引の送信締切時刻（16時）までに行う。

② 入力後に、「入力結果確認表（国庫金）」を出力し、その写に代理店名を表示する。

③ 「入力結果確認表（国庫金）」（写）を「財政融資資金貸付金元金受入済通知書」とともに代理店受入日の翌々営業日の午前10時までに到着するように所属統轄店に送付する（「財政融資資金貸付金元金領収控」が1枚の場合もこれらを所属統轄店あてに送付する。「財政融資資金貸付金元金受入済通知書」のあて先には送付しない）。

▼ 統轄店に送付する「入力結果確認表（国庫金）」（写）

入力結果確認表（国庫金）										〇〇代理店 ← 代理店名を表示する。		1	
（日付）03.04.01												[ユーザ-ID:X00001]	
受付番号	00001												
取引情報	現金受												
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）---	添日付本 書銀 類行	<---貸（受）---	<---残---		
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項						
1	*****	03	国庫内為替										
	*****		現金									500,000,000	
	*****	03	財政融資資金	財政融資資金			財務省理財局長			500,000,000			1,000,000,000
	*****		(本店)	貸付金									
9	振替											1,000,000,000	
合	計											1,000,000,000	

▼ 統轄店に送付する「財政融資資金貸付金元金受入済通知書」

財政融資資金貸付金		国庫金
元金受入済通知書		
あて先	財務省理財局長 殿（理財局管理課）	
第〇〇号 納入者	〇〇〇〇〇〇〇	
償還期限	令和3年4月1日	
債務履行の場所	日本銀行〇〇代理店	
受入科目	財政融資資金・財政融資資金貸付金	
取扱庁	財務省理財局長	
金額	¥100,000,000円	
貸付の種類及び受入区分コード	〇〇〇〇	貸付先コード 〇〇〇〇〇
受領日付等	上記の金額を領収しました。	
	領3.4.1 収	

「財政融資資金貸付金元金領収控」の集計額により入力する。

納入告知書番号の入力は不要（「財政融資資金貸付金元金領収控」が1枚の場合も同様）。

10枚 500,000,000円

枚数および金額を集計した適宜の集計紙を作成添付（10枚：500,000,000円）する。  
— 1枚の場合は添付不要。

(2) 出力計表関係

イ、「入力結果確認表（国庫金）」の印字例

● 「入力結果確認表（国庫金）」の印字例は、次のとおり。

① 「返納金納入告知書」により現金（預託金）を受入れた場合

入力画面の名称を印字

事務処理区分を問わず営業日ごとに「00001」から始まる連続番号を印字

財政融資資金の振替取引で「振替先日本銀行」を選択したときは「B」と印字

入力結果確認表（国庫金）  
(日付) 19. 10. 01

ページ番号 [1-ザ- ID: X00001] 1

入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添付 付本 書銀 類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	***** *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所			500,000	2,000,000
合	計									500,000	

帳簿の明細番号

事務処理区分

公庫等預託金の取引で「証券受領あり」の場合は、「証券受領」と印字、「なし」の場合は空白

納入告知書番号

入力単位ごとにページを付し、当該処理にかかる最終葉に「END」を印字（以下同じ）

END

② 「政府小切手」により現金（預託金）を払出した場合

小切手番号

入力結果確認表（国庫金）  
(日付) 19. 10. 01

ページ番号 [1-ザ- ID: X00001] 1

入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添付 付本 書銀 類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所			200,000	1,800,000
合	計									200,000	

残高がゼロの場合は空白。

③ 「国庫金振替書」(「返納金納入告知書」添付)により自店内振替を行った場合

振替書番号		入力結果確認表(国庫金) (日付) 19. 10. 01					添付書類がある場合、「*」が印字			1	
受付番号 00003										[ユーザ - ID: X00001]	
取引情報 通常振替		年度	計算科目	所管庁等	部局等(勘定)	項	取引官庁・ 取扱庁等	<---借(払)--->	添日 付本 書銀 類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	*****	19	預託金				〇〇公共職業安定所		*	150,000	500,000
1	振替										
	*****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	150,000	*		1,650,000
	振替										
合	計							150,000		150,000	

④ 「国庫金振替書」(添付書類なし)により他店付替(本店)を行った場合

他店振替先		入力結果確認表(国庫金) (日付) 19. 10. 01					添付書類がない場合、blank			1	
受付番号 00004										[ユーザ - ID: X00001]	
取引情報 通常振替		年度	計算科目	所管庁等	部局等(勘定)	項	取引官庁・ 取扱庁等	<---借(払)--->	添日 付本 書銀 類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	*****	19	預託金				〇〇〇〇			500,000	40,000,000
1	振替										
	*****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	500,000			1,150,000
	付替										
合	計							500,000		500,000	

他店付替の場合、事務処理区分欄は「付替」と印字

⑤ 「国庫金振替書」(添付書類なし)により振替歳入を行った場合

入力結果確認表 (国庫金)										1	
(日付) 21. 01. 16										[ユーザ - ID: X00001]	
受付番号 00005											
取引情報 通常振替											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等 (勘定)	項	取引官庁・取扱庁等	<---借(払)--->	添日付本書銀類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	*****	20	社会資本整備事業特別会計				〇〇整備局(建設) 国家公務員有料宿舎使用料			300,000	
	10 ***** ***** 振替										
	*****	20	預託金				〇〇整備局〇〇事務所	300,000			8,000,000
	10 ***** 1 振替										
合	計							300,000		300,000	

振替歳入は明細番号欄に「\*\*\*\*\*」が印字

「国庫金振替書」に記載されている余白記載事項が印字

⑥ 「返納金納入告知書」(他店<本店>分)を現金で受入れた場合

入力結果確認表 (国庫金)										1	
(日付) 21. 01. 16										[ユーザ - ID: X00001]	
受付番号 00006											
取引情報 返納金れい入(現金)会計センター分											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等 (勘定)	項	取引官庁・取扱庁等	<---借(払)--->	添日付本書銀類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	*****	20	国庫内為替							300,000	
	***** ***** 現金										
	*****	20	一般会計	文部科学省	文部科学本省	スポーツ振興費〇〇〇〇	財務省会計センター	-300,000			5,000,000
	***** (本店) 1 振替										
合	計							-300,000		300,000	

計算科目欄に「国庫内為替」が印字

摘要欄に「れい入」と印字

「債主コード」および「整理番号」

⑦ 「国庫金振替書」(「返納金納入告知書」添付)により他店付替(本店)を行った場合

入力画面「返納金れい入(振替)会計センター分・入力」には入力項目「添付書類の有無」がないため、「\*」は印字されない。

入力結果確認表(国庫金)										1	
(日付) 21. 01. 16										[ユーザ - ID: X00001]	
取引情報 返納金れい入(振替)会計センター分											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等(勘定)	項	取引官庁・取扱庁等	<---借(払)--->	添日付本 書銀 類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	***** 16 (本店)	20	一般会計	裁判所	検察審査会	検察審査会0000	財務省会計センター	-6,000			100,000
1	振替		れい入			0000000000・0-000 00000					
1	***** 16 付替	20	預託金		〇〇地方裁判所			6,000			120,000
合 計											

⑧ 「国庫金組替書」により振替(国税収納金整理資金から国税資金支払未済繰越金への振替)を行った場合

入力結果確認表(国庫金)										1	
(日付) 21. 03. 31										[ユーザ - ID: X00001]	
取引情報 組替											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等(勘定)	項	取引官庁・取扱庁等	<---借(払)--->	添日付本 書銀 類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	*****	20	国税資金支払未済繰越金	平成18年度・国税収納金整理資金			〇〇税務署			60,000	60,000
1	振替										
1	*****	20	国税収納金整理資金 国税未済へ				〇〇税務署	60,000			-60,000
1	振替										
合 計								60,000		60,000	

⑨ 当日自店更正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」を取消し「正当分」を通常入力）

更正の種類として「自店更正」が印字

入力結果確認表（国庫金）  
（日付）19. 10. 01

1  
[ユーザ - ID: X00001]

受付番号 00003

取引情報 現金払（政府小切手）・自店更正（取消）

入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本書銀類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000	← 更正対象明細		1,800,000
2	現金										
	10 ***** *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	-200,000	← 取消明細		2,000,000
3	現金		19.10.1分 自店更正納	19.10.01							
合	計										

更正対象明細の入力時における残高が印字

入力結果確認表（国庫金）  
（日付）19. 10. 01

1  
[ユーザ - ID: X00001]

受付番号 00004

取引情報 現金払（政府小切手）

入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本書銀類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	100,000	← 通常入力		1,900,000
4	現金										
合	計							100,000			

⑩ 後日自店更正を行った場合(上記②「政府小切手による預託金の現払」を更正)

入力結果確認表 (国庫金)											
(日付) 19. 10. 04											
1											
受付番号 00003 [ユーザ - ID: X00001]											
取引情報 現金払 (政府小切手)・自店更正 (取消・変更)											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等 (勘定)	項	取引官庁・取扱庁等	<---借(払)--->	添日付本書銀類行	<---貸(受)--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
	10 ***** *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	-200,000			2,000,000
3	現金		19.10.1分 自店更正納	19.10.01							
	***** ***** *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	100,000			1,900,000
4	現金		19.10.1分 正当分	19.10.01							
合 計								100,000			

更正対象明細の入力時における残高が印字

⑪ 官庁更正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」のうち計算科目を更正<預託金→保管金>）

更正の種類として「官庁更正」が印字

受付番号 00003		訂正請求書番号		入力結果確認表（国庫金）				1			
				（日付）19. 10. 04				[ユザ - ID: X00001]			
取引情報 現金払（政府小切手）・官庁更正（取消・変更）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本 書銀 類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 ***** 〇〇社保NO.1	19	預託金				〇〇労働局	200,000	← 更正対象明細		1,800,000
2	現金 ***** 〇〇社保NO.1	19	預託金				〇〇労働局	-200,000	← 取消明細		2,000,000
3	振替 ***** 〇〇社保NO.1		更正納	19.10.01							
4	振替 ***** 〇〇社保NO.1	19	保管金	19.10.01			〇〇労働局	200,000	← 正当明細		1,800,000
合 計								200,000			

更正対象明細の入力時における残高が印字

⑫ 自店の誤りによる後日訂正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」のうち小切手番号を訂正<「10」→「15」>）

入力結果確認表（国庫金）											1
（日付）19. 10. 04											[ユ-ザ- ID:X00001]
取引情報 現金払（政府小切手）・自店更正（訂正）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本書銀類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
	15 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
合	計							400,000			

「自店更正（訂正）と印字

※ 自店の誤りによる後日更正の場合は「自店更正（取消・変更）」、後日訂正および後日更正を同時に行った場合は「自店更正（訂正および取消・変更）」と印字される。

⑬ 官庁請求による後日訂正を行った場合（上記②「政府小切手による預託金の現払」のうち小切手番号を訂正<「10」→「15」>）

入力結果確認表（国庫金）											1
（日付）19. 10. 04											[ユ-ザ- ID:X00001]
取引情報 現金払（政府小切手）・官庁更正（訂正）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本書銀類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
	15 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	200,000			1,800,000
2	現金										
合	計							400,000			

「官庁更正（訂正）と印字

※ 官庁請求による後日更正の場合は「官庁更正（取消・変更）」、後日訂正および後日更正を同時に行った場合は「官庁更正（訂正および取消・変更）」と印字される。

ハ、一部相殺超過額取引の入力確認

- 相殺額と記載された「国庫金振替書」と、その添付書類として「一部相殺超過額」と記載された納入告知書等の提出を受けた場合（振替歳入）は、次のとおり取扱う（この場合、「国庫金振替書」と「納入告知書」の金額は異なる）。
  - ① 操作者は、入力画面において、「余白記載事項」欄については「相殺額」を選択するほか、「添付書類の有無」欄については「あり」を、「一部相殺超過額の表示の有無」欄については「あり」を選択する。
  - ② 「一部相殺超過額の表示の有無」は、「入力結果確認表（国庫金）」を確認できない（当該項目は印字されない）ため、確認者は「確認画面」または当該画面を印刷したペーパーにより、「添付書類の有無」欄および「一部相殺超過額の表示の有無」欄をいずれも「あり」としていることを確認する。
  - ③ 操作者は、当該データの送信後、直ちに当該「振替済書」、「振替済通知書」を出力し、誤りのないことを確認する。
  - ④ 添付書類の領収済通知書等は、出力した「振替済通知書」に添付して交付する（領収済通知書および領収証書には振替印の押捺は不要）。

国庫金振替書

平成 年 月 日 3. 5. 10	番号 10	
金額 ¥31,000,000-		
振替先 〇〇整備局（建設）	取引店	
振替元 資金前渡官吏 〇〇整備局〇〇事務所 〇 〇 〇 〇	振替依頼店 日本銀行〇〇代理店	
受入科目 令和3年度歳入 国土交通省所管 社会資本整備事業特別会計	払出科目 預託金	余白記載事項 相殺額  印

本ケースでは、「国庫金振替書」と「納入告知書」の金額が異なるため、領収証書等を「振替済書」等に代用することができない。このため、「一部相殺超過額の表示の有無」について、「あり」を選択し「振替済書」、「振替済通知書」を出力する（「一部相殺超過額の表示の有無」を「あり」とし、「添付書類の有無」を「あり」とすることで、「振替済書」等の出力が可能となる）。

通常振替・入力  
(振替先)

口座:  
取引店:  
取引官庁: 〇〇整備局（建設）  
計算科目: 社会資本整備事業特別会計  
振替書番号: 10  
金額: 31,000,000 円  
余白記載事項: 相殺額  
添付書類の有無: あり: ● なし: ○  
一部相殺超過額の表示の有無: あり: ● なし: ○

(振替元)

口座:  
取引店: 日本銀行〇〇支店  
取引官庁: 〇〇整備局〇〇事務所  
資格: 資金前渡官吏資金前渡官吏代理  
計算科目: 預託金

他口座入力 当明細クリア  
確認 キャンセル

納入告知書・領収証書

国庫金 (番号)

領収済通知（報告）書

国庫金 (番号)

領収控

国庫金 (告) (番号)

右のとおり納付して下さい。なお、納付期限内に完納されなかったときは、右の延滞金の計算方法により延滞金額を計算して、その額及び合計額を該当欄に記入して納付して下さい。

年 月 日 (歳入徴収官、歳入徴収官代理、分任歳入徴収官又は分任歳入徴収官代理官職氏名)

納付期限 (住所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-1  
納付場所 (氏名) 〇〇 〇〇 殿

納付目的  
一部相殺超過額  
延滞金の計算方法

下記の金額を領収しました。  
(領収年月日および領収者名)

令和3年度  
(社会資本整備事業特別会計) (国土交通省 所管)  
(取扱庁名 〇〇整備局（建設）(番〇〇〇〇〇〇号))

元 本 (科目又は符号)									
延 滞 金 (科目又は符号)									
合 計 額	3	5	0	0	0	0	0	0	0

翌年度5月1日以降現年度歳入組入

一部相殺超過額

「国庫金振替書」に「相殺額」の表示があり、「国庫金振替書」と同額の添付書類があるものがあるので、混同しないよう注意する。

二、残高不足発生時の対応

- 残高不足が発生した場合は、次のとおり取扱う（残高不足は「入力結果確認表（国庫金）」の残高不足エラーメッセージを確認する以外に方法はないので、注意する）。
  - ① 「入力結果確認表（国庫金）」の残高欄は空白となるため、「国庫金勘定事務」－「帳簿照会」－「その他帳簿」により当該帳簿（「預託金内訳帳」など）を出力し、残高不足額を算出する。
  - ② 自店の入力内容に誤りがないことを確認する。
  - ③ 当該官庁に対して、残高不足が発生した旨連絡する。
    - ―― 上級官庁からの資金振替が遅延している場合等、必要に応じて日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する（電話番号は統治国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。

▼ 「国庫金振替書」

国庫金振替書		
平成 年 月 日 27. 10. 3	番号 14	
金額 ¥5,000,000※		
振替先 資金前渡官吏 ○○公共職業安定所長○○○○	取引店 日本銀行○○代理店	
振替元 資金前渡官吏 ○○労働局 総務部総務課長○○○○	振替依頼店 日本銀行○○代理店	
受入科目 預託金	払出科目 預託金	余白記載事項

残高不足のエラーメッセージ（画面上赤字で表示されるほか、カラープリンターの場合は赤字で印字される）。

残高欄は空白。

▼ 「入力結果確認表（国庫金）」

入力結果確認表（国庫金）										
（日付）27. 10. 03										
受付番号 00001								1		
取引情報 通常振替								[ユーザ - ID: X00001]		
入力NO.	小切手番号等・ 取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・ 取扱庁等	<---借（払）--->	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書番 号・払込人・納入氏名	余白記載事項			
<b>エラー (M177086E) M177086E: 残高不足のため、当該データは記帳されていません</b>										
1	***** 14 (○○代理店)	27	預託金				○○公共職業安定所		5,000,000	
0	振替 ***** 14	27	預託金				○○労働局	5,000,000		
0	付替									
合計								5,000,000		

- 「国庫金処理別受払高表」の印字例は、次のとおり。

計区分	印字内容
「自店計」	①「自店入力分」、②「他店入力分」、③「センターからの連動分」、④「自店計」(①+②+③)。

自店口座の受入額が印字。記帳対象外口座(国庫内為替、歳入金<振替>、国税収納金整理資金<振替>)は冒頭に「\*」が印字。

▼ 「国庫金処理別受払高表(科目別検証用<添付・入力件数等>)[受]

国庫金処理別受払高表(科目別検証用<添付・入力件数等>)[受]							取引日 19.10.01	
平成19年度10月分自店計							〇〇代理店	
現金								
<自店(窓口)>	<交換所>	別計算		<計>	送信摘要	コード	計算科目	<振替>
		<送金>	<その他>		コード	コード	名称	
(D)45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	(H)6,000,000
(A)35,000,000	-----	-----		35,000,000	070	1051	保管金	(E)4,000,000
(C)-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	(G)-4,000,000
(A)3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	* 国庫内為替	
							* 歳入金	(E)2,000,000
							* 国税収納金整理資金受入金	(E)2,000,000
48,000,000	-----	-----		48,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----		5			入力件数合計	6
(I)10,000	-----	-----		10,000			現金受歳入金等	
48,010,000	-----	-----		48,010,000			金額総計	10,000,000

他店口座分の「国庫内為替」現金受

<「国庫金処理別受払高表[受]」に印字される主な内容>

<現金> <自店(窓口)>	<振替>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入力時の「事務処理区分」が「現金」で以下のもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(A) 現金受                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 返納金戻入れ</li> </ul> </li> <li>(C) 自店更正のうち更正払(-)</li> <li>(D) 自店更正のうち正当記入                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自店更正のうち返納金戻入れ更正払(-)</li> <li>・ 自店更正のうち返納金戻入れの正当記入</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>○ 「国庫金受払集計報告(代理店直報分)・入力」画面で入力した以下の「歳入金等金額」</li> <li>(I) 歳入金等の現金受(前年度分を含む)                             <ul style="list-style-type: none"> <li>—— 表示パターン「へ、②『国庫金処理別受払高表』の印字例」参照。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「振替」で入力したもので以下のもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>(E) 振替受                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他店口座からの振替受</li> <li>・ 返納金戻入れ</li> <li>・ 他店口座からの返納金戻入れ</li> </ul> </li> <li>(G) 自店更正のうち更正払(-)</li> <li>(H) 自店更正のうち正当記入                                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自店更正のうち返納金戻入れ更正払(-)</li> <li>・ 自店更正のうち返納金戻入れの正当記入</li> <li>・ 官庁更正のうち更正払・年度(-)</li> <li>・ 官庁更正のうち更正払・科目(-)</li> <li>・ 官庁更正のうち返納金戻入れ更正払・年度(-)</li> <li>・ 官庁更正のうち返納金戻入れ更正払・科目(-)</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞）[払]」

自店口座の支払額が印字。記帳対象外口座（国庫内為替、公債利子支払資金、公債償還資金）は冒頭に「\*」が印字。

国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞） [払]					取引日 19.10.01		6	
平成19年度10月分自店計					〇〇代理店			
現金								
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要		計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	<計>	コード	コード	名称	
(C) 40,000				40,000	070	1047	預託金	(D) 10,000,000
(A) 40,000				40,000	082	1047	預託金	(E) -2,000,000
(B) -40,000				-40,000	070	1051	保管金	(F) 2,000,000
					082	1051	保管金	
				40,000			金額合計	10,000,000
				3			入力件数合計	6

「事務処理区分」を「手形交換所」、「国庫送金」、「当預その他」で入力したものが印字されるが、これらの「事務処理区分」は自行庫所定の区分により入力する。

- <預託金の振替払・内訳>
- ① 保管金への振替払（4,000,000円）
  - ② 歳入金への振替払（2,000,000円）
  - ③ 国税収納整理資金受入金への振替払（2,000,000円）
  - ④ 一般会計への振替払（2,000,000円）

<「国庫金処理別受払高表 [払]」に印字される主な内容>

<現金> <自店（窓口）>	<振替>
<p>○ 入力時の「事務処理区分」が「現金」で以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(A) 現金払</li> <li>(B) 自店更正のうち更正納（－）</li> <li>(C) 自店更正のうち正当記入</li> </ul> <p>※ 「国庫金処理別受払高表 [受]」のように、「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力」画面で入力した歳入金等の現金払は印字されない。</p>	<p>○ 「振替」で入力したもので以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(D) 振替払                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 他店口座への振替払</li> </ul> </li> <li>(E) 自店更正のうち更正納（－）</li> <li>(F) 自店更正のうち正当記入                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 官庁更正のうち更正納・年度（－）</li> <li>・ 官庁更正のうち更正納・科目（－）</li> </ul> </li> </ul>

● 「国庫金処理別受払高表」(受)の印字パターンは、次のとおり。

(1) 通常入力と歳入金等現金受が発生した場合

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							4	
平成19年度04月分自店計							取引日 19.04.13	
							〇〇代理店	
現金								
<自店(窓口)>	別計算			送信摘要		計算科目		<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	<計>	コード	コード	名称	
45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	6,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1051	保管金	4,000,000
-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	-4,000,000
3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	*国庫内為替	
							*歳入金	2,000,000
							*国税収納金整理資金受入金	2,000,000
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数合計	6
10,000	-----	-----		10,000			現金受歳入金等	-----
48,010,000	-----	-----	40,000,000	88,010,000			金額総計	10,000,000

「国庫金受払集計報告(代理店直扱分)・入力」画面で入力した歳入金等現金受(前年度分を含む)が印字。

「金額総計」(88,010,000) = 「金額合計」(88,000,000) + 「現金受歳入金等」(10,000)

(2) -① 通常入力(本年度分)のみ発生した場合(歳入金等現金受入はなし)

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							4	
平成19年度04月分自店計							取引日 19.04.13	
							〇〇代理店	
現金								
<自店(窓口)>	別計算			送信摘要		計算科目		<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	<計>	コード	コード	名称	
45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	6,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1051	保管金	4,000,000
-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	-4,000,000
3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	*国庫内為替	
							*歳入金	2,000,000
							*国税収納金整理資金受入金	2,000,000
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数合計	6
0	-----	-----		0			現金受歳入金等	-----
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額総計	10,000,000

歳入金等現金受入がない場合はゼロが印字される。

## (2) -② 通常入力（前年度分）のみ発生した場合（歳入金等現金受入はなし）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞）							[受]		2
平成18年度04月分自店計							取引日 19.04.13		〇〇代理店
＜現金＞									
＜自店（窓口）＞	＜別計算＞			＜計＞		送信摘要	コード	計算科目	＜振替＞
	＜交換所＞	＜送金＞	＜その他＞			コード		名称	
								* 歳入金	2,000
								金額合計	2,000
								入力件数合計	1

## (3) 歳入金等現金受のみ発生した場合（通常入力はなし）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞）							[受]		1
平成19年度04月分自店計							取引日 19.04.13		〇〇代理店
＜現金＞									
＜自店（窓口）＞	＜別計算＞			＜計＞		送信摘要	コード	計算科目	＜振替＞
	＜交換所＞	＜送金＞	＜その他＞			コード		名称	
10,000				10,000				現金受歳入金等	
10,000				10,000				金額総計	

(4) 歳入金等現金受を後日統轄店に訂正依頼した場合 (10,000→5,000 円に訂正)

▼ 訂正の対象日 (2 / 13日)

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							4	
平成18年度02月分自店計							取引日 19.02.13	
							〇〇代理店	
<-----現金----->								
<自店(窓口)>	<-----別計算----->			<計>	送信摘要		計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>		コード	コード	名称	
45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	6,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1051	保管金	4,000,000
-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	-4,000,000
3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	* 国庫内為替	
							* 歳入金	2,000,000
							* 国税収納金整理資金受入金	2,000,000
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数合計	6
10,000	-----	-----		10,000			現金受歳入金等	-----
48,010,000	-----	-----	40,000,000	88,010,000			金額総計	10,000,000

▼ 統轄店における訂正の実施日 (2 / 14日)

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							4	
平成18年度02月分自店計							取引日 19.02.14	
							〇〇代理店	
<-----現金----->								
<自店(窓口)>	<-----別計算----->			<計>	送信摘要		計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>		コード	コード	名称	
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1047	預託金	4,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000			金額合計	4,000,000
1	-----	-----	1	2			入力件数合計	2
70,000	-----	-----		70,000			現金受歳入金等	-----
35,070,000	-----	-----	40,000,000	75,070,000			金額総計	4,000,000

訂正の実施日 (2/14日) に「国庫金受払集計報告 (代理店直扱分)・入力」画面で入力した歳入金等現金受 (70,000 円) が印字される (訂正分は反映されない)。

▼ 統轄店で訂正を実施した日（2 / 14日）に訂正の対象日分（2 / 13日）を再出力したとき

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]							4	
平成18年度02月分自店計							取引日 19.02.13	
							〇〇代理店	
<-----現金----->								
<自店（窓口）>	<-----別計算----->			<計>	送信摘要 コード	コード	計算科目 名称	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>					
45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	6,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1051	保管金	4,000,000
-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	-4,000,000
3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	* 国庫内為替	
	-----	-----					* 歳入金	2,000,000
	-----	-----					* 国税収納金整理資金受入金	2,000,000
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数合計	6
5,000	-----	-----	-----	5,000			現金受歳入金等	-----
48,005,000	-----	-----	40,000,000	88,005,000			金額総計	10,000,000

2/14日に「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力」画面（訂正対象日2/13日）で訂正した歳入金等現金受（10,000→5,000円）が印字される。

(5) 両年度整理期間中や前月分の自店更正など「自店計」が複数枚出力される場合

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							4	
平成19年度04月分自店計							取引日 19.04.13	
							〇〇代理店	
<-----現金----->								
<自店(窓口)>	<-----別計算----->			<計>	送信摘要	コード	計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>		コード	コード	名称	
45,000,000	-----	-----		45,000,000	070	1047	預託金	6,000,000
35,000,000	-----	-----	40,000,000	75,000,000	070	1051	保管金	4,000,000
-35,000,000	-----	-----		-35,000,000	082	1051	保管金	-4,000,000
3,000,000	-----	-----		3,000,000	070	1417	* 国庫内為替	
	-----	-----					* 歳入金	2,000,000
	-----	-----					* 国税収納金整理資金受入金	2,000,000
48,000,000	-----	-----	40,000,000	88,000,000			金額合計	10,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数合計	6
10,000	-----	-----		10,000			現金受歳入金等	-----
48,010,000	-----	-----	40,000,000	88,010,000			(A) 金額総計	10,000,000

国庫金処理別受払高表 (科目別検証用<添付・入力件数等>) [受]							6	
平成18年度04月分自店計							取引日 19.04.13	
							〇〇代理店	
<-----現金----->								
<自店(窓口)>	<-----別計算----->			<計>	送信摘要	コード	計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>		コード	コード	名称	
	-----	-----					* 歳入金	2,000,000
	-----	-----					(B) 金額合計	2,000,000
	-----	-----					入力件数合計	1
48,010,000	-----	-----	40,000,000	88,010,000			(C) 金額総計 (総合計)	12,000,000
5	-----	-----	1	6			入力件数総計	7

両年度期間中や前月分の自店更正など「自店計」が複数枚出力される場合には、「金額総計 (総合計)」が前年度分または前月分に印字される (「国庫金処理別受払高表 [払] も同様)。  
 ・(C)「金額総計 (総合計)」= (A)「金額総計」(19年度4月分) + (B)「金額合計」(18年度4月分)

ト、「国庫金処理別受払高表」等と自行庫で定めた勘定との照合

● 毎営業日、「国庫金処理別受払高表（自店計）」を照会出力し「金額総計」（受の場合）または「金額合計」（払の場合）（「自店計」が複数枚出力されたときは受、払とも「金額総計（総合計）」）について、自行庫で定めた勘定および預金店への報告金額と照合する。

(1) 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[受]」の照合

▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[受]」

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]							取引日 25.05.01 <sup>3</sup>
平成25年度05月分自店計							〇〇代理店
現金				<計>	送信摘要 コード	コード	計算科目 名称
<自店（窓口）>	<交換所>	<送金>	<その他>				
30,000,000	-----	-----		30,000,000	070	1047	預託金
25,000,000	-----	-----		25,000,000	070	1051	保管金
55,000,000	-----	-----		①55,000,000			金額合計
2	-----	-----		2			入力件数合計
15,000,000	-----	-----		②15,000,000			現金受歳入金等
70,000,000	-----	-----		③70,000,000			金額総計

▼ 「歳入金等受入合計表」（代理店扱分・現金）

(金額: 5,000,000円) 歳入金等受入合計表

取扱区分 コード	現振区分 コード	日付関連 検証区分 コード	取扱店 識別コード	金融機関コード	歳入金等受入合計表	
0	1	0	2	〇〇〇〇〇〇〇〇		
金融機関名					〇〇銀行〇〇支店	
合計表通番	小計表束有無	資金払込日	受入日			
01	0	250507	250501			
受入書類枚数		金額				
200		10,000,000				

③=①+②

自行庫で定めた勘定（代理店扱歳入金等を払込店で取まとめている場合には、当該取まとめ額を除いた金額）および預金店への報告金額と照合。  
 —— 前月分の歳入金等の派出収納が発生した場合は、③の計数に同派出収納にかかる「歳入金等受入合計表」を加算して得た金額と上記照合を行う。

15,000,000円(②) …… 「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力」画面から入力した歳入金等金額

「集計表処理分」

「領収済通知書処理分」

(2) 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞）[払]」の照合

▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞）[払]」

国庫金処理別受払高表（科目別検証用＜添付・入力件数等＞） [払]							取引日 19. 10. 15	6
平成 19 年度 10 月分 自店計							〇〇代理店	
現金				送信摘要 コード	コード	計算科目 名称	<振替>	
<自店（窓口）>	<交換所>	<送金>	<その他>					
40,000						預託金	10,000,000	
				070	1047	預託金	-2,000,000	
40,000				082	1047	保管金	2,000,000	
-40,000				070	1051	保管金		
				082	1051			
40,000	-----	-----		①40,000		金額合計	10,000,000	
3	-----	-----		2		入力件数合計	6	

▼ 自店で受入れた小切手等が不渡りとなった場合に作成する「国庫金組替書」(例)

① ②  
 ①  
 ②

国庫金組替書（払出）

② 5,000円

振替先 〇〇税務署

振替元

受入科目 平成 19 年度 国税収納金整理資金受入 10 月 11 日分現金更正払 小切手等不渡	払出科目
--	------

(日付) 19. 10. 15  
日本銀行〇〇代理店

リ、「歳入金等一覧（受入明細）」の印字

●「歳入金等一覧（受入明細）」は、振替先の「年度」を降順にソートし、「受入科目」コード、「主所管」コード、「取扱庁」コード、「振替書番号」を昇順にソートし印字される（振替先の「年度」、「受入科目」、「主所管」、「取扱庁」ごとに、件数および金額の小計を印字）。また、振替歳入について、当日自店更正を行った場合、同「一覧（受入明細）」には、正当分のみが印字される。

振替先の印字項目をソート（「年度」は降順にソート、「受入科目」コード、「主所管」コード、「取扱庁」コード、「振替書番号」は昇順にソート）して印字される（振替先の「年度」、「受入科目」、「主所管」、「取扱庁」ごとに、件数および金額の小計を印字）。

▼ 「歳入金等一覧（受入明細）」の出力例

歳入金等一覧（受入明細） （日付）25. 05. 01					1 〇〇代理店							
振替書番号	年度	（振替） 払出科目	元 所管庁	取引官庁	年度	受入科目	（振替） 主所管	先 取扱庁	余白記載事項	件数	金額	
13	25	保管金		〇〇裁判所	25	一般会計	裁判所	〇〇〇〇裁判所			100,000	
										小計	1	100,000
14	25	預託金		〇〇財務事務所	25	一般会計	財務省	〇〇財務事務所			200,000	
15	25	預託金		〇〇財務事務所	25	一般会計	財務省	〇〇財務事務所			300,000	
16	25	預託金		〇〇財務事務所	25	一般会計	財務省	〇〇財務事務所			400,000	
										小計	3	900,000
17	25	預託金		〇〇労働局	25	一般会計	厚生労働省	〇〇労働局			500,000	
18	25	預託金		〇〇労働局	25	一般会計	厚生労働省	〇〇労働局			600,000	
19	25	預託金		〇〇労働局	25	一般会計	厚生労働省	〇〇労働局			700,000	
										小計	3	1,800,000
10	25	預託金		〇〇税務署	25	国税収納金整理資金		〇〇税務署			800,000	
11	25	預託金		〇〇税務署	25	国税収納金整理資金		〇〇税務署			900,000	
12	25	預託金		〇〇税務署	25	国税収納金整理資金		〇〇税務署			1,000,000	
										小計	3	2,700,000
										合計	10	5,500,000

照 合

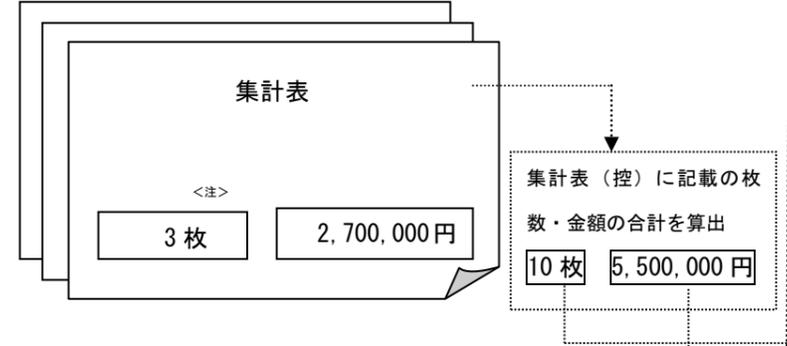
件数、金額が一致しない場合は、「集計表」と「小計」を照合し、誤りの原因を調査する。

<注>領収済通知書等と国庫金振替書の枚数が異なる場合には、P1またはP1の2の「【振替歳入<歳入金または国税収納金整理資金受入金への振替にかかるもの>】参照。

振替歳入について、当日自店更正を行った場合（「更正等入力」により取消を実施した後、「通常入力」により正当データを入力）は、正当分のみが印字される。

「集計表」は、「歳入金等一覧（受入明細）」の「小計」から作成しないこと（「国庫金振替書」等から作成）。

▼ 「集計表（控）」（代理店扱分・振替）



- 受払証票との照合は、「国庫金勘定事務」－「計表照会」－「日次（合計書（払出）等）」により、「合計書（受入）」および「合計書（払出）」を出力し、次のとおり取扱う。
  - 出力・照合失念を防止するため、受入または払出の取引がない場合であっても、受入および払出両方の合計書の出力操作を行い、画面に「M177010E：当該データが存在しません」のメッセージが表示されることを確認する。
  - 合計書を出力した結果、添付する受払証票がないものについては、当該合計書を保管する必要はないが、受払証票の有無により合計書の保管または廃棄の取扱いを区別することが煩瑣な場合には、添付する受払証票がない合計書も含め一律に保管する扱いとしても差し支えない。
  - なお、センター支出官等を返納先とする歳出金にかかる返納金戻入の受入証票は、「合計書（払出）」との照合を行ったうえ、同「合計書（払出）」に添付して保管することとなる。

1. 「合計書」の印字例

①会計年度（降順）、②預託金（取引官庁コード<昇順>）、③公庫預託金（同）、④保管金（同）、⑤供託金（同）等の順番で出力される。

(1) 「合計書（受入）」

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
預託金	〇〇〇〇						
	受入額	A	B、C	D、E	F、G	H、I	
	更正払						
	改計						
保管金	〇〇〇〇						
	受入額			J、K		L	
	更正払						
	改計						

	現金（入力時の事務処理区分：現金、別計算）		振替（振替で入力したもの）		内訳帳限り
	通常分等	更正分等	通常分等	更正分等	
受入額	① 現金受	② 自店更正のうち更正払（－） ③ 自店更正のうち正当記入	④ 振替受 ⑤ 他店口座への振替受	⑥ 自店更正のうち更正払（－） ⑦ 自店更正のうち正当記入	⑧ 自店更正のうち更正払（－） ⑨ 自店更正のうち正当記入
更正払			⑩ 官庁更正のうち更正払・年度（－） ⑪ 官庁更正のうち更正払・科目（－）		⑫ 官庁更正のうち更正払・口座（－）
改計	通常分等の計	更正分等の計	通常分等の計	更正分等の計	内訳帳限りの計

(2)「合計書（払出）」

①会計年度（降順）、②一般会計（所管庁の建制順コード<昇順>、取引官庁コード<昇順>）、③特別会計（計算科目コード<昇順>、所管庁の建制順コード<昇順>、取引官庁コード<昇順>）、④預託金（取引官庁コード<昇順>）、⑤公庫等預託金（同）、⑥保管金（同）、⑦供託金（同）等の順番で出力される。

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
一般会計 ○○○○							
19	支払額	Ⓐ	Ⓑ、Ⓒ	Ⓓ、Ⓔ、Ⓕ、Ⓖ	Ⓕ、Ⓖ	Ⓙ、Ⓚ	
	返納金れい入	Ⓜ	Ⓝ、Ⓖ	Ⓖ、Ⓙ	Ⓚ、Ⓝ	Ⓛ、Ⓡ	
	更正納改計						
年金特別会計 ○○○○							
19	支払額				Ⓟ、Ⓠ		
	返納金れい入					Ⓢ、Ⓣ	
	更正納改計					Ⓤ、Ⓡ	

	現金（入力時の事務処理区分：現金、手形交換所、国庫送金、当預その他）		振替（振替で入力したもの）		内訳帳限り
	通常分等	更正分等	通常分等	更正分等	
支払額	Ⓐ 現金払	Ⓑ 自店更正のうち更正納（－） Ⓒ 自店更正のうち正当記入	Ⓓ 振替払 Ⓔ 他店口座への振替払 Ⓕ 官庁更正のうち返納金戻入れ更正払・年度 Ⓖ 官庁更正のうち返納金戻入れ更正払・科目	Ⓕ 自店更正のうち更正納（－） Ⓚ 自店更正のうち正当記入	Ⓙ 官庁更正のうち返納金戻入れ更正払・所管庁 Ⓚ 自店更正のうち自店更正納（－） Ⓛ 自店更正の正当記入
返納金れい入	Ⓜ 返納金戻入れ（－）	Ⓝ 自店更正のうち返納金戻入れの更正払 Ⓖ 自店更正のうち返納金戻入れの正当記入（－）	Ⓖ 返納金戻入れ（－） Ⓙ 他店口座への返納金戻入れ（－）	Ⓚ 自店更正のうち返納金戻入れの更正払 Ⓝ 自店更正のうち返納金戻入れの正当記入（－）	Ⓡ 自店更正のうち返納金戻入れの更正払 Ⓣ 自店更正のうち返納金戻入れの正当記入（－）
更正納	—	—	Ⓟ 官庁更正のうち更正納・年度（－） Ⓠ 官庁更正のうち更正納・科目（－）		Ⓢ 官庁更正のうち更正納・所管庁（－） Ⓣ 官庁更正のうち更正納・口座（－）
改計	通常分の計	更正分等の計	通常分の計	更正分等の計	○ 内訳帳限りの計

2. 受払証票と「合計書」の照合方法

(1) 自店を取引店とする口座の照合方法(国庫金振替書)

① 「国庫金振替書」を受入科目・振替先別に区分し金額を集計したうえ、「合計書(受入)」と照合する。

▼ 「合計書(受入)」

合計書(受入)							1
(日付) 16.04.12							A代理店
口座名称	区分	現金	振替	内訳帳限り	合計		
年度		通常分等(A)	更正分等(B)	通常分等(C)	更正分等(D)		
預託金	〇〇公共職業安定所						
	受入額			5,000,000		5,000,000	
	更正払 改計			5,000,000		5,000,000	
保管金	〇〇刑務所						
	受入額			7,000,000		7,000,000	
	更正払 改計			7,000,000		7,000,000	

集計・照合(①+④)

集計・照合(②+⑤)

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 1

金額  
¥1,000,000※

振替先  
資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長 〇〇 〇〇

取引店  
日本銀行A代理店

振替元  
資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
預託金 預託金

①

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 2

金額  
¥4,000,000※

振替先  
資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長 〇〇 〇〇

取引店  
日本銀行A代理店

振替元  
資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
預託金 預託金

④

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 3

金額  
¥2,000,000※

振替先  
〇〇刑務所

取引店  
日本銀行A代理店

振替元  
〇〇刑務所 歳入歳出外現金出納 官吏 看守長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
保管金 保管金

②

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 4

金額  
¥5,000,000※

振替先  
〇〇刑務所

取引店  
日本銀行A代理店

振替元  
〇〇刑務所 歳入歳出外現金出納 官吏 看守長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
保管金 保管金

⑤

(受入科目が歳入金・国税収納金整理資金受入金の場合は照合は要しない)

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 5

金額  
¥3,000,000※

振替先  
〇〇労働局

取引店

振替元  
資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
平成16年度歳入 厚生労働省所管 労働保険特別会計 預託金

③

国庫金振替書

平成 年月日 番号  
16. 4. 12 6

金額  
¥6,000,000※

振替先  
〇〇労働局

取引店

振替元  
資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇

振替依頼店  
日本銀行A代理店

受入科目 払出科目 余白記載事項  
平成16年度歳入 厚生労働省所管 労働保険特別会計 預託金

⑥

② 「合計書（受入）」の照合後、「国庫金振替書」を払出科目・振替元別に区分し金額を集計したうえ、「合計書（払出）」と照合する。「国庫金振替書」は、「合計書（払出）」に添付し保管する。

▼ 「合計書（払出）」

口座名称		現金		振替			
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)	内訳帳限り	合計
合計書（払出） （日付）16.04.12							
1 A代理店							
預託金	〇〇労働局			14,000,000			14,000,000
	支払額						
	更正納			14,000,000			14,000,000
	改計						
保管金	〇〇刑務所			7,000,000			7,000,000
	支払額						
	更正納			7,000,000			7,000,000
	改計						

集計・照合 (①+③+④+⑥)

集計・照合 (②+⑤)

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	1

①

金額
¥1,000,000※

振替先 資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長 〇〇 〇〇	取引店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-----------------

振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-------------------

受入科目 預託金	払出科目 預託金	余白記載事項
-------------	-------------	--------

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	5

③

金額
¥3,000,000※

振替先 〇〇労働局	取引店
--------------	-----

振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-------------------

受入科目 平成16年度歳入 厚生労働省所管 労働保険特別会計	払出科目 預託金	余白記載事項
-----------------------------------	-------------	--------

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	3

②

金額
¥2,000,000※

振替先 〇〇刑務所	取引店 日本銀行A代理店
--------------	-----------------

振替元 〇〇刑務所 歳入歳出外現金出納 官吏 看守長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
-------------------------------------	-------------------

受入科目 保管金	払出科目 保管金	余白記載事項
-------------	-------------	--------

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	2

④

金額
¥4,000,000※

振替先 資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長 〇〇 〇〇	取引店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-----------------

振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-------------------

受入科目 預託金	払出科目 預託金	余白記載事項
-------------	-------------	--------

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	6

⑥

金額
¥6,000,000※

振替先 〇〇労働局	取引店
--------------	-----

振替元 資金前渡官吏 〇〇労働局 総務部長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
--------------------------------	-------------------

受入科目 平成16年度歳入 厚生労働省所管 労働保険特別会計	払出科目 預託金	余白記載事項
-----------------------------------	-------------	--------

**国庫金振替書**

平成 年 月 日	番号
16. 4. 12	4

⑤

金額
¥5,000,000※

振替先 〇〇刑務所	取引店 日本銀行A代理店
--------------	-----------------

振替元 〇〇刑務所 歳入歳出外現金出納 官吏 看守長 〇〇 〇〇	振替依頼店 日本銀行A代理店
-------------------------------------	-------------------

受入科目 保管金	払出科目 保管金	余白記載事項
-------------	-------------	--------

(2) 他店を取引店とする口座の照合方法

○ 「他店口座にかかる現金分の受払証票」、「同振替分の払出証票」を他店の受入科目・振替先別に区分し金額を集計したうえ、「合計書」と照合する。

▼ 「合計書（受入）」

口座名称		現金		振替		内訳帳限り		合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)			
国庫内為替								
	受入額	200,000						200,000
	更正払 改計	200,000						200,000

合計書（受入）  
（日付）18.04.12

他店口座（返納金戻入れ）にかかる現金受入分（200,000円）が「国庫内為替」として印字されるが、「国庫内為替」の照合は要しない。

1  
A代理店

▼ 「合計書（払出）」

口座名称		現金		振替		内訳帳限り		合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)			
一般会計 法務省 財務省会計センター								
18	支払額							
	返納金れい入			-5,200,000				-5,200,000
	更正納 改計			-5,200,000				-5,200,000
預託金 ○○地方検察庁								
	支払額			5,000,000				5,000,000
	更正納 改計			5,000,000				5,000,000

合計書（払出）  
（日付）18.04.12

他店の取引官庁。

2  
A代理店

集計金額：-5,200,000円

照合

▼ 現金による他店口座への返納金戻入れ（払出のマイナス）

領収控		国庫金	返納金
納付期限 18年4月12日	(住所) ○○○○○○○○	(会計名及び同番号) 一般会計 0014 検察庁 040	(所管及び同番号) 法務省 6077 検察官署 010
納付場所 日本銀行本店、支店 又は代理店	(氏名) ○○ ○○	返納金額 ¥200,000	返納を受ける 支出官 ○○地方検察庁 センター支出官 財務省会計センター 会計管理部長
翌年度5月1日以降 歳入組入		返納金戻入店 納付目的	日本銀行本店 過払の返納

上記の金額を領収しました。

領 18.4.12 収

▼ 振替による他店口座への返納金戻入れ（払出のマイナス）

国庫金振替書		
平成 年月日 18. 4. 12	番号 25	
金額 ¥5,000,000※		
振替先 センター支出官 財務省会計センター会計管理部長	取引店	
振替元 資金前渡官吏 ○○地方検察庁 ○○○○	振替依頼店 日本銀行A代理店	
受入科目 平成18年度歳出 法務省所管 一般会計 検察庁 検察官署 返納金戻入れ	払出科目 預託金	余白記載事項

(3) 取引官庁が同一計算科目の口座を2か店で開設し、同日に自店内取引と他店付替が発生した場合の照合方法

○ 「合計書（受入）」には同一口座の取引が印字されるが、口座名称欄に他店の取引店名が印字されない。このため、「合計書（受入）」と受入証票の照合に当っては、金額により確認する。  
 — 現在、上記に該当する官庁は、①厚生労働省年金局事業企画課（計算科目：預託金、取扱店：本店および新橋代理店）、②総務省人事・恩給局恩給企画課経理室（計算科目：預託金、取扱店：虎ノ門代理店および東新宿代理店）など。

▼ 「合計書（受入）」

新橋代理店		合計書（受入） （日付）25.10.01						1 新橋代理店
年度	区分	口座名称	現金	振替	合計			
			通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)	内訳帳限り	
預託金	厚生労働省年金局事業企画課							
	受入額				2,000,000		自店口座（新橋代理店の預託金）記帳分。	
	更正払							
	改計				2,000,000			
預託金	厚生労働省年金局事業企画課							
	受入額				3,000,000		他店口座（本店の預託金）記帳分。	
	更正払							
	改計				3,000,000			

▼ 「入力結果確認表（国庫金）」

新橋代理店		入力結果確認表（国庫金） （日付）25.10.01						1 [ユ-ザ- ID:X00001]		
受付番号 00001										
取引情報 通常振替										
入力NO.	小切手番号等・ 取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・ 取扱庁等	<---借（払）--->	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告 知書番号・払込人・ 納入氏名	余白記載事項			
1	*****	25	預託金			厚生労働省年金局事業企画課			2,000,000	5,000,000
1	45 振替						0000	2,000,000		6,000,000
1	45 振替									
	合計							2,000,000	2,000,000	
2	*****	25	預託金			厚生労働省年金局事業企画課			3,000,000	3,000,000
1	55 (本店) 振替						0000	3,000,000		3,000,000
2	55 付替									
	合計							3,000,000	3,000,000	

(4) 当日自店更正の照合方法

- 当日自店更正は、「更正票」を作成しないため、更正処理結果が印字された「入力結果確認表（国庫金）」により「合計書」と照合する。  
 —— 「合計書」の「通常分等」に更正対象明細と通常入力分が集計印字されるほか、「更正分等」に取消明細が印字される。

▼ 「合計書（払出）」

合計書（払出） （日付）19.10.01							3
							〇〇代理店
口座名称	現金	振替					
年度 区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)	内訳帳限り	合計	
預託金 〇〇公共職業安定所							
支払額	300,000 (①+③)	-200,000②				100,000	
更正納 改計	300,000	-200,000				100,000	

集計・照合

照合

▼ 当日自店更正（「政府小切手による預託金の現払」を取消し「正当分」を通常入力した場合）の「入力結果確認表（国庫金）」

入力結果確認表（国庫金） （日付）19.10.01										3	
										[ユザ - ID: X00001]	
取引情報 現金払（政府小切手）・自店更正（取消）											
入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等（勘定）	項	取引官庁・取扱庁等	<---借（払）--->	添日付本 書銀 類行	<---貸（受）--->	<---残--->
明細番号	事務処理区分		摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・納入告知書 番号・払込人・納入氏名	余白記載事項				
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	① 200,000 ←	更正対象明細		1,800,000
1	現金										
	10 ***** *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	② -200,000 ←	取消明細		2,000,000
	2 現金		19.10.1分 自店更正納	19.10.01							
~~~~~											
1	10 *****	19	預託金				〇〇公共職業安定所	③ 100,000 ←	通常入力		1,900,000
1	現金										
合 計											

(5) 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の入力項目（公債利子支払資金、公債償還資金）の照合方法

○ 「国債元利金受払報告表」の枚数・金額と「合計書」を照合する。

▼ 「合計書（払出）」の印字内容

口座名称		現金				振替		内訳帳限り		合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)					
合計書（払出） （日付）03.05.06										
5 〇〇代理店										
公債利子支払資金										
	支 払 額	97,600								97,600
	更 正 納 改 計	97,600								97,600
公債償還資金										
	支 払 額	500,000								500,000
	更 正 納 改 計	500,000								500,000

照 合

▼ 「国債元利金受払報告表」（1枚）

国債元利金受払報告表		
（日付）3.5.6 （5月支払分）		
（店名）日本銀行〇〇代理店		
受	摘要	払
円	① 元 金	円 500,000
	② 買上代金（国債名称）	
~~~~~		
	③ 利 子	97,600
	合 計 (①+②+③)	597,600

(3) 報告関係

イ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「現金」の入力

- 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により「現金」の「証票枚数（振替を除く）」および「歳入金等金額」を報告する場合は、次のとおり取扱う。

- 【現金・受（110）】**
- ・証票枚数：「歳入金等受入合計表」（現金・集計表分）と「歳入金等受入合計表」（現金・日銀OCR分）の枚数を合算し、「歳入金等受入報告書作成成分（127）」の枚数を減算した枚数を入力する。
  - ・歳入金等金額：「歳入金等受入合計表」（現金・集計表分）と「歳入金等受入合計表」（現金・日銀OCR分）の合計金額を入力する。
- 【現金・払（158）】**
- ・自店で受入れた代用納付証券が不渡りとなった場合に、作成した国庫金組替書により枚数、金額を入力する。
- 「歳入金等受入報告書作成成分（口座振替分）」の領収控の枚数を入力する。
- 「主要食糧買入代金支払資金」の不要項目が表示される。

印刷      ヘルプ

### 国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力

	項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金	受 (110)	11	5,500,000
	払 (158)		

項目	現金受		現金払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
歳入金等受入報告書作成成分(127)				
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

確認      キャンセル

1

### 入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）

(日付) 03.05.06      ○○代理店

受付番号 00001      [ユーザ ID: X00001]

項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金 受 (110)	11	5,500,000
現金 払 (158)		

---

項目	現金受		現金払	
	証票枚数 (振替を除く)	金額	証票枚数 (振替を除く)	金額
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金	*****		*****	

「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」には、「主要食糧買入代金支払資金」の不要項目が印字される。

ロ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応

- 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数を訂正する必要がある場合の対応の流れは、次のとおり。

訂正にかかる状況		代理店の対応	参照ページ
当日の入力終了送信時刻までに訂正が必要な旨判明した場合		「 <u>国庫金勘定事務</u> 」－「 <u>更正等入力</u> 」－「 <u>国庫金受払集計報告（代理店直扱分）</u> 」により訂正の入力および送信を行う。	p 49 参照
当日の入力終了送信時刻後に訂正が必要な旨判明した場合	当日、国庫金受払集計報告（代理店扱分）の入力を全くしていない場合	<p><u>代理店受入日の翌営業日午前中まで<sup>(注1)</sup>に、訂正にかかる書面<sup>(注2)</sup>を所属統轄店に日本銀行業務オンラインにより送付する。</u></p> <p>(注1) 原則的な到達期限。</p> <p>(注2) 「訂正にかかる書面」とは、訂正内容を記載した「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の書面をいう。以下、このページにおいて同じ。</p>	p 48の2 参照
	当日、国庫金受払集計報告（代理店扱分）の一部または全部の計数について入力している場合	<p><u>基本の事務フロー</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 所属統轄店に「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の訂正が必要な旨電話連絡。</li> <li>② 訂正にかかる書面を所属統轄店に日本銀行業務オンラインにより送付。</li> <li>③ 所属統轄店から、日本銀行業務オンラインにより、訂正入力後の「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」の送付を受ける。</li> <li>④ 訂正入力後の「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に電話連絡。</li> </ol>	<p><u>留意点</u></p> <p>（統轄店がOCR処理店でない代理店のみ）</p> <p>現金扱歳入金等にかかる訂正の場合において、証票が手許にあるときは、訂正にかかる書面を日本銀行業務オンラインにより所属統轄店に送付するとともに、当該証票に添付して郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出する。</p>

ロ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の報告遅延の対応

- 当日の入力終了送信時刻までに「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により報告することができなかった（当日、「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力を全くしていない）場合は、代理店において訂正処理ができないため、次のとおり取扱う。
  - 当該報告が入力終了送信時刻までに間に合わないと思込まれる場合には、予め「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷したものを準備しておく（入力終了送信時刻以降は、当該事務処理の選択が不可となる）。
  - 原則として、期限（代理店取扱日の翌営業日午前中。2.（3）ロ、（48 ページ）参照。）までに対応する（当該期限に間に合わない場合には、速やかに対応する。）。

① 速やかに所属統轄店に連絡し、報告内容を記載した書面（「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷（入力画面の「印刷」ボタンを押下）したうえ、必要事項の記入等（証票枚数、金額、取扱日および代理店名の記入）を行ったものを作成し、所属統轄店に日本銀行業務オンラインにより送付のうえ、追って送付証票を添付した同書面を郵送等により窓口へ提出する。

（所属統轄店がOCR処理店でない代理店の留意点） 現金扱歳入金等の報告遅延にかかる対応を行う場合は、送付証票を添付する報告内容を記載した書面は郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出する。

▼ 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面を印刷したもの

国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力				
項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額		
現金 受(110)	20	50,000,000		
現金 払(158)				
項目	証票枚数			
歳入金等受入報告表作成分(127)	3.4.30 〇〇代理店			
項目	現金 受		現金 払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

証票枚数および金額をボールペンで記入。

取扱日および代理店名を表示。

(注) モノ日等で入力終了送信時刻までに歳入金等の計数が確定せず、歳入金等以外の項目がある場合には、歳入金等以外の項目のみを入力終了送信時刻までに報告する。

この場合には、出力済みの「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)に歳入金等の証票枚数および金額を記入して送付する（P49の2参照）。

② 所属統轄店から送付を受けた「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に連絡する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」(写)

受付番号00001	入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）	1
03.04.30 〇〇代理店 分訂正	(日付) 03.05.06	[ユーザ ID:X00001]
項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金 受(110)	20	50,000,000
現金 払(158)		

ハ、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(a)（当日訂正）

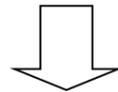
- 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により報告した後、当日報告済みの計数に誤りがあることが判明した場合は、入力終了送信時刻までに「国庫金勘定事務」－「更正等入力」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により再度報告する。なお、後日、計数に誤りがあることが判明した場合は、P49の2「ハ、②『国庫金受払集計報告（代理店扱分）』の誤報告の対応(b)（後日訂正）」により行う。

① メインメニュー部の「国庫金勘定事務」－「更正等入力」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」を選択

更正（国庫金受払集計報告（代理店直扱分））・報告日指定

報告書日付：平成 25 年 5 月 1 日  
代理店： 日本銀行〇〇代理店

「完了」ボタンを押す。



② 訂正入力

更正（国庫金受払集計報告（代理店直扱分））・入力

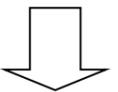
日付： 平成 25 年 5 月 1 日  
代理店： 日本銀行〇〇代理店

項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金 受(110)	20	50,000,000
現金 払(158)		

項目	現金 受		現金 払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
歳入金等受入報告表作成成分(127)				
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

訂正前の計数が表示されるため、訂正入力（歳入金等金額：50,000,000→70,000,000）を行い、「確認」ボタンを押す。  
(誤) 50,000,000 (正) 70,000,000



③ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」

入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）

受付番号 00001 1  
25.05.01 〇〇代理店 分訂正 [ユーザ - ID : U00001]  
(日付) 25.05.01

項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金 受(110)	20	70,000,000
現金 払(158)		

訂正入力後の計数（70,000,000）が印字されていることを確認する。

ハ、②「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の誤報告の対応(b)（後日訂正）

- 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の計数に誤りがあることが当日の入力終了送信時刻後または後日に判明し、かつ、当該日の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の一部または全部の計数について入力している場合（一部の計数について当日の入力終了送信時刻までに入力することができなかった場合を含む。）には、自店において訂正処理ができないため、次のとおり取扱う。
  - 原則として、期限（代理店取扱日の翌営業日午前中。2.（3）ロ、（48 ページ）参照。）までに対応する（当該期限に間に合わない場合には、速やかに対応する。）。
  - 当該日の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の入力を全くしていない場合には、P 4 8 の 2 により取扱う。

① 速やかに所属統轄店に連絡し、報告内容を記載した書面（「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」（写）に、必要事項の記入等（該当計数の記入、代理店名の表示）を行ったもの）を作成し、所属統轄店に日本銀行業務オンラインにより送付する。ただし、証票が手許にある場合には、別途、報告内容を記載した書面に証票を添付して、郵送等により窓口へ提出する。

（所属統轄店がOCR処理  
店でない代理店の留意点） 現金扱歳入金等の対応を行う場合において、証票が手許にあるときは、証票を添付する報告内容を記載した書面は郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」

受付番号 00001

入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分） ○○代理店  
（日付）03.04.30 [ユーザ - ID : U00001]

証票枚数および金額をボールペンで記入

代理店名を表示

項目	証票枚数（振替を除く）	歳入金等金額
現金 受（110）	40 <del>20</del>	90,000,000 <del>70,000,000</del>
現金 払（158）		

② 統轄店から送付を受けた「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」（写）の内容に誤りがないことを確認し、確認済の旨を所属統轄店に連絡する。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」

受付番号 00001

03.04.30 ○○代理店分 訂正

入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分） 1  
（日付）03.05.06 [ユーザ - ID : X00001]

項目	証票枚数（振替を除く）	歳入金等金額
現金 受（110）	40	90,000,000
現金 払（158）		

二、「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」における「国債元利金受払報告表」の枚数

● 代理店において、「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」により「公債償還資金」および「公債利子支払資金」を報告する場合は、次のとおり取扱う。

- ① 「公債償還資金」および「公債利子支払資金」の双方に支払があった場合には、「国債元利金受払報告表」が1枚であるため、「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力」画面の「公債利子支払資金」の証券枚数欄に「1」、当該項目の金額欄に金額を入力する。
- ② 「公債償還資金」または「公債利子支払資金」の一方のみの支払があった場合には、「公債利子支払資金」の証券枚数欄に「1」、当該項目の金額欄に金額を入力する。

▼ 「国債元利金受払報告表」（1枚）（代理店から統轄店に送付）

国債元利金受払報告表		
(日付) 3.5.6		
(店名) 日本銀行〇〇代理店		
(5月支払分)		
受	摘要	払
円	① 元 金	円
		200,000
	② 買上代金(国債名称)	
~~~~~		
	③ 利 子	72,000
	合 計	272,000
	(①+②+③)	

▼ 「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」の入力画面

72 国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力

項 目	証券枚数 (振替を除く)	歳入金等金額		
~~~~~				
項 目	現金受		現金払	
	証券枚数	金額	証券枚数	金額
公債利子支払資金			1	72,000
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				200,000

「公債利子支払資金」の証券枚数欄に「1」を入力。

▼ 「入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）」（代理店から統轄店に送付）

入力結果確認表（国庫金受払集計報告・代理店直扱分）					
受付番号〇〇〇〇1			〇〇代理店		1
(日付) 03.05.06					[ユ-ザ ID:X00001]
項 目	現金受		現金払		
	証券枚数(振替を除く)	金額	証券枚数(振替を除く)	金額	
公債利子支払資金			1	72,000	
~~~~~					
公債償還資金	*****		*****	200,000	

ホ、代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」

- 所属統轄店がOCR処理店である代理店が前月末日に派出収納した歳入金等受入証票の「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」を行う場合は、次のとおり取扱う。

<代理店の対応>

- 月末に歳入金等の派出収納が発生した場合、「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の画面を印刷し、上部余白に「前月分」と記載したうえ当該計数を記入し、歳入金等受入証票を添付して郵送等によりOCR処理店の窓口へ提出する（翌月分に含める形での入力を行わない）。

▼ 「国庫金勘定事務」－「諸報告」－「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の画面コピー

前月分と記載する → 前月分

印刷 ヘルプ

国庫金受払集計報告（代理店扱分）・入力

3. 7. 1  
○○代理店

項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金受 (110)	5	3,000,000
現金払 (158)		

取扱いおよび代理店名を表示する。

ボールペンで記入する。

項目	現金受		現金払	
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
歳入金等受入報告表作成成分 (127)				
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

証票には別葉に作成した派出収納分の「歳入金等受入合計表」を添付する。

確認 キャンセル

(4) 更正関係

イ、訂正・更正の取扱い

○ 代理店における訂正および更正については、次のとおり取扱う。

- ① 自店の誤りによる当日訂正および当日更正は、自店において入力・送信する。  
 —— 国庫内為替取引（他店口座）の場合には、自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡する。
- ② 自店の誤りによる後日訂正、後日更正および官庁請求による後日訂正、後日更正は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、代行入力を依頼する。  
 —— 電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照

1. 自店の誤りによる訂正・更正

区分	項目		取扱方法	
当日	訂正	振替	振替書番号、余白記載事項、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、添付書類の有無等 ・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替」	
		振替以外	小切手番号、証券受領の有無、取扱官署、債主コード、納入告知書等番号（または整理番号）、納入氏名等 ・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替以外」	
	更正	振替 振替以外	金額、年度、所管、会計（計算科目）、取引官庁、事務処理区分 ・自店において次の手順により入力・送信 ①「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「取消・変更」 — 「振替」または「振替以外」（正当分なし）により対象取引を取消 ②正当分を「国庫金勘定事務」 — 「通常入力」により入力	
	国庫内為替取引（他店口座、証券不渡）			・自店から電話等により訂正・更正を行う旨等を速やかに当該他店に連絡（返納金戻入れ<会計センター分>を除く）
	国庫金受払集計報告（代理店扱分）			・自店において次の手順により入力・送信 — 「国庫金勘定事務」 — 「更正等入力」 — 「国庫金受払集計報告（代理店直扱分）」（P49 参照）
支払未済額（小切手振出済通知書）			●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。	
後日	訂正	振替 振替以外	当日訂正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う	
		更正	振替 振替以外	当日更正と同じ ●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
	証券不渡（受入取消）		●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、国庫金組替書（写）、当該受入証票（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。	
	国庫内為替取引（他店口座）			●日本銀行業務局業務運行統括グループから更正を行う旨等を当該他店に連絡（返納金戻入れ<会計センター分>を除く）
	国庫金受払集計報告（代理店扱分）			●所属統轄店に連絡し、訂正入力を依頼（P49 の2 参照）
	支払未済額（小切手振出済通知書）			●日本銀行業務局業務運行統括グループに訂正入力を依頼 — 上記部署に連絡し、小切手振出済通知書（写）、入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。

2. 官庁請求による後日訂正、後日更正（官庁から訂正請求書の提出を受けた場合）（注3）

区分	項目		取扱方法
後日	訂正	振替	振替書番号 納入告知書等番号 ●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。
		振替以外	小切手番号 納入告知書等番号 納入氏名等
更正	振替 振替以外	年度 所管 会計（計算科目） 取引官庁	●日本銀行業務局業務運行統括グループに代行入力を依頼 — 上記部署に連絡し、国庫金組替書（写）、訂正請求書（写）を日本銀行業務オンラインにより送付（注1）。
		他店を受付店とする国庫内為替取引（自店口座）	

○ 官庁請求による「返納金戻入れ（会計センター分）」の訂正・更正

当日	入力の前	返納金戻入れ（会計センター分） — 返納金納入告知書、返納金納付書の記載事項	・自店において訂正請求書と受入書類により入力・送信 — 官署支出官から訂正請求書が提出。
後日	訂正 更正	返納金戻入れ（会計センター分）	●日本銀行業務局国庫業務グループが取引店として訂正・更正を実施 — 上記部署からの依頼により当該証票（写）を日本銀行業務オンラインにより送付。

○ 官庁請求による「歳入金等」の後日更正（統合国庫記帳システムに入力しないもの）

後日	更正	歳入金 国税収納金整理資金受入金	●所属統轄店の指示に従う — 訂正請求書等に日付、代理店名を記入のうえ、所属統轄店に連絡し指示を受ける。
----	----	---------------------	---------------------------------------------------------

○ 自店の誤りによる「振替歳入（歳入金等の誤計理）」の後日更正（注2）

更正	振替歳入 （振替先の誤入力）	●日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う
----	-------------------	-----------------------------------

（注1）送付後、日本銀行業務局業務運行統括グループに対し、速やかに電話連絡を行う。

（注2）統合国庫記帳システムへの入力は正当だが、集計表の誤作成があった場合には、集計表を再作成し差替える。

（注3）訂正項目が小切手の振出日、国庫金振替書の発行日または国庫金振替書の余白記載事項の訂正のみにとどまる場合には、訂正済通知書の作成等を行い、代行入力の依頼は行わない。

（注4）当該他店が日本銀行本支店の場合には日本銀行業務オンラインにより、当該他店が代理店の場合にはファクシミリにより、送付を受ける。

ロ、自店の誤りによる 当日更正の入力

● 代理店が入力・送信を行った当日において、取引内容の誤りが判明した場合は、次のとおり取扱う。

- ① 「国庫金勘定事務」—「更正等入力」—「取消・変更」—「振替」または「振替以外」により、「更正・正当入力」画面の「正当入力なし（取消の場合）」の冒頭（「□」）に「✓」を付し対象取引を全て取消す。
- ② 当該取引証票に基づき、改めて「国庫金勘定事務」—「通常入力」画面から正当分の入力を行う。  
 — 当日自店更正は、「正当入力なし（取消の場合）」以外の入力を行わない扱いとする（「更正・正当」入力を行った場合には、エラーとなるく「入力結果確認表」にエラー印字される）。  
 — 「正当入力なし」にチェックを付した場合でも「更正・正当分入力」ができる仕様となっているが、この場合の「正当分入力」は未反映となる（「入力結果確認表」には、「更正・取消対象データ」の処理結果のみが印字されるく「更正・正当入力分」は入力がなかったものとして取扱われる）。  
 — 他店分の当日自店更正を実施する場合は、当該他店にその旨を連絡し、誤り分の「振替済通知書」を出力済の場合はこれを廃棄し、正当分を改めて出力するよう依頼する（未出力の場合は正当分のみが出力される）。

▼「更正（取消・変更）」—「正当分入力」画面

更正（取消・変更）（振替）・振替元・正当分入力

更正の種類：

訂正請求書番号：

更正・取消対象データ  
（振替元）

口座：  
取引店： 日本銀行〇〇代理店  
取引官庁： 〇〇地方整備局総務部経理調達課  
資格： 資金前渡官吏  
資金前渡官吏代理  
計算科目： 預託金

更正・正当分入力  
（振替元）

正当入力なし（取消の場合）

口座：  
取引店： 日本銀行〇〇代理店  
取引官庁： 〇〇地方整備局総務部経理調達課  
資格： 資金前渡官吏  
資金前渡官吏代理  
計算科目： 預託金

当日自店更正の場合には「正当入力なし」に必ず「✓」を入れる。また、「更正・正当分入力」画面には、「更正・取消対象データ」と同じ口座情報が表示されるが、当該欄は「正当入力なし」を選択することにより取消されるため、削除不要。

▼「通常入力」—「振替」—「通常振替」画面

通常振替・入力  
（振替先）

口座：  
取引店： 日本銀行〇〇支店  
取引官庁： 〇〇地方整備局△△事務所  
資格： 資金前渡官吏  
資金前渡官吏代理  
計算科目： 預託金  
振替書番号： 25  
金額： 1,500,000 円  
添付書類の有無： あり：○ なし：●

▼当日訂正の取扱い

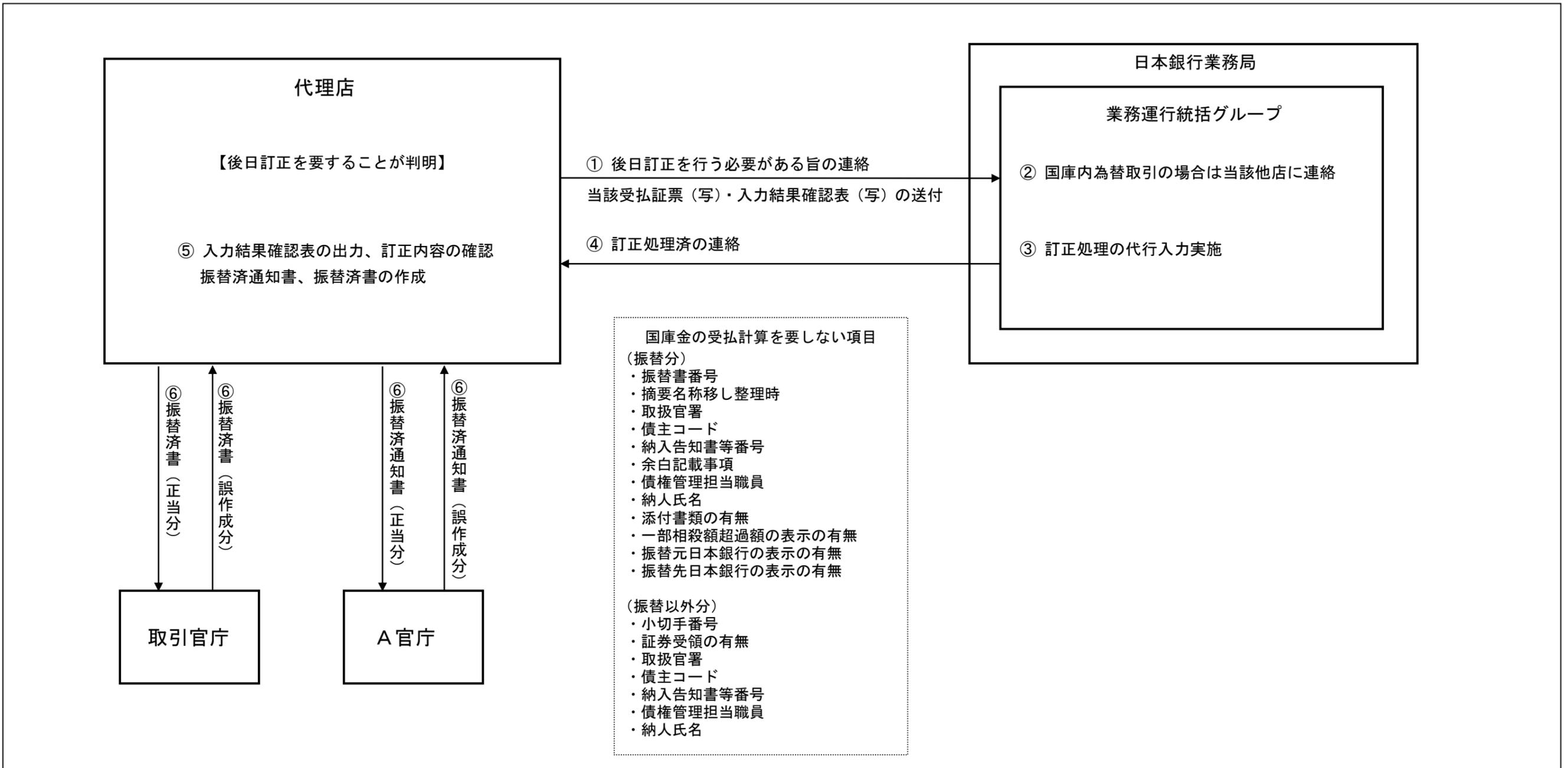
国庫金の受払計算を要しない「小切手番号」、「納入告知書等番号」（または「整理番号」）、「納入氏名」、「振替書番号」、「余白記載事項」、「添付書類の有無」等の項目を誤入力した場合には、【更正等入力—取消・変更】により、「正当入力なし」をチェックすることなく、正当分の入力を行う。  
 — 後日訂正は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する。

（振替元）

口座：  
取引店： 日本銀行〇〇代理店  
取引官庁： 〇〇地方整備局総務部経理調達課  
資格： 資金前渡官吏  
資金前渡官吏代理  
計算科目： 預託金

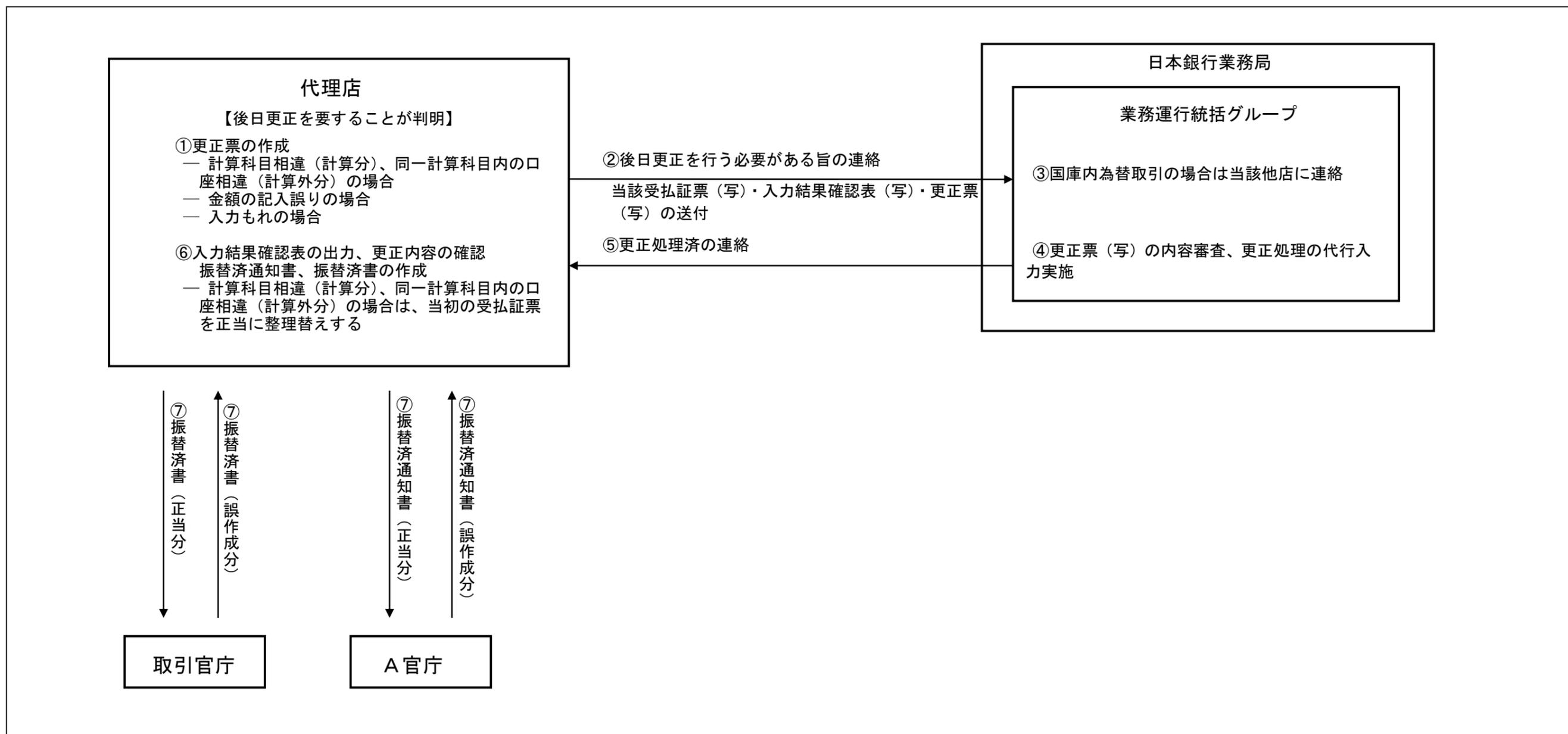
ハ、 自店の誤りによる後日訂正（返納金戻入れ<会計センター分>を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において国庫金の受払計算を要しない項目に誤りのあることが判明した場合は、次のとおり取扱う（後日訂正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 後日における訂正を行う必要がある場合には、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡したうえ、当該取引にかかる受払証票（写）および入力結果確認表（写）を日本銀行業務オンラインにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う。）。
  - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、当該受払証票（写）および入力結果確認表（写）により訂正の代行入力・送信を行い、代理店にその旨連絡する。  
 —— 国庫内為替取引の訂正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨および当初の振替済通知書の破棄（送付済のものは回収）、訂正後の振替済通知書の作成・送付について連絡したうえで行う（当該他店の「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面には国庫内為替および振替済通知書の受信状況が「あり」と表示されない）。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから訂正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、訂正内容に誤りのないことを確認するとともに、必要があるときは振替済書または振替済通知書を出力し、官庁に送付、差替えを行う。



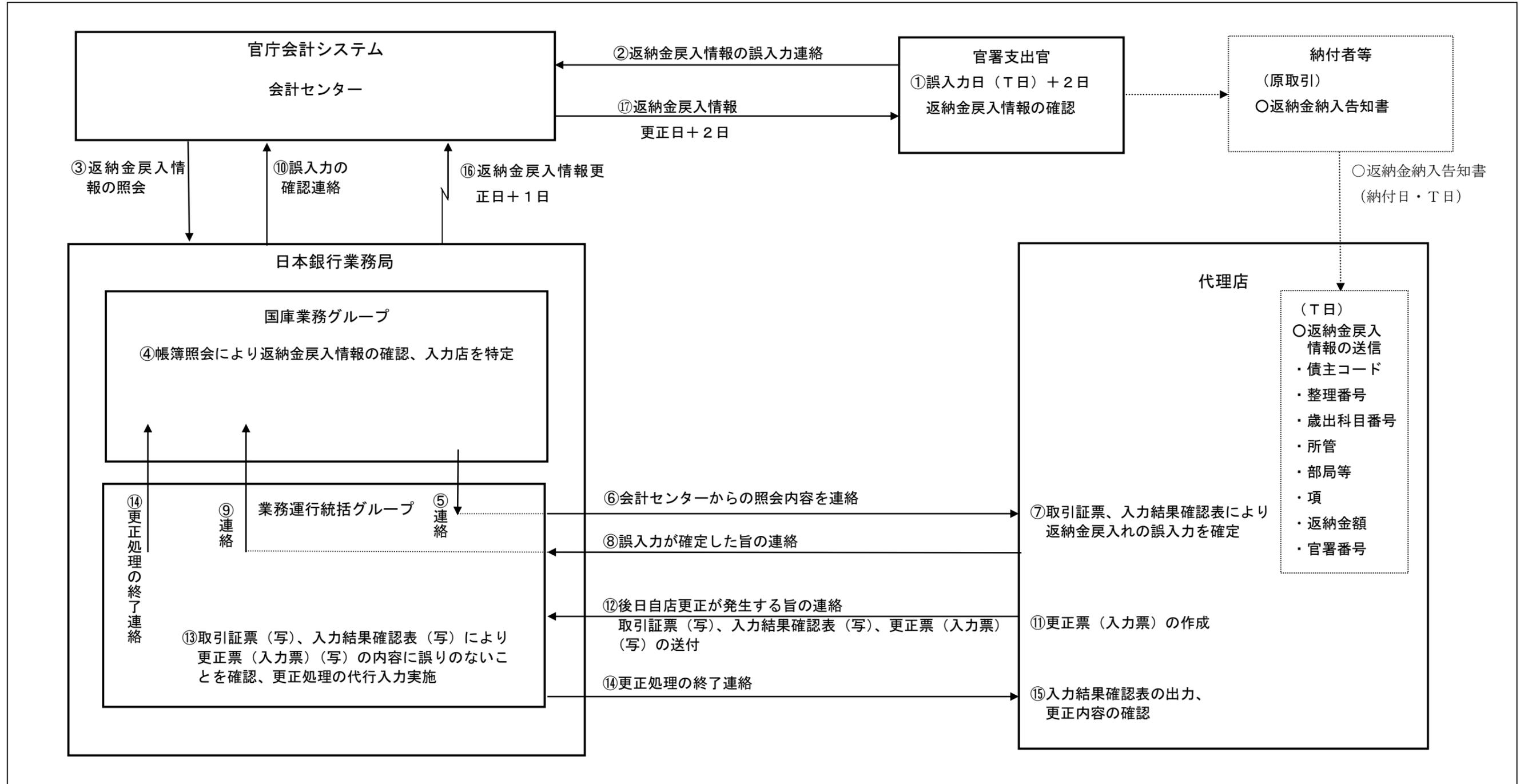
二、 自店の誤りによる後日更正（返納金戻入れ＜会計センター分＞を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において、取引内容の誤りまたは入力もれが判明した場合は、次のとおり取扱う（後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 後日において、取引内容のうち入力資料の金額もしくは口座と異なる入力、入力資料の金額もしくは口座の誤りに基づく入力または入力もれが判明した場合には、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡したうえで、更正票（写）を作成し、当該受払証票（写）、入力結果確認表（写）とともに日本銀行業務オンラインにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う。）。
  - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、当該受払証票（写）、入力結果確認表（写）により更正票（写）の内容を審査し、更正の代行入力・送信を行い、代理店にその旨連絡する。  
 —— 国庫内為替取引の更正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨および当初の振替済通知書の破棄（送付済のものは回収）、更正後の振替済通知書の作成・送付について連絡したうえで行う。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認するとともに、必要があるときは振替済書または振替済通知書を出力し、官庁に送付、差替えを行う。



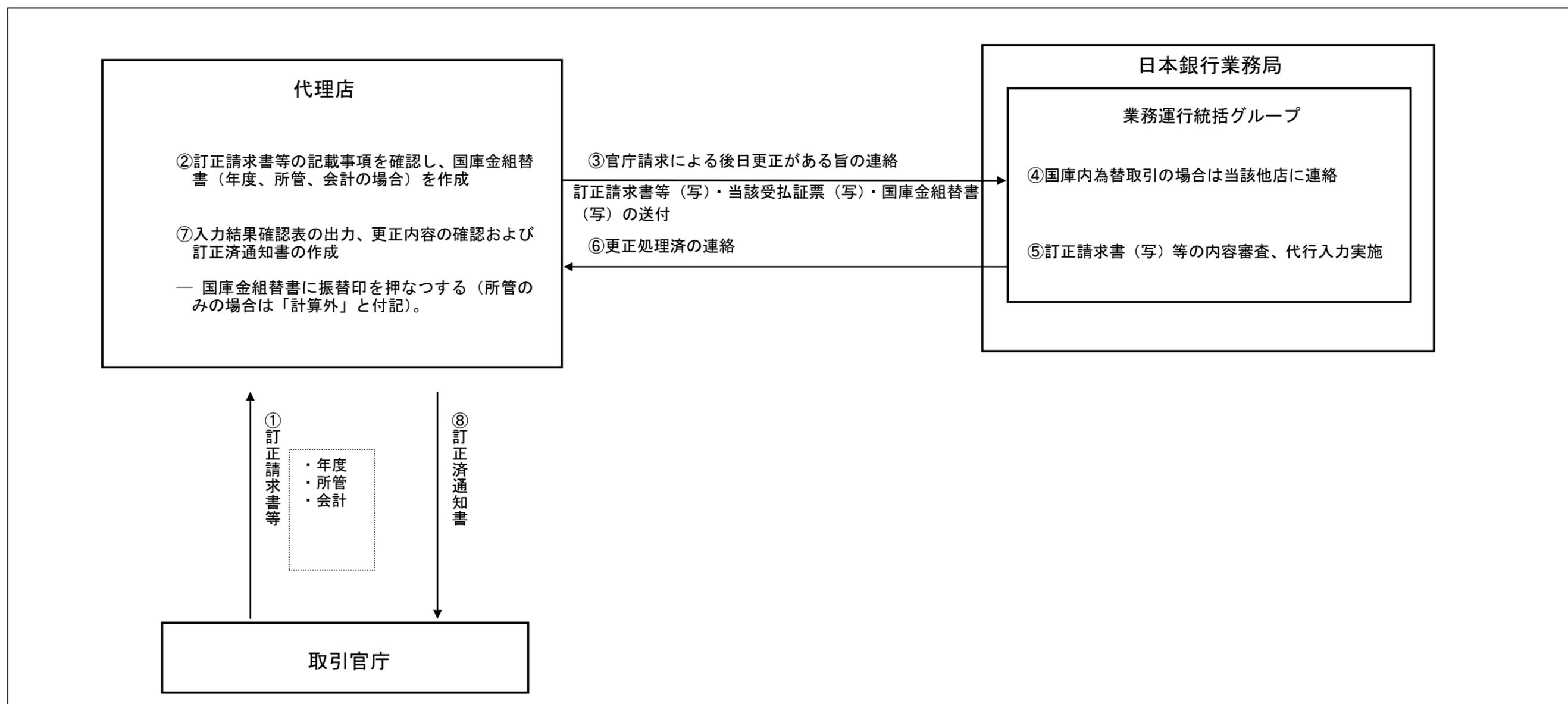
ホ、 自店の誤りによる後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）

- 代理店が入力・送信を行った後日において「返納金戻入れ」（会計センター分）の誤入力が発見された場合は次のとおり取扱う（後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 日本銀行業務局国庫業務グループは、会計センターから「返納金戻入れ」（会計センター分）の誤入力に関する照会があった場合には、「帳簿照会」により当該「返納金戻入れ」のデータ内容の確認および入力店の特定を行い、その内容の連絡を受けた同局業務運行統括グループが照会内容を当該入力店に連絡する。
  - ② 入力店は、「取引証票」および「入力結果確認表」により当該「返納金戻入れ」の誤入力が発見された場合は、「更正票」を作成し、日本銀行業務局業務運行統括グループに後日自店更正が発生する旨を事前に連絡したうえで、「取引証票」（写）、「入力結果確認表」（写）および「更正票」（写）を日本銀行業務オンラインにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う。）。
  - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループは、入力店から送付された関係証票（写）により、「更正票」（写）の内容に誤りのないことを確認のうえ更正の代行入力を行い、国庫業務グループおよび入力店にその旨連絡する。
  - ④ 入力店は、日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認する。



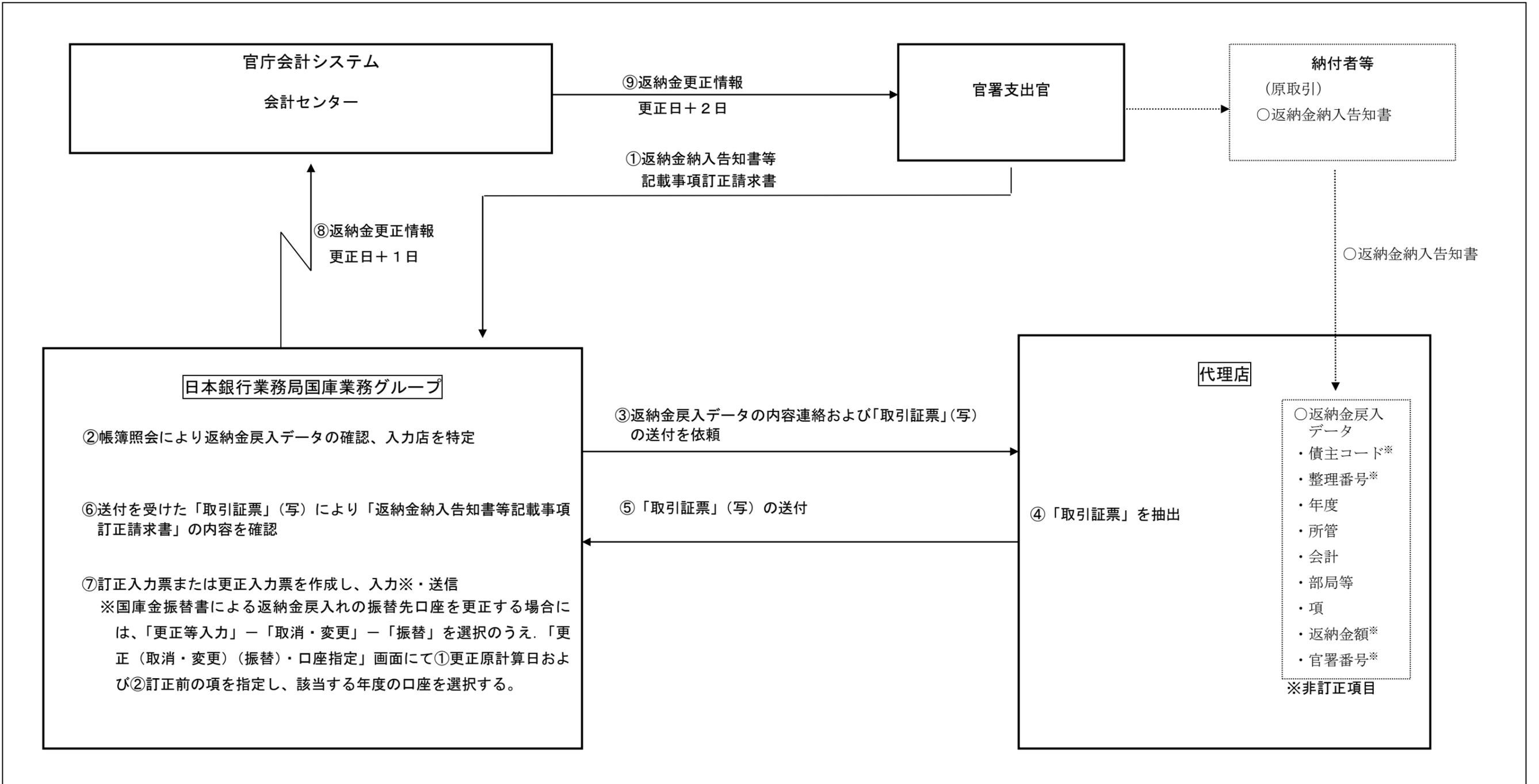
ト、 官庁請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞を除く）

- 代理店が入力・送信を行った後日において、取引官庁から訂正請求書の提出を受けた場合は、次のとおり取扱う（官庁請求の後日更正は日本銀行業務局業務運行統括グループが代行入力を行う）。
  - ① 取引官庁から小切手、国庫金振替書、返納金納入告知書（預託金返納金分）、返納金納付書（預託金返納金分）の年度、所管、会計について、訂正請求書、返納金口座更正請求書の提出を受けた場合は、訂正請求書等の記載事項が受払証票と一致していることを確認し、国庫金組替書を作成（年度、所管、会計の場合、訂正請求書の代用可）のうえ、予め日本銀行業務局業務運行統括グループにその旨連絡するとともに、訂正請求書（写）または返納金口座更正請求書（写）、当該受払証票（写）および国庫金組替書（写）を日本銀行業務オンラインにより送付する（送付後速やかに電話連絡を行う。）。
    - ② 日本銀行業務局業務運行統括グループは、訂正請求書（写）または返納金口座更正請求書（写）、当該受払証票（写）および国庫金組替書（写）の内容を審査し、更正の代行入力を行ったうえ、代理店にその旨連絡する。
      - 国庫内為替取引の更正を行う場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループが当該他店にその旨を連絡したうえで行う。
    - ③ 日本銀行業務局業務運行統括グループから更正処理済の連絡を受けた場合には、当該入力結果確認表を出力し、更正内容に誤りのないことを確認するとともに、訂正済通知書を取引官庁に送付する。



チ、官署支出官請求による後日更正（「返納金戻入れ」＜会計センター分＞）

- 「返納金戻入れ」（会計センター分）の後日更正処理は、次のとおり取扱う（会計センター分の官庁請求による後日更正は日本銀行業務局国庫業務グループが行う）。
  - ① 日本銀行業務局国庫業務グループは、官署支出官から「返納金納入告知書等記載事項訂正請求書」による訂正請求を受けた場合は、「帳簿照会」により当該「返納金戻入れ」のデータ内容の確認および入力店の特定を行い、当該入力店に「取引証票」（写）の送付を依頼する。
  - ② 入力店は、「取引証票」（写）を日本銀行業務局国庫業務グループに日本銀行業務オンラインにより送付する。また、送付後、同グループに対し、速やかに電話連絡を行う。
  - ③ 日本銀行業務局国庫業務グループは、入力店から送付を受けた「取引証票」（写）により「返納金納入告知書等記載事項訂正請求書」の内容に誤りのないことを確認したうえ、訂正入力票または更正入力票を作成し、入力・送信する。
    - 日本銀行業務局国庫業務グループの電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照



● 後日自店更正を行った場合の「合計書」の補記等は、次のとおり取扱う。

(1) 科目相違 (10月5日に預託金として処理すべきところ誤って保管金として処理したものを10月6日に更正したケース)

▼ 原計算日の「合計書 (払出)」

		更正対象の金額の右端に「※」印を付し、更正対象の金額とその更正内容の関連性を明確にする。		合計書 (払出) (日付) 03.10.05		更正原口座の行の適宜の余白に「※更正日、更正区分、更正金額 (合計書の金額が更正金額と同額の場合は記入を要しない)、正当口座名へ」を記入する。		2	
口座名称	年度 区分	通常分等 (A)	現金	更正分等 (B)	通常分等 (C)	振替	更正分等 (D)	内訳帳限り	合計
預託金	〇〇地方法務局								
	支払額								2,000,000
	更正納改計								2,000,000
保管金	〇〇地方法務局								
	支払額		5,000,000 ※						5,000,000
	更正納改計		5,000,000						5,000,000

※3.10.6、自店更正、預託金〇〇地方法務局口座へ

▼ 更正日の「合計書 (払出)」

		合計書 (払出) (日付) 03.10.06		正当口座の行の適宜の余白に「※原計算日、更正区分、更正金額 (合計書の金額が更正金額と同額の場合は記入を要しない)、更正原口座名から」を記入する。		2			
口座名称	年度 区分	通常分等 (A)	現金	更正分等 (B)	通常分等 (C)	振替	更正分等 (D)	内訳帳限り	合計
預託金	〇〇地方法務局								
	支払額			5,000,000 ※					5,000,000
	更正納改計			5,000,000					5,000,000
保管金	〇〇地方法務局								
	支払額			-5,000,000					-5,000,000
	更正納改計			-5,000,000					-5,000,000

※3.10.5分、自店更正、保管金〇〇地方法務局口座から

3.10.5分「合計書 (払出)」に添付の下記払出証票を「保管金〇〇地方法務局」口座から「預託金〇〇地方法務局」口座に整理替える。

▼ 10/5日の払出証票

小切手 10 預託金

〇〇市 日本銀行〇〇代理店 日本銀行〇〇代理店 渡

金額 ¥5,000,000※

令和3年10月5日 資金前渡官吏

振出地 〇〇市 〇〇地方法務局 総務部長 〇〇 〇〇

▼ 「更正票」

「合計書 (払出)」とは別に整理する。

更正票		もと現金扱い
更正区分	当初の計算日	備考
自店更正納	3.10.5	口座相違分
項目	誤り	正当
年度		
主所管		
科目	保管金 (払出)	預託金 (払出)
口座	〇〇地方法務局 歳入歳出外現金出納官吏	〇〇地方法務局 資金前渡官吏
金額	5,000,000円	5,000,000円

(日付) 3.10.6  
日本銀行〇〇代理店

(2) 入力もれのケース (「国庫金振替書」の入力もれ)

更正対象口座の行の適宜の余白に「更正日、更正区分、更正金額、追加」を記入する。原計算日分の合計書に更正対象口座がない場合は、原計算日分合計書の第1葉の上部余白に記入する。

▼ 原計算日の「合計書」の印字内容

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
合計書 (受入) (日付) 03. 10. 05							
1 〇〇代理店							
預託金	〇〇公共職業安定所						
	受 入 額	3,000,000			3. 10. 6、自店更正、4,000,000 円、追加		3,000,000
	更 正 払						
	改 計	3,000,000					3,000,000

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
合計書 (払出) (日付) 03. 10. 05							
1 〇〇代理店							
預託金	〇〇労働局						
	支 払 額	2,000,000			3. 10. 6、自店更正、4,000,000 円、追加		2,000,000
	更 正 納						
	改 計	2,000,000					2,000,000

更正対象口座の行の適宜の余白に「※原計算日、更正区分、更正金額 (合計書の金額が更正金額と同額の場合は記入を要しない)、追加」を記入する。

▼ 更正日の「合計書」の印字内容

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
合計書 (受入) (日付) 03. 10. 06							
1 〇〇代理店							
預託金	〇〇公共職業安定所						
	受 入 額			4,000,000 ※		※3. 10. 5 分、自店更正、追加	4,000,000
	更 正 払						
	改 計			4,000,000			4,000,000

更正対象の金額の右端に「※」印を付し、更正対象の金額とその更正内容の関連性を明確にする。

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等 (A)	更正分等 (B)	通常分等 (C)	更正分等 (D)		
合計書 (払出) (日付) 03. 10. 06							
1 〇〇代理店							
預託金	〇〇労働局						
	支 払 額			4,000,000 ※		※3. 10. 5 分、自店更正、追加	4,000,000
	更 正 納						
	改 計			4,000,000			4,000,000

▼ 入力もれの「国庫金振替書」

国庫金振替書		
平成 年 月 日 3. 10. 5	番号 100	
金額 ¥4,000,000※		
振替先 資金前渡官吏 ○○公共職業安定所長 ○○ ○○		取引店 日本銀行○○代理店
振替元 資金前渡官吏 ○○労働局 総務部長 ○○ ○○		振替依頼店 日本銀行○○代理店
受入科目 預託金	払出科目 預託金	余白記載事項
3.10.6、自店更正、追加 印 印		

「3.10.6、自店更正、追加」と記入し、10/5日分の「合計書（払出）」に添付する。

▼ 「更正票」

更 正 票		
更正区分	当初の計算日	備 考
自店更正	3. 10. 5	追加分
区 分	誤 り	正 当
項 目		
(振替先)		
年 度		
主 所 管		
科 目		預託金
口 座		○○公共職業安定所 資金前渡官吏
(振替元)		
年 度		
主 所 管		
科 目		預託金
口 座		○○労働局 資金前渡官吏
金 額		4,000,000円

(日付) 3. 10. 6  
日本銀行○○代理店

「合計書（払出）」とは別に整理する。

又、自店の誤りによる「後日訂正」実施時におけるホーム画面の「振替済通知書」の受信表示等

- 後日訂正（国庫金の受払計算を要しない項目の訂正内容を追加記帳するもの）の代行入力を依頼した場合は、次のとおり取扱う。
  - ① 代行入力終了の連絡を受けた後、「国庫金勘定事務」—「ホーム」画面の振替済通知書の受信表示が「あり」とならないため、直ちに出力計表の「取引日付」を原取引日として指定のうえ「振替済書」、「振替済通知書」を出力する。
  - ② 当該取引が他店振替の場合も、他店における振替済通知書の受信表示が「あり」とならないため、被仕向店に対し「振替済通知書」の出力を失念しないよう連絡する。
    - 後日訂正を行う必要が生じた場合には、予め日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う。
    - 入力終了の送信時に「振替済書」、「振替済通知書」を出力していない場合は、エラーメッセージ（「必須作業が完了しておりません」）が表示されるため、「計表照会（日次）」画面で原取引日を指定のうえ「未出力分一括」を選択し出力する。

国庫金勘定

ホーム

○国庫内為替受信状況

- ・国庫内為替 … なし
- ・振替済通知書 … なし

後日訂正の場合には「あり」とならない。

国庫金振替書

平成 年 月 日 19. 8. 1 番号 55

金額 ¥2,650,000※

振替先 △△法務局 取引店 日本銀行△△代理店

振替元 ○○法務局 歳入歳出外現金出納官吏 法務事務官 秋山 満 振替依頼店 日本銀行○○代理店

受入科目 保管金 払出科目 保管金 余白記載事項 印

振替書番号を誤入力

後日訂正、後日更正<sup>(注)</sup>を実施した場合または仕向店から後日訂正・更正<sup>(注)</sup>を行った旨の連絡を受けた場合には、下表の訂正・更正の別に応じ、それらにかかる原取引日または更正実施日を指定したうえ「未出力分一括」を選択し、「振替済書」、「振替済通知書」を出力する。

訂正	訂正・更正対象 振替元・振替先	入力する取引日付	
		原取引日	
(注) 更正	振替元	振替済書	更正実施日
		振替済通知書	原取引日
	振替先	振替済書	原取引日
		振替済通知書	更正実施日

(注) 振替の更正処理を実施した場合でも受払の一方が訂正となることがある  
(例：振替元の口座相違により更正した場合、振替先口座分は訂正<帳簿の摘要のみの訂正>となることから、振替済通知書は原取引日を指定して出力する必要はある)。

【入力終了処理前の必須照会処理】

- ・「口座別受払残高一覧」の照会（ただし、出力後に残高の異動があった場合は再度必須処理となるため、照会を行う）
- ・未作成分がある場合の「振替済書」、「振替済通知書」および「訂正済通知書」の照会

(5) その他

イ、受払証票の整理保管方法

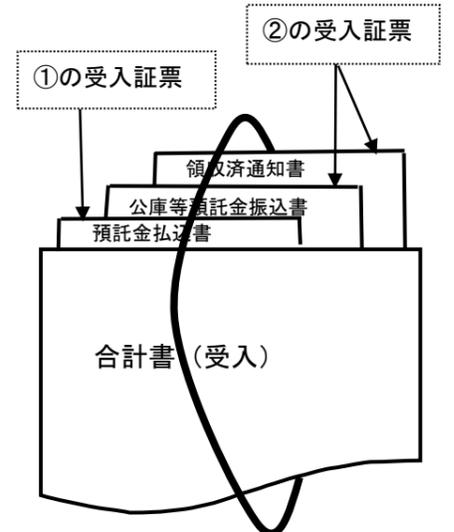
- 受払証票の整理は、次のとおり取扱う。

① 受入証票を口座別に区分し、「合計書(受入)」に添付する(保管期間:2年)。

▼ 「合計書(受入)」

合計書(受入)							1	
(日付) 16.04.12							〇〇代理店	
口座名称	年度	区分	現金 通常分等(A)	更正分等(B)	振替 通常分等(C)	更正分等(D)	内訳帳限り	合計
預託金	〇〇公共職業安定所							
		受入額	3,000,000		1,000,000			4,000,000
		更正払						
		改計	3,000,000		1,000,000			4,000,000
沖縄振興開発金融公庫預託金	沖縄振興開発金融公庫	〇〇支店						
		受入額			4,000,000			4,000,000
		更正払						
		改計			4,000,000			4,000,000
国庫内為替								
		受入額	11,000,000					11,000,000
		更正払						
		改計	11,000,000					11,000,000

「合計書(受入)」に帯紙、輪ゴム、ホッチキス等でとめる。



① 現金受の証票(口座:「預託金 〇〇公共職業安定所」分)

預託金払込書 第1号

金3,000,000円

上記の金額を払込みます。  
平成16年4月12日

日本銀行 〇〇代理店 御中

資金前渡官吏 〇〇公共職業安定所長

〇〇 〇〇

領 収

② 他店口座への振替受(現金受入分)の証票(口座:「沖縄振興開発金融公庫預託金 沖縄振興開発金融公庫〇〇支店」分)

領 収 済 通 知 書

公庫等預託金振込書

右のとおり振り込みます。

第7号 16年度

〇銀行〇〇支店

払込人 支店長 〇〇 〇〇

日本銀行〇〇代理店 御中

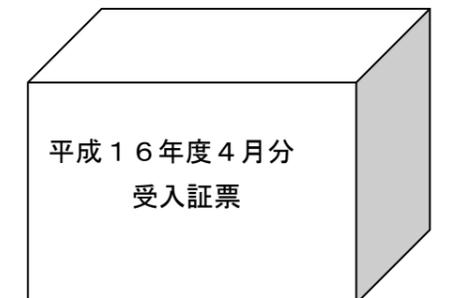
沖縄振興開発金融公庫預託金

(口座名) 沖縄振興開発金融公庫〇〇支店 出納役

(取引店名) 日本銀行〇〇代理店

(金額) ￥4,000,000円

領 収



② 払出証票を口座別に区分し、「合計書(払出)」に添付する(保管期間:5年)。

▼ 「合計書(払出)」

口座名称		現金		振替		内訳帳限り	合計
年度	区分	通常分等(A)	更正分等(B)	通常分等(C)	更正分等(D)		
合計書(払出) 1 (日付) 16.04.12 ○○代理店							
一般会計	厚生労働省 財務省会計センター						
16	支払額						
	返納金れい入			-7,000,000			-7,000,000
	更正納改計			-7,000,000			-7,000,000
預託金	○○労働局						
	支払額	6,000,000		1,000,000			7,000,000
	更正納改計	6,000,000		1,000,000			7,000,000

③ 他店口座への返納金戻入れ(現金受入分)の証票  
(口座:「一般会計 厚生労働省 ○○厚生局」分)

領収済通知書

領収控 国庫金 返

平成16年度  
一般会計  
厚生労働省所管 返納金戻入店 日本銀行本店  
支出官 財務省会計センター 官署支出官 ○○厚生局  
返納金額 7,000,000円

領収

返納金戻入れは、払出証票として整理。

「国庫金振替書」は、  
払出証票として整理。

④ 現金払の証票(口座:「預託金 ○○労働局」分)

小切手 預託金

○○市 日本銀行○○代理店 日本銀行○○代理店 渡

金額 ¥6,000,000※

平成16年4月12日 資金前渡官吏  
振出地 ○○市 ○○労働局 総務部長 ○○ ○○

支払

⑤ 振替払の証票(口座:「預託金 ○○労働局」分)

国庫金振替書

平成 年月日 16. 4. 12 番号 1

金額 ¥1,000,000※

振替先 資金前渡官吏 ○○公共職業安定所長 ○○ ○○ 取引店 日本銀行○○代理店

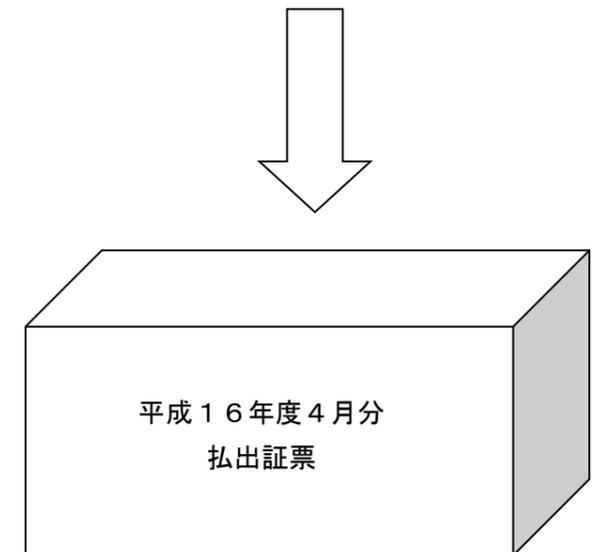
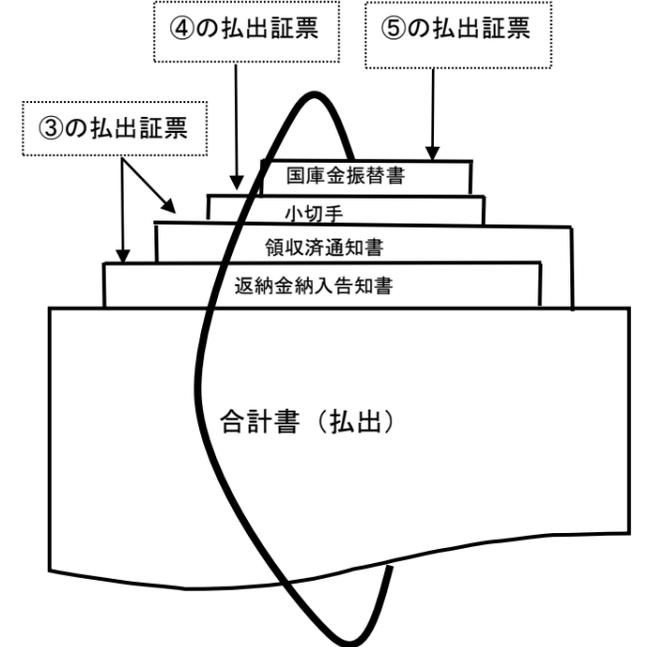
振替元 資金前渡官吏 ○○労働局 総務部長 ○○ ○○ 振替依頼店 日本銀行○○代理店

受入科目 預託金 払出科目 預託金 余白記載事項

振替

- 「国庫金振替書」に添付書類がある場合の整理保管方法
- ① 振替歳入  
—— 「領収控」を「国庫金振替書」に添付し保管。
- ② 他店口座への返納金戻入れ、返納金等  
—— 「領収控」および「領収済通知書」を「国庫金振替書」に添付し保管。
- ③ 自店口座への返納金等  
—— 「領収控」を「国庫金振替書」に添付し保管。

「合計書(払出)」に帯紙、輪ゴム、ホッキス等をとめる。



ロ、「取引関係通知書」等の取扱い

● 取引担当官から「取引関係通知書」または「取引関係通知書の記載事項変更通知」等の提出（官印のない事前提出の通知でも可）等を受けた場合には、次のとおり取扱う。

(1) 取引開始、取引廃止、名称変更等

○ 取引担当官から、「取引関係通知書」等（①政府有価証券の取引に関するものを含む。②本官の異動に関するものを除く。③代理官\*に関するものを除く。）または「取引関係通知書の記載事項変更通知」（庁名が変更された場合に限る）の提出（官印のない事前に受領した通知でも可\*\*）を受けた場合には、直ちに当該「通知書」の写を作成し、これを次の区分に従い補記（朱書き箇所）したうえ、日本銀行業務オンライン（報告資料名は「官庁取引開廃関係書類」。誤って「取引開廃関連（事務統括担当部署／支店業務課あて）」を選択しないよう留意する。）により、日本銀行業務局事務統括グループに送付する（注）。

① 新規取引開始の場合（現に取引関係を有しない官庁または既に取引関係を有する官庁であって新たに供託振替国債の取扱いを開始する官庁の場合に限る）

：取引官庁名（フリガナ）、取引店コード、新規に取引を開始する旨、月計突合表送付部署の要項、当該官庁の上部組織の記載

② ①以外の場合（官庁との取引廃止に伴い残務承継官から提出を受ける場合を含む）：取引官庁名（フリガナ）、取引官庁コード、取引店コード

\* 本官との取引がなく、代理官からの取引関係通知書等を受領した場合の取扱いについては、日本銀行業務局事務統括グループへ照会してください。

\*\* 適用開始日に、官印が押なつされた取引関係通知書等の提出を受けた場合には、事前提出を受けたものと内容が相違していないことを確認する。なお、事前に提出を受けたものと内容が相違している場合には、直ちに日本銀行業務局事務統括グループに連絡のうえ、同通知書等の写を日本銀行業務オンラインにより送付する（注）（事前提出を受けたものと内容が相違していない場合には、同通知書等の写の送付は不要。）。

（注）個人情報を含む書面のため、ファイルにはPWを付す。ただし、黒塗りするなどの方法で取引担当官の氏名が判別できないよう加工した場合には、この限りでない。

(2) 月計突合表の送付部署

○ 取引担当官から月計突合表（政府有価証券の月計突合表を含む。）の送付部署の変更等に関する連絡を受けた場合には、直ちにその内容（取引官庁名、郵便番号、所在地、部署名、電話番号および適用開始日）を記載した適宜の通知を作成し、当該「通知」を日本銀行業務オンライン（報告資料名は「官庁取引開廃関係書類」。誤って「取引開廃関連（事務統括担当部署／支店業務課あて）」を選択しないよう留意する。）により、日本銀行業務局事務統括グループに送付する。また、歳入金等取扱庁（税務署等）の所在地等の変更がある場合には、電話等により所属統轄店に連絡する（電話番号等は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。

<新規取引開始の例>（現に取引関係を有しない官庁の場合に限る）

▼「取引関係通知書」の写への補記

新規 新規の旨を補記

第1号 平成23年4月1日

取引店コード（7桁）を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

官印のないものでも可（以下同じ）

分任資金前渡官吏  
陸上自衛隊第13旅団〇〇研修所  
1等陸尉 □□ □□ 印

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

取引関係通知書 数字についても、フリガナを付す

リクジョウジエイタイ ダイジュウサン)ヨダン 〇〇ケンシュウシヨ

「陸上自衛隊 第13旅団 〇〇研修所」1等陸尉□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

（理由 新設）  
（附記）

月計突合表送付部署の要項を補記

部署名の登録を希望する場合には、記載してください

上部組織を記載してください。  
— 陸上自衛隊の場合には、「陸上自衛隊〇〇方面総監部」となります

〒765-4321  
××市××1-2 (××ビル)  
会計係  
TEL 0987-65-4321  
陸上自衛隊〇〇方面総監部

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<名称変更の例>

▼「取引関係通知書の記載事項変更通知」の写への補記

取引店コード（7桁）を補記 第3号  
0123456  
平成23年4月1日  
日本銀行〇〇代理店 あて

あらかじめ旧官職名、旧印により通知を受けてもよい。この場合には、本文中「本日付け」とある箇所は「〇月〇日付け」と記載される

資金前渡官吏  
〇〇地方裁判所〇〇支部  
裁判所事務官 □□ □□ 印

取引関係通知書の記載事項変更通知

本日付けをもって、下記のとおり庁名を変更するので添えて通知します。

取引官庁コード（8桁）を補記

00333333

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

新 資金前渡官吏  
〇〇チホウサイバンシヨ 〇〇シブ  
「〇〇地方裁判所〇〇支部」裁判所事務官 □□ □□

旧 資金前渡官吏  
〇〇地方裁判所××支部 裁判所事務官 □□ □□

同一人物

月計突合表送付部署の変更と庁名変更を同時に行う場合には、当該通知に月計突合表送付部署の要項を補記

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<名称変更および取引担当官の交替の例>

▼「取引関係通知書」の写への補記

取引店コード（7桁）を補記 第1号  
0123456  
平成23年4月1日  
日本銀行〇〇代理店 あて

資金前渡官吏  
〇〇研修所  
經理係長 □□ □□ 印

取引官庁コード（8桁）を補記

00333333

「所」のフリガナについては、「シヨ」と「ジヨ」の確認をお願いします

後任者の官職（変更後）・氏名を記載

取引関係通知書

「〇〇研修所」經理係長□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す

（理由 異動および庁名変更）  
（附記） △△△△研修所 次長 ×× ××

「異動および庁名変更」と記載

前任者の官職（変更前）・氏名を記載（資格は不要）

月計突合表送付部署の変更と庁名変更を同時に行う場合には、当該通知に月計突合表送付部署の要項を補記

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<廃止・本日付廃止の例> (残務承継官が設けられない場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333  
〇〇ケンシュウシヨ

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す  
〇〇ケンシュウシヨ

取引関係通知書

「〇〇研修所」 経理係長□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理由 廃止)  
(附記)

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<廃止・本日限り廃止の例> (残務承継官が設けられない場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

第1号  
平成23年3月31日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す  
リクジョウジエイタイ ダイジュウサンリョダシ 〇〇エンシュウブタイ

取引関係通知書

「陸上自衛隊 第13旅団 〇〇演習部隊」 1等陸尉□□ □□は、本日限りで、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理由 廃止)

(注意) 陸上自衛隊演習部隊の分任資金前渡官吏が、平成23年4月1日(金)に当該部隊撤収のため、最終取引日(営業日)の平成23年3月31日(木)に取引廃止の手続を行うケース

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年3月31日

<廃止の例> (残務承継官が設けられる場合)

▼「取引関係通知書」の写への補記

平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す(承継先の取引官庁名を含む)  
〇〇ノウセイキョク〇〇ジムシヨ  
ザンムシヨウケイ 〇〇ノウセイキョク

取引関係通知書

〇〇農政局 〇〇事務局  
残務承継資金前渡官吏  
〇〇農政局  
経理係長 □□ □□ 印

〇〇農政局 経理係長□□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。

(理由 廃止に伴う残務承継)  
(附記) 取引を終止する本官  
〇〇農政局 〇〇事務局  
総務課長 △△△△

月計突合表送付部署の要項を補記  
〒765-4321  
××市××1-2(××合同庁舎)  
会計課  
TEL 0987-65-4321

取引関係通知書の作成日付が月初の場合で、前月分の月計突合表から、残務承継官に送付するときは、「3月分から変更」と記載してください

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<供託振替国債：新規取引開始の例>

▼「供託振替国債口座開設等依頼書」の写への補記

新規 新規の旨を補記  
第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す  
〇〇チホウホウムキョク〇〇シキョク

〇〇チホウホウムキョク〇〇シキョク  
「〇〇地方財務局〇〇支局」  
取扱主任官  
供託官 □□ □□ 印

供託振替国債口座開設等依頼書

供託官□□ □□は、振替国債を供託有価証券として取り扱うため、供託振替国債に係る口座の開設等を依頼します。

(依頼内容) 口座の開設  
(理由) 新規  
(付記)

月計突合表送付部署の要項を補記  
〒765-4321  
××市××1-2(××合同庁舎)  
供託課  
TEL 0987-65-4321

部署名の登録を希望する場合には、記載してください

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<供託振替国債：廃止の例>

▼「供託振替国債口座開設等依頼書」の写への補記

第1号  
平成23年4月1日

取引店コード(7桁)を補記  
0123456  
日本銀行〇〇代理店 あて

取引官庁コード(8桁)を補記  
10133333

取引官庁名を「」で括り、フリガナを付す  
〇〇チホウホウムキョク〇〇シキョク

取引関係通知書

「〇〇地方財務局〇〇支局」  
取扱主任官  
供託官 □□ □□ 印

供託振替国債口座開設等依頼書

供託官□□ □□は、振替国債を供託有価証券として取り扱うため、供託振替国債に係る口座の開設等を依頼します。

(依頼内容) 口座の廃止  
(理由) 廃止  
(付記)

取引種類が複数ある場合は、取引種類ごとに内容(郵便番号、所在地、部署名、電話番号)が分かるように(同一の場合はその旨を)記載

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年4月1日

<月計突合表送付部署変更の例>

▼「月計突合表送付部署に関する変更通知」

平成23年3月18日

取引店コード(7桁)を記載  
0123456  
〇〇代理店

取引官庁コード(8桁)を補記  
00333333

月計突合表送付部署に関する変更通知

- 取引官庁 〇〇地方裁判所
- 郵便番号 123-4567
- 所在地 〇〇市〇〇10-10××合同庁舎
- 部署名 預託金：庶務課  
保管金：管理課
- 電話番号 預託金：123-456-7890  
保管金：123-456-1234
- 適用開始日 23年4月1日

「郡」の場合には、都道府県名を記入  
・丁目、番地(街区符号および住居番号を含む)は数字のみで表示し「-」で結ぶ

休日、過去日付を適用開始日とすることはできません

以上

ロ、②「取引関係通知書」(廃止を理由とする取引終了)の取扱い

● 廃止日をもって取引終了の「取引関係通知書」を作成することができない場合は、次のとおり取扱う。

- ① 取引関係通知書は、作成日を最終取引日(営業日)として作成させる(具体的な内容は下記事例参照)。
- ② 月計突合表は、最終取引日(営業日)に作成し、当該取引官庁に交付する。
- ③ 現在高証明請求書は、請求日および残高指定日を最終取引日(営業日)として作成させ、同日付で証明し、当該取引官庁に交付する。

【事例】陸上自衛隊演習部隊の分任資金前渡官吏が、平成23年4月1日(金)に取引を廃止し本隊に復帰するため、最終取引日(営業日)の平成23年3月31日(木)に取引廃止の手続きを全て行うケース。

第〇〇号  
平成23年3月31日

日本銀行〇〇代理店 あて

分任資金前渡官吏  
陸上自衛隊第〇〇旅団〇〇演習部隊  
1等陸尉 □□ □□ 印

取引関係通知書

陸上自衛隊第〇〇旅団〇〇演習部隊 1等陸尉□□ □□は、本日限りで、貴店との間に現金の預託に関する取引を終止するので通知します。

(理由 廃止 )  
(附 記)

日本銀行〇〇代理店受付  
平成23年3月31日

○ 取引関係通知書の作成日は、最終取引日(営業日)の3月31日とする。

○ 本文中の日付関係箇所は、「…は、本日限りで、…」とする。

—— これは、「…は、本日付けをもって、…」とした場合には、3月31日が廃止日となり、月計突合表も最終取引日(営業日)の3月30日に作成することとなるため。

○ 「月計突合表」は、最終取引日(営業日)の3月31日に作成し、当該取引官庁に交付する。

○ 「現在高証明請求書」は、請求日および残高指定日を最終取引日(営業日)の3月31日として作成させ、3月31日に証明し、当該官庁に交付する。

### ロ、③. 現在高証明請求書の郵送対応の取扱い

- 官庁における取引担当官の交替手続きにおいて、代理店への往訪負担が大きい官庁<sup>(注)</sup>から、交替日の前日の現在高証明請求書(以下「現在高証明」という。)の証明が即日必要であるとして郵送対応の依頼があった場合は、次のとおり取扱う(取扱いイメージ図および本取扱いを行う背景は次ページ参照)。

(注) 具体的には、官庁所在地から代理店までの距離が遠く、官庁職員も少ないことから、代理店窓口への往訪によって日常業務への影響が懸念されるような官庁を想定している(現在高証明は、代理店窓口へ提出されるのが原則であり、郵送対応は代理店への往訪負担が大きい官庁に対して限定的に実施するもの)。

—— 取引担当官の交替以外の場合(官庁の内部監査など、取引担当官を監督・検査する者からの請求を含む。)であっても、代理店への往訪負担が大きい官庁から、現在高証明が即日必要であるとして郵送対応の依頼があったときは、本項に準じて取扱う。

#### 【現在高証明の郵送対応の取扱方法(取引担当官の交替のケース)】(①～⑥は次ページと対応)

##### 交替日の前日

- ① 官庁からファクシミリ等により送信された現在高証明を受信する。  
—— 官庁から事前に、ファクシミリ等で送信を行う旨の電話連絡がある。
- ② 関係規程(日本銀行代理店国庫金事務取扱手続<国庫金編>特殊5 証明請求書の提出を受けた場合の取扱い)に従い、受信した現在高証明の内容を確認する。
- ③ 現在高証明に証明事項(証明の旨、証明日<当日の日付>、取引店名)を記入し、ファクシミリ等により官庁に送信する。送信後、現在高証明は手許に保管する(保管方法は適宜)。

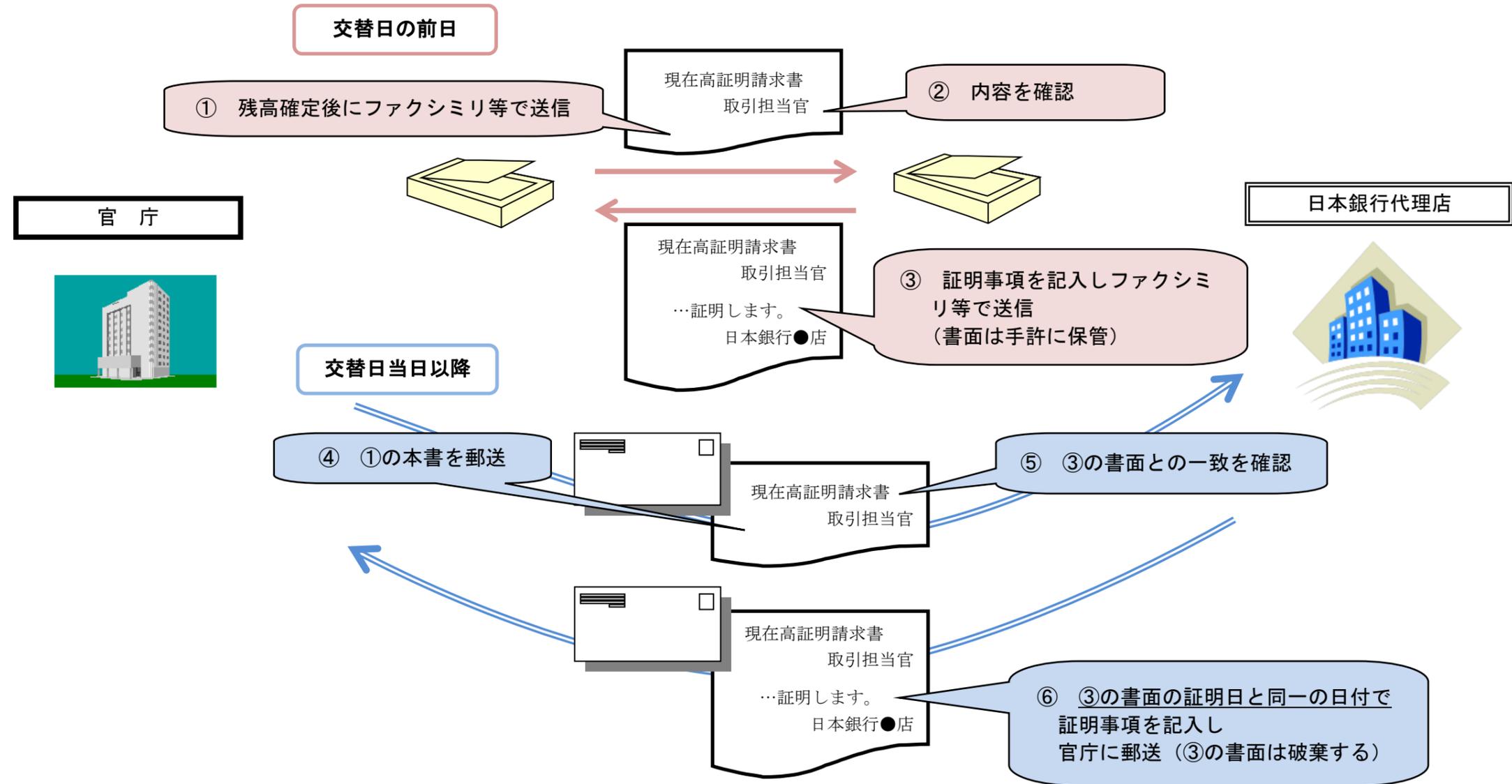
##### 交替日当日以降

- ④ 官庁から郵送された現在高証明(本書)を受領する。
- ⑤ 現在高証明(本書)と、③により手許に保管している現在高証明との内容の一致を確認する。
- ⑥ 現在高証明(本書)に証明事項を記入する。証明日は、③により手許に保管している現在高証明の証明日と同一の日付とする。その後、現在高証明(本書)を官庁に郵送する。  
—— ③により手許に保管した現在高証明は適宜破棄する。

##### 【ファクシミリ等の取扱いにかかる留意点】

- ・ 郵送対応を行う官庁との間で、ファクシミリによる送信に代えて、電子メールでの送受信(スキャナで読み取った現在高証明の画像を添付)に変更するなど、適宜調整しても差し支えない。
- ・ 誤送信防止のため、テスト送信によるファクシミリ番号の正当性の確認や、頻繁に送信する官庁の短縮ダイヤルの登録など、取扱いには十分留意すること。電子メールを利用する場合も同様。

【現在高証明の郵送対応の取扱いイメージ図】



【本取扱いを行う背景】

- ・ 前任の取引担当官は、その取引最終日（交替日の前日）に同日現在の現在高証明を代理店に提出し、代理店から証明済みの現在高証明を受領して、交替日における後任の取引担当官への事務引継ぎに使用する。
- ・ 仮に、単に郵送のみで現在高証明の提出・返送を行うと、交替日における事務引継ぎ時に現在高証明が官庁の手許にない状態となる。このため、交替日前日には暫定的にファクシミリによる現在高証明を行ったうえで、交替日当日以降、別途郵送された現在高証明（本書）に、ファクシミリによる証明と同一の日付で証明のうえ返送する。  
—— このような日付制約がない場合には、郵送のみの取扱いで差支えない（証明日付は郵送到着日）。

ロ、④. 取引関係通知書および印鑑票の郵送対応の取扱い

● 取引担当官の交替に伴う取引関係通知書および印鑑票（以下「取引関係通知書等」という。）は、官庁からの依頼に応じて郵送により提出を受けても差支えない。この場合、次のとおり取扱う。

—— ただし、以下の場合は、取引関係通知書等を郵送することはできない（官庁から照会があった場合は、その旨説明する）。

- ・ 後任官への事務引継ぎ後、すぐに後任官による小切手の振出が予定されている場合（取引関係通知書等が未着の場合、当該小切手の払出ができないため）
- ・ 官庁との「取引開始」または「取引廃止」の場合（官庁との小切手用紙等の授受が発生するため）

【取引関係通知書等の郵送対応の取扱い】

① 官庁が取引関係通知書等を郵送する場合には、その旨官庁から電話等により連絡を受ける。

② 郵送された取引関係通知書には、受付日として郵送到着日を記入する（受付印等を使用してもよい）。

—— 取引担当官の交替は取引関係通知書の作成日付をもって有効となるため、後任官の印鑑票の使用開始日欄には、必ず取引関係通知書の作成日付を記入する。

③ 取引関係通知書の作成日から取引店受付日までの間に、前任官振出の小切手（交替日前に振出したものを除く）や国庫金振替書による支払いが行われていないことを、当該官庁の支払済小切手や支払済国庫金振替書を見て確認する。

—— 後任官の取引関係通知書の作成日以降、前任官は小切手や国庫金振替書を発行することはできないが、官庁の手違いにより誤って振出されることも考えられるため。こうした事実があった場合には、速やかに後任官に連絡する（統轄店にも連絡する）。

④ 取引関係通知書等の受付が完了した旨、官庁に電話等により連絡する。

【事例】分任資金前渡官吏から、平成30年10月1日（月）を作成日とする取引担当官の交替に伴う取引関係通知書等が送付され、平成30年10月2日（火）に代理店に到着したケース

<p style="text-align: right;">第1号 平成30年10月1日</p> <p>日本銀行〇〇代理店 へて</p> <p style="text-align: center;">分任資金前渡官吏 陸上自衛隊第13旅団〇〇部隊 1等陸尉 □□ □□ <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">印</span></p> <p style="text-align: center;">取引関係通知書</p> <p>陸上自衛隊第13旅団〇〇部隊 1等陸尉 □□ □□は、本日付けをもって、貴店との間に現金の預託に関する取引を開始するので通知します。</p> <p>(理由 異動) (附記) 陸上自衛隊第13旅団〇〇部隊 1等陸尉 △△ △△</p> <p style="text-align: right;">日本銀行〇〇代理店受付 平成30年10月2日</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>印鑑票の使用開始日は、取引関係通知書の作成日付である「平成30年10月1日」とする。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>取引関係通知書の受付日は、取引関係通知書が到着した「平成30年10月2日」とする。</p> </div>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

取引種類、整理番号等 預託金	
分任資金前渡官吏 陸上自衛隊第13旅団〇〇部隊 1等陸尉 □□ □□	
使用開始日 30.10.1	<span style="border: 1px solid red; padding: 5px;">印</span>
変更日	
印鑑票	
(様式、規格等は適宜)	

## ハ、その他留意事項

- 運用に関するその他の留意事項は次のとおり。
- ※日本銀行業務局業務運行統括グループおよび事務統括グループの電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照

1. 入力関係	
(1) 「計表照会」および「マスター照会」の権限者承認取引	・権限者がパスワードを誤入力した場合は、権限者承認を行うことができないため、当該取引は再度入力する必要があること。
(2) 「国庫金受払集計報告（代理店扱分）」の報告	・当日報告すべき計数がない場合には、その旨を適宜の方法により所属統轄店に連絡すること（連絡方法については、予め所属統轄店と取決めておく。）。
(3) 取引店変更後の旧取引店が取組んだ国庫送金の取消	・取扱要領に記載のない事務が発生すると見込まれる場合には、事前に日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱うこと。
(4) 国家公務員給与振込の取消	・依頼先金融機関等から、振込指定日までに給与振込資金の返れいがなく、「国庫金未整理」口座に払出の記帳処理を行う必要が生じた場合には、事前に日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡すること。
(5) 「国税資金支払未済繰越金」への組替入力	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3月末に実施する未払の国税収納金整理資金支払金にかかる小切手振出済通知書の「国税資金支払未済繰越金」への組替入力は、「小切手振出済通知書」の送付漏れがないことを当該取引官庁に確認したうえで行うこと。</li> <li>・「国税資金支払未済繰越金」への組替入力は、「組替」画面で計算科目名からの口座指定により行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>―― 振替先の口座は、年度：「当該年度」、計算科目：「国税資金支払未済繰越金」、組替元年度：「当該年度」を指定するほか、振替元の口座は、年度：「当該年度」、計算科目：「国税収納金整理資金」を指定する（振替元の摘要名は「国税未済へ」、振替先の摘要は空白を選択）。</li> </ul> </li> </ul>
2. 帳簿・出力計表関係	
(1) 「帳簿」摘要への事務処理区分の表示	・「帳簿」摘要に事務処理区分が表示されないため、計算相違等の原因究明・確認は、「入力結果確認表」により行うこと。
(2) 帳簿の照会	・現在高証明請求を受けた場合等において、現在高証明請求書に指定された日に受払がないときは、帳簿が表示されない。このため、帳簿照会の口座指定画面で、「日」欄を空白にし「月」単位で照会することにより、直近の取引発生日まで遡り残高を確認すること。
(3) 訂正済通知書の二重作成	・会計センターからの訂正請求に基づき、同一官庁内の所管庁更正と部局等項の更正処理を行った場合には、訂正済通知書が2枚作成されるため、不要な1枚は廃棄すること。毎営業日、国庫内為替取引の送信時刻経過後に、「振替済通知書」（未出力分一括）の照会を必ず行うこと（未出力分があると「入力終了」は入力できない仕様）。
(4) 「入力結果確認表（国庫金）」の印字	・「国庫金振替書」に委任職員名が記載されている場合、「入力結果確認表」および確認画面には当該職員名ではなく取引官庁名が表示されるため、オペレータおよび権限者は「国庫金振替書」と「振替済書」に記載された委任職員名が一致していることを確認すること。
(5) 取引官庁からの「月計突合表」の交付要請	・取引官庁から月計突合表の交付要請があった場合には、事前に日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱うこと。
(6) 「入力終了」処理前の必須照会処理	・口座別受払残高一覧の出力は、「入力終了」処理前の必須処理であるため、同一覧出力後に残高の異動があった場合、再度出力しないと「入力終了」の送信ができない。

3. 代理店の取扱店舗変更関係	
(1) 取扱店変更が実施される当日（以下「変更日」という。）の口座指定およびローカル口座番号の新規登録等にかかる取扱い	
イ、取扱店変更先以外の代理店の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該代理店にある口座を指定する場合は、取引店の入力フィールドに新取引店コードを入力し、▼ボタンをクリックして代理店名を表示する方法により検索すること。なお、50音検索の方法により当該代理店を検索した場合には、新旧コード分の2つの代理店が表示されるので、前述の方法により検索すること。</li> <li>・代理店の取引店コードを変更することに伴い、①現在、当該代理店の口座にローカル口座番号を登録している場合には、変更日の前営業日の取引入力終了以降に、登録しているローカル口座番号を削除すること。②変更日以降、同口座にローカル口座番号を登録する場合には、改めて新規に登録すること（①の削除により現在と同じ番号を登録することが可能）。</li> </ul>
①口座指定時の運用	
②ローカル口座番号の新規登録	
ロ、取扱店変更先の代理店の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取引店コードを変更することに伴い、①現在、貴代理店の口座にローカル口座番号を登録している場合には、変更日の前営業日の取引入力終了以降に、登録しているローカル口座番号を削除すること。②変更日以降、同口座にローカル口座番号を登録する場合には、改めて新規に登録すること（①の削除により現在と同じ番号を登録することが可能）。</li> <li>・変更日以降における自店の帳簿・計表の照会は可能であるが、取引店コードを変更することに伴い、前月末までの帳簿および変更日の前営業日までの計表の照会がそれぞれできなくなるので、当該帳簿・計表の照会が必要となった場合には、日本銀行業務局業務運行統括グループあてに照会すること。</li> <li>・変更日の前営業日現在の受払額および残高については、国庫内為替取引の送信締切時刻経過後、自店内取引の入力・送信が終了していることを確認のうえ、口座別受払残高一覧により、取引官庁と照合を行うこと。なお、その時点で記帳に誤りがあることが判明した場合には、更正処理が必要となるため、速やかに日本銀行業務局業務運行統括グループあてに連絡すること。</li> <li>・変更日以降に出力する口座別受払残高一覧のうち、計算科目が国庫内為替、公債利子支払資金および公債償還資金については、年度初来受払累計額が変更日以降分の計数となる点、留意すること。</li> </ul>
①ローカル口座番号の新規登録	
②帳簿・計表の照会	
③口座別受払残高一覧の計数	
(2) 取扱店舗の変更等により代理店の取引店コードが変更となる場合のユーザーIDに関する対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代理店の取引店コード変更に伴いユーザーID管理マスター一覧の「所属代理店」欄の取引店コードが変更となる時は、日本銀行業務局事務統括グループが、当該代理店を所属代理店としているユーザーIDの取引店コードの変更を行う。この場合、対象の代理店には、ユーザーIDの変更処理済の通知として、変更日および変更処理済である旨が記載されたユーザーID管理マスター一覧が送付される。</li> <li>・代理店の取引店コード変更に伴いユーザーID管理マスター一覧の「代行入力権限付与」欄の取引店コードが変更となる時は、当該代理店の代行入力権限を設定しているユーザーIDについて、代行入力権限の変更にかかる依頼書を提出する。</li> </ul>

#### 4. ユーザーID関係

(1) 「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)」の日本銀行業務局事務統括グループへの送付(記入例はP85、86を参照)

・「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)」の日本銀行業務局事務統括グループへの送付は、日本銀行業務オンラインにより行うこと。また、原則として、登録・代行入力権限の変更については登録または変更希望日(適用開始希望日)の5営業日前までに、抹消については抹消希望日(適用開始希望日)の前営業日午後1時まで送付するようにすること。

・上記の期限までに送付できない場合で緊急にユーザーIDの登録等を行う必要がある場合に限り、予め日本銀行業務局事務統括グループに連絡のうえ、緊急分として日本銀行業務オンラインにより送付することができる(極力午前中に送付してください)。この場合、適用開始希望日は原則翌営業日以降とし、例外的に当日の業務に支障が生じるときは依頼日当日とすることができる。

(2) 日本銀行業務局事務統括グループから送付を受けた「ユーザーID管理マスター一覧」の内容確認

・「統合国庫記帳システム関係事務取扱要領(代理店用)」第4編第1章4. に定めるユーザーID管理マスター一覧の内容とユーザーIDの登録処理済の通知、抹消処理済の通知または代行入力権限変更処理済の通知の確認は、次のとおり取扱うこと。

—— 「ユーザーID管理マスター一覧」について確認する項目は次のとおり。

- ・適用区分
- ・適用開始日
- ・ユーザーID
- ・使用者氏名
- ・アクセス許可範囲(通常用) <取引店コード、店属性・部署区分コード(「30」が表示)、権限区分コード>
- ・アクセス許可範囲(代行入力用) <取引店コード、店属性・部署区分コード(「30」が表示)、権限区分コード>

<参考>上記項目で使用しているコードの内容  
 適用区分:「1」新設、「2」変更、「3」廃止  
 権限区分:「1」オペレータ、「2」権限者

① 「ユーザーID管理マスター一覧」の内容とユーザーIDの登録処理済の通知、抹消処理済の通知または代行入力権限変更処理済の通知を次のとおり確認する。

	適用開始日が当日である場合	適用開始日が先日付である場合
登録処理済の通知	適用開始日到来済分の一覧に適用区分「1」として印字されていることを確認する	適用開始日未到来分の一覧に適用区分「1」として印字されていることを確認する
抹消処理済の通知	適用開始日到来済分の一覧に当該ユーザーが印字されていないことを確認する	適用開始日未到来分の一覧に適用区分「3」として印字されていることを確認する
代行入力権限変更処理済の通知	適用開始日到来済分の一覧に適用区分「2」として変更後の内容が印字されていることを確認する	適用開始日未到来分の一覧に適用区分「2」として印字されていることを確認する

② 適用開始日到来済分の「ユーザーID管理マスター一覧」に登録済のユーザーID(同一覧と併せて送付された処理済通知に印字されたユーザーIDを除く)が正しく掲載されていることを確認する。  
 —— 具体的には、印字されているユーザーに過不足がないか、登録内容に相違がないかを確認する。  
 —— 登録済のユーザーID(登録内容を含む)は、自店に保管している「ユーザーID管理マスター一覧」により確認する。

③ ①および②の結果、内容が相違している場合には日本銀行業務局事務統括グループに連絡し、その指示により取扱う。

(6) 端末回りに関する留意事項

- 端末に関する動作不安定等の事象が発生した場合には、状況に応じ、次のとおり取扱う。

【日本銀行システム情報局ヘルプデスクの連絡先は統合国庫記帳システム事務選択画面の連絡先一覧を参照】

<p>1. 画面の遷移が遅いなど端末の動作が不安定な場合</p>	<p>(1) 計表照会において、画面の遷移に多少時間を要することがあるが、エラーメッセージが出ない限り正常に処理が続いているので、画面遷移する前に再度メニュー等をクリックしない。          なお、システムエラーが発生した場合には、エラー表示を閉じたうえでログアウトし、再度ログインする。</p> <p>(2) 上記(1)以外の場合で、画面の遷移が遅いなど端末の動作が不安定な場合には、一旦ログアウトしたうえで、再度ログインする。それでも解消しない場合には、Windows をログオフし、電源を落したうえで、再度PCを立ち上げる。</p> <p>(3) 上記(2)の対応を採っても解消しない場合には、日本銀行システム情報局のヘルプデスクに連絡し、指示により取扱う。</p>
<p>2. 作業中に以下の事象が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・画面が動かなくなった</li> <li>・画面が真っ青（または真っ黒）になった</li> <li>・画面が途中から切れた状態で表示された</li> <li>・「ページが表示できません」というメッセージが表示された</li> </ul>	<p>(1) キーボードの「Alt」キーを押下しながら、「F4」キーを押下し、動かなくなった画面等を閉じる。</p> <p>(2) 上記(1)の対応を採っても画面に変化がない場合には、キーボードの「Ctrl」キーと「Alt」キーを押下しながら、「Del」キーを押下することにより、「Windows のセキュリティ」の画面を表示し、その中の「シャットダウン」ボタンをクリックして強制終了のうえ、再度PCを立ち上げる。</p> <p>(3) 上記(2)の対応を採っても画面に変化がない場合には、日本銀行システム情報局のヘルプデスクに連絡し、指示により取扱う。</p>
<p>3. 作業中に「不正なアクセスです：セッションタイムアウト」と表示され、画面上の「閉じる」ボタンをクリックしたにもかかわらず、画面が閉じない場合</p>	<p>○ キーボードの「Alt」キーを押下しながら、「F4」キーを押下し、メッセージが表示されている画面を閉じる。</p>
<p>4. ログイン画面において、「完了」ボタンをクリックしたにもかかわらず、初期メニュー画面に戻る場合</p>	<p>○ 一旦、インターネットエクスプローラーのウインドウを、右上の×をクリックすることにより全て終了させた後、再度、統合国庫記帳システムのアイコンをダブルクリックすることにより起動する（初期メニュー画面を2つ起動しているために発生する事象）。</p>
<p>5. PCの電源を投入しても起動しない場合</p>	<p>○ 端末保守業者に修理を依頼するとともに、ハード障害が発生している旨を日本銀行システム情報局のヘルプデスクに連絡する。</p>
<p>6. 計表、帳簿の印刷ができない等プリンタに異常が発生した場合</p>	<p>○ 端末保守業者に修理を依頼するとともに、プリンタ障害が発生している旨を日本銀行システム情報局のヘルプデスクに連絡する。</p>
<p>7. 上記1. ～6. 以外の事象が発生した場合</p>	<p>○ 日本銀行システム情報局のヘルプデスクに連絡し、指示により取扱う。</p>

## (7) 「統合国庫記帳システムの留意事項」の追補

### 追補(1) 1. 計表の出力・照合

- 当日分の入力が全て終了したことを確認した場合には、他店からの付替が発生したときでも、「合計書」および「歳入金等一覧」の計数は変わることがないため、次のとおり取扱う。

「国庫内為替取引の送信締切時刻までの時間帯を有効に使うために、自店の入力が全て終了したことを確認し、『合計書』および『歳入金等一覧』を仮出力して受払証票との照合事務を進めても良い。この場合、同時刻到来時に仮照合した計数に異動がないときは、仮出力した『合計書』および『歳入金等一覧』を最終分として使用して差支えない。

また、『国庫金処理別受払高表』についても、自店の入力が全て終了していること、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の『国庫内為替受信状況』が『なし』であることを確認したうえで仮出力し、照合事務を進めても良い。この場合、国庫内為替取引の送信締切時刻経過後に、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の『国庫内為替受信状況』が引続き『なし』であるときは、仮出力したものを最終分として使用して差支えない。」

### 追補(1) 2. 計表出力時の再クリック

- 計表照会において、画面の遷移に多少時間を要することがありますが、エラーメッセージが出ない限り正常に処理が続いているので、画面遷移する前に再度メニュー、完了ボタン等をクリックしないで下さい（なお、システムエラーが発生した場合には、エラー表示を閉じたうえでログアウトし、再度ログインして下さい）。

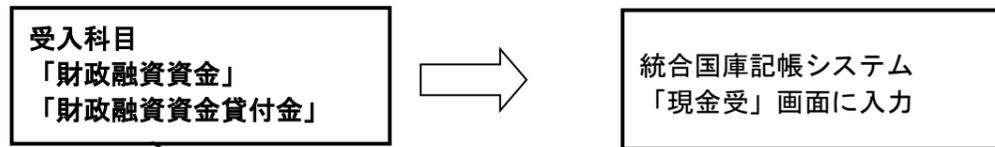
### 追補(1) 3. 振替と組替の入力間違い

- 通常入力のメニュー中に「振替」と「組替」が上下隣り合わせにあり、文字も一字違いであることから、間違って選択することがあります。「振替」で入力・送信すべき他店付替を誤って「組替」で入力した場合には、自店の振替済書のほか他店の振替済通知書も出力されないこととなり、それぞれ計算整理が合わなくなります。国庫金振替書により「振替」を入力する場合には、入力画面の左上に「通常振替」と表示されることを確認するほか、入力画面または入力結果確認表の「振替書番号」を必ず確認して下さい（「組替」の場合、入力画面の左上に「組替」と表示されるほか、「摘要」および「摘要名称移し整理時」の入力項目がある）。

追補（２）財政融資資金貸付金の元金回収および利子収入受入時の留意点

● 財政融資資金貸付金にかかる元金および利子（歳入金）を受入れた場合は、次のとおり取扱う。

（１）元金の回収



確認画面  
による確認

財政融資資金貸付金元金領収控 国庫金

第〇〇号	納入者	〇〇〇〇〇〇〇
償還期限	令和 3年 9月 30日	
債務履行の場所	日本銀行〇〇代理店	
受入科目	財政融資資金・財政融資資金貸付金	
取扱庁	財務省理財局	
金額	¥500,000,000 円	

上記の金額を領収しました。  
領3.9.30収

「入力結果確認表（国庫金）」による確認

- ① 「計算科目」欄に「国庫内為替」（事務処理区分：現金）と印字
- ② 「計算科目」欄に「財政融資資金」（同：振替、取引店：本店）と印字
  - 「所管庁等」欄に「財政融資資金貸付金」と印字
  - 「取引官庁・取扱庁等」欄に「財務省理財局長」と印字

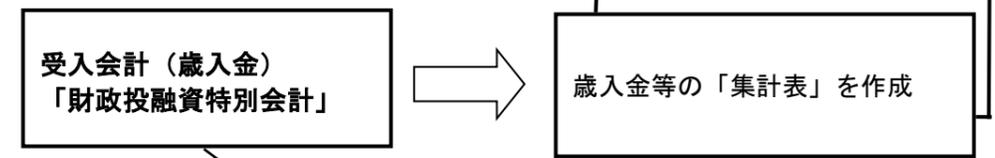
（注）留意事項 P 19 参照。

元金および利子の  
証票にかかる日本  
銀行への送付につ  
いては、P 1 および  
P 1 の 2 参照。

「合計書（受入）」による確認

- ① 「口座名称」欄に「財政融資資金 財政融資資金貸付金 財務省理財局長」と印字
  - 「振替」、「通常分等」欄に金額を印字
- ② 「口座名称」欄に「国庫内為替」と印字
  - 「現金」、「通常分等」欄に金額を印字
  - 「国庫金処理別受払高表」（自店計）により自行庫で定めた勘定および預金店への報告金額と照合。

（２）利子収入（歳入金）の受入



領収控 国庫金

第〇〇号	納入者	〇〇〇〇〇〇〇
納付期限	令和 3年 9月 30日	
納付場所	日本銀行〇〇代理店	
3年度	財政投融資特別会計	
財務省及び国土交通省所管	財務省理財局(18023)	財政融資資金勘定
金額	¥35,000,000 円	

上記の金額を領収しました。  
領3.9.30収

国庫金受払集計報告（代理店直扱分）・入力 印刷 ヘルプ

項目	証票枚数 (振替を除く)	歳入金等金額
現金 受(110)	2	40,000,000
現金 払(158)		

項目	証票枚数			
	現金受	現金払		
	証票枚数	金額	証票枚数	金額
歳入金等受入報告表作成成分(127)				
公債利子支払資金				
主要食糧買入代金支払資金				
公債償還資金				

確認 キャンセル

## 追補（５） １． 入力終了の送信時刻厳守

○ 入力終了送信については、窓口業務終了後に、自店の入力・送信が全て終了したこと、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替受信状況」が「なし」であることを確認したうえで、「合計書」、「歳入金等一覧」および「国庫金処理別受払高表」を出力し、受払証票との照合、自行庫勘定との照合事務を行い、国庫内為替取引の送信締切時刻（１６時）が経過してから所定の時刻（「統合国庫記帳システムの留意事項【代理店用】」の「１（２）運行時間」参照）までに権限者承認取引として送信することになります。

— なお、入力終了の送信において、必須処理（①「口座別受払残高一覧」の出力、②「振替済書」、「振替済通知書」、「訂正済通知書」の出力）が未了の場合はエラーとなります。

○ 入力終了の送信を失念しますと、日本銀行業務局が強制終了するまでの間、オペレータの入力を制限することができないほか、振替済通知書の出力等の必須処理の入力漏れを確認することができなくなりますので、担当者任せにすることなく、役席等の権限者自らが運行管理を行い入力終了を送信して頂くようお願いいたします。

なお、所定時刻までに入力終了の送信ができないと見込まれる場合には、早目に日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡して下さい（電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。

## 追補（５） ２． 入力・送信もれ、誤入力の防止

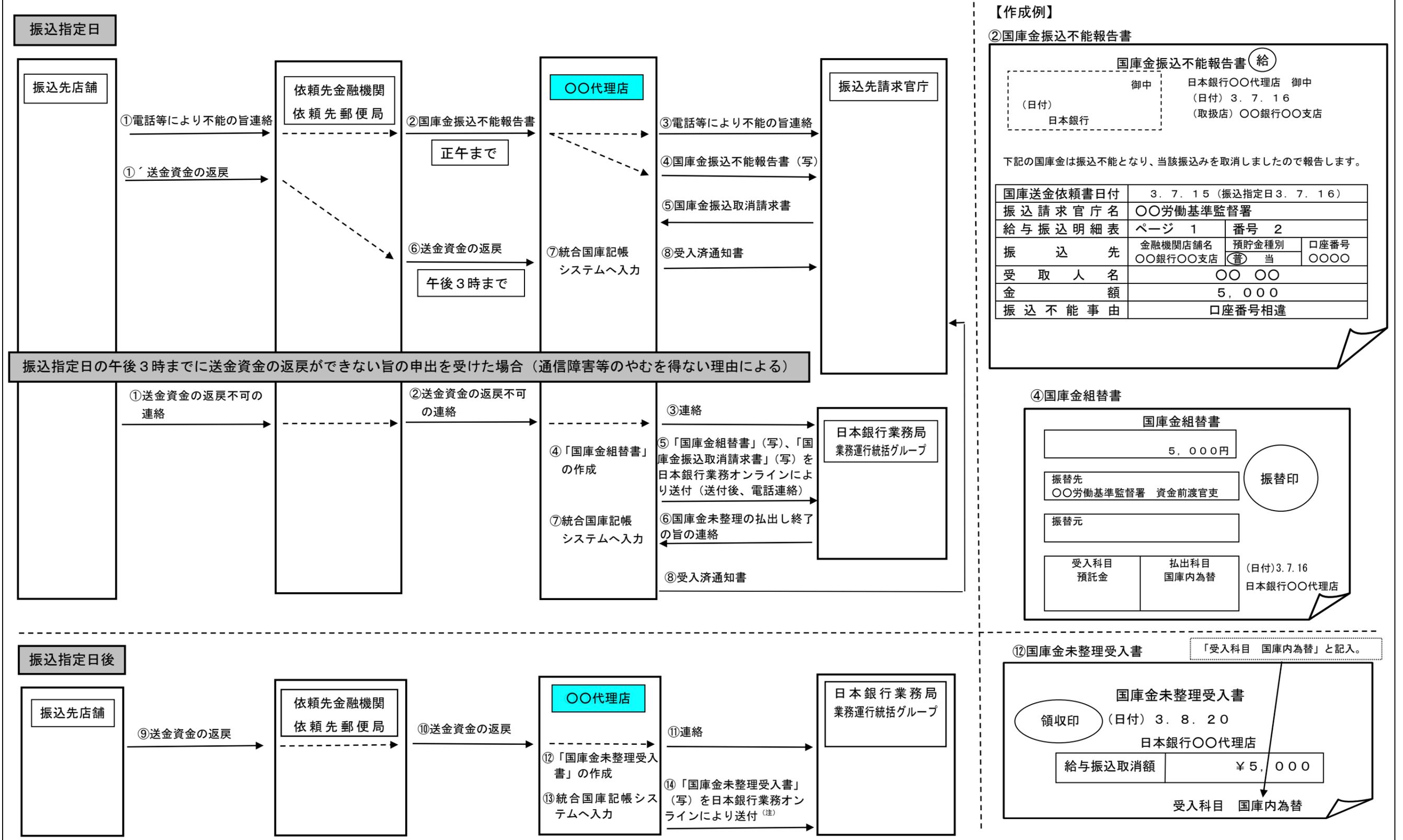
○ 稼働開始後の運行状況をみますと、次の理解不足や杜撰な取扱等から、入力終了の送信時刻を大幅に経過した時点で他店付替取引の入力もれや誤入力が発見され、国庫内為替取引の再開放を要する事例が散見されます。

- ① システムの立ち上げを行わずに小切手等の支払に応じていたもの
- ② 一旦止め置いた窓口受入分の返納金戻入れ取引の入力を失念したもの
- ③ 「入力結果確認表」に残高不足メッセージがある未処理取引を処理済と思い込んだもの
- ④ 「合計書」と受払証票との照合を入力終了の送信後に行っていたもの
- ⑤ 担当者休暇時に誤入力を看過し振替先から連絡を受けるまで判明しなかったもの

○ こうした事例が発生し国庫内為替取引の再開放を行いますと、全店の計算整理が後ズレすることとなるほか、当日や後日の自店更正に手数を要することとなりますので、①端末はオンライン開始後の早い時点で立ち上げ、取引発生都度、入力・送信すること、②「入力結果確認表」と受払証票の検証を堅確に行うこと（残高不足は「入力結果確認表」でチェックする方法しかないこと）、③入力終了送信前の「合計書」と受払証票との照合は最終チェックであり、確実な検証を励行することについて、関係者に周知徹底して頂くようお願いいたします。

追補(6) 国家公務員給与振込事務における振込不能発生時の対応

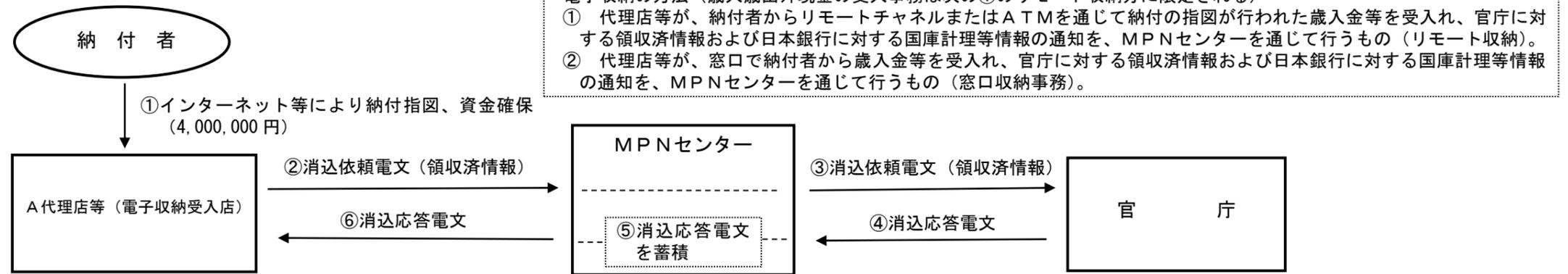
- 依頼先金融機関（自店）または依頼先郵便局から、振込指定日当日に振込不能の連絡を受けた場合は、次のとおり取扱う。
  - ① 振込指定日の午後3時までに送金資金の返戻ができない旨の申出を受けた場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う（電話番号は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）。
  - ② 振込指定日後に送金資金の返戻を受けた場合は、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡し、その指示により取扱う。



- 保管金・供託金の電子収納事務は、次のとおり取扱う。
  - 電子収納分が保管金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

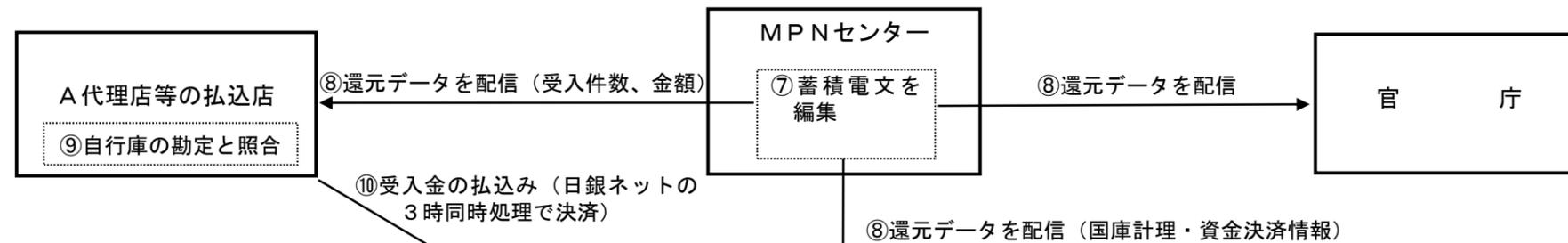
1. 受入日…… A代理店等（電子収納受入店）がB代理店の取引官庁であるC法務局の供託金（4,000,000円）をインターネット等のリモートチャネルまたはATMを通じて収納したケース

<概要>



2. 翌営業日…… ホーム画面、保管金内訳帳、国庫金処理別受払高表、口座別受払残高一覧に次のとおり表示される

<概要>



<B代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

国庫金勘定

日付：●●〇〇年〇月〇日  
 ユーザーID：X001  
 ユーザー氏名：XXXX

ホーム

- ＋通常入力
- －支払未済額
- ＋諸報告
- ＋更正等入力
- ＋帳簿照会
- ＋計表照会
- －入力終了
- －入力終了取消
- －事務選択画面（戻る）

○国庫内為替受信状況

- ・国庫内為替 … あり
- ・振替済通知書 … なし

日本銀行本店

国庫金電子収納システム

---

統合国庫記帳システム

①B代理店の保管金内訳帳のC法務局口座に自動受入記帳（午後3時30分頃）

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借（払出）	貸（受入）	残
1	翌営業日付	本店	電子収納分		4,000,000	4,000,000

— 受入額は集計額で記帳。

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する（「振替済通知書」は出力しない仕様）。

## &lt; B代理店の計表 &gt;

- ▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[受]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]							3
平成16年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）							取引日 17.03.28
							B代理店
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目		<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1064	供託金	4,000,000
						金額合計	4,000,000
						入力件数合計	1

- ▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[払]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [払]							6
平成16年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）							取引日 17.03.28
							B代理店
現金							
<自店（窓口）>	別計算			送信摘要	計算科目		<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1417	※国庫内為替	4,000,000
						金額合計	4,000,000
						入力件数合計	1

- ▼ 「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[計算外]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [計算外]				8
平成16年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字）				取引日 17.03.28
				B代理店
項目	入力件数	金額		計算科目
		コード	名称	
入力件数 総合計（受）	1			
入力件数 総合計（払）	1			
入力件数 総合計（計）	2			

- ▼ 「口座別受払残高一覧」

口座別受払残高一覧										1
(日付) 平成17年03月28日										B代理店
平成16年度										
計算科目	口座名称			項			受累計		払累計	
	所管庁等	取引官庁等	部局等（勘定）	当日	旧帳から繰越高	月初来	年度初来	月初来	年度初来	
コード	<受>			<払>	<残高>	<月初来>	<年度初来>	<月初来>	<年度初来>	
供託金 1064	C法務局			4,000,000		4,000,000	4,000,000			
国庫内為替 1417				4,000,000	-4,000,000			4,000,000	4,000,000	

- 自店に保管金もしくは供託金口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官もしくは特別調達資金出納官吏（以下追補（7）において「特別調達資金出納命令官等」という。）が、官庁会計システムにより指図した支払情報（振込情報）の払出事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

振込…… A代理店（自店）に保管金口座を有するB裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・振込情報（通常払）：5,000円、国庫金振込等指図書番号：1234」を指図したケース



<A代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

国庫金勘定

日付：●●●●年○月○日  
ユーザーID：X001  
ユーザー氏名：XXXX

ホーム

+通常入力

-支払未済額

+諸報告

+更正等入力

+帳簿照会

+計表照会

-入力終了

-入力終了取消

-事務選択画面（戻る）

ホーム

○国庫内為替受信状況

- ・ 国庫内為替 … あり ←
- ・ 振替済通知書 … なし

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

## &lt;A代理店の計表&gt;

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[払]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [払]						3	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）						取引日 21.03.26	
						A代理店	
<-----現金----->							
<自店（窓口）>	<-----別計算----->			送信摘要	コード	計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
	-----	-----		070	1051	保管金	5,000
	-----	-----				金額合計	5,000
	-----	-----				入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[受]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]						6	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）						取引日 21.03.26	
						A代理店	
<-----現金----->							
<自店（窓口）>	<-----別計算----->			送信摘要	コード	計算科目	<振替>
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1417	※国庫内為替	5,000
						金額合計	5,000
						入力件数合計	1

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用&lt;添付・入力件数等&gt;）[計算外]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [計算外]						8	
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字）						取引日 21.03.26	
						A代理店	
項 目	入力件数	<-----金 額----->		コード	計算科目	名 称	
入力件数 総合計（受）	1						
入力件数 総合計（払）	1						
入力件数 総合計（計）	2						

## ▼「口座別受払残高一覧」

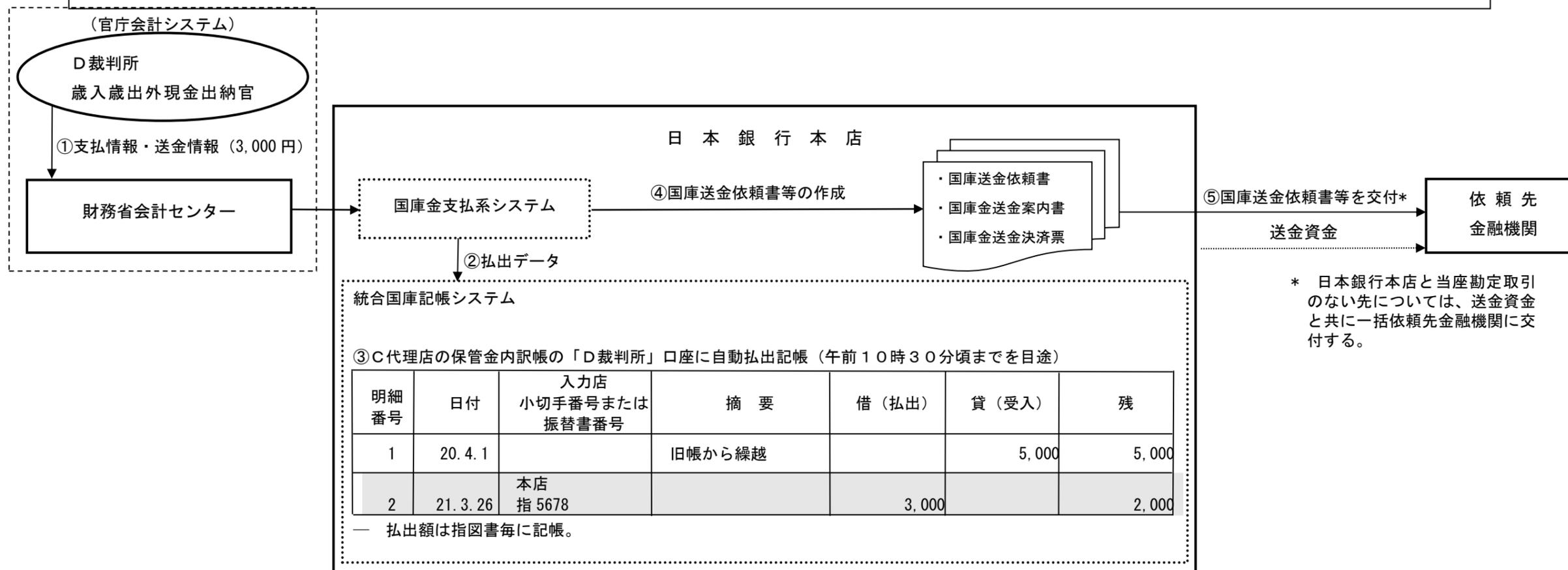
口座別受払残高一覧										1	
(日付) 平成21年03月26日										A代理店	
平成20年度											
計算科目	口座名称	所管庁等	取引官庁等	部局等（勘定）	項						
コード	<受>		<払>		<残高>	<旧帳から繰越高>	<受累計>		<払累計>		
							<月初来>	<年度初来>	<月初来>	<年度初来>	
保管金	B裁判所										
1051					5,000	4,000,000	4,005,000		5,000	5,000	
国庫内為替			5,000				5,000	5,000			
1417											

追補（7）3. 保管金・供託金および特別調達資金の支払情報（送金情報）による払出事務

- 自店に保管金もしくは供託金の口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより指図した支払情報（送金情報）の払出事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

送金…… C代理店（自店）に保管金口座を有するD裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・送金情報（通常払）：3,000円、国庫金振込等指図書番号：5678」を指図したケース



<C代理店>…… C代理店の計表は、「2. 保管金・供託金の支払情報（振込情報）による払出事務」の「<A代理店の計表>」と同様。

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

国庫金勘定

日付：●●●年○月○日  
 ユーザーID：X001  
 ユーザー氏名：XXXX

ホーム

+通常入力

-支払未済額

+諸報告

+更正等入力

+帳簿照会

+計表照会

-入力終了

-入力終了取消

-事務選択画面（戻る）

ホーム

○国庫内為替受信状況

- ・国庫内為替 … あり ←
- ・振替済通知書 … なし

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

\* 日本銀行本店と当座勘定取引のない先については、送金資金と共に一括依頼先金融機関に交付する。

- 保管金もしくは供託金の口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する分任特別調達資金会計官等が、官庁会計システムにより指図した支払情報(振替情報)の国庫内振替事務は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報による払出分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。
  - 振替情報による受入分が保管金内訳帳、特別調達資金内訳帳の当該口座に記帳された場合には、「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面の「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<例>

振替…… E代理店に保管金口座を有するF裁判所の歳入歳出外現金出納官吏が「支払情報・振替情報(通常払): 2,000円、振替書番号 9876、送金等番号: 01234567A8901234」によりG代理店にあるH裁判所の保管金口座に振替えたケース



<E代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付: 平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … なし</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「国庫内為替」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「口座別受払残高一覧」を出力する。

国庫金支払系システム 日本銀行本店

②振替データ

統合国庫記帳システム

③E代理店の保管金内訳帳の「F裁判所」口座に自動払出記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		10,000	10,000
2	21.3.26	本店 振 9876		2,000		8,000

－ 払出額は振替書毎に記帳。

④G代理店の保管金内訳帳の「H裁判所」口座に自動受入記帳(午前10時30分頃までを目途)

明細番号	日付	入力店 小切手番号または 振替書番号	摘要	借(払出)	貸(受入)	残
1	20.4.1		旧帳から繰越		300,000	300,000
2	21.3.26	本店 送 01234567A8 901234	E代理店保管金F裁判所から		2,000	302,000

－ 受入額は個別明細毎に記帳。

<G代理店>

▼ 「国庫金勘定事務」－「ホーム」画面

<p>国庫金勘定</p> <p>日付: 平成〇〇年〇月〇日 ユーザーID: X001 ユーザー氏名: XXXX</p> <p>－ホーム ＋通常入力 －支払未済額 ＋諸報告 ＋更正等入力 ＋帳簿照会 ＋計表照会 －入力終了 －入力終了取消 －事務選択画面(戻る)</p>	<p>ホーム</p> <p>○国庫内為替受信状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫内為替 … あり</li> <li>・振替済通知書 … あり</li> </ul>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

「国庫内為替」および「振替済通知書」の受信状況が「なし」から「あり」に変わるので、入力終了の送信までに「振替済通知書」および「口座別受払残高一覧」を出力する。

<G代理店の計表>…… E代理店の計表は、「2. 保管金・供託金の支払情報（振込情報）による払出事務」の「<A代理店の計表>」と同様。

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[受]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [受]							3
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）							取引日 21.03.26
							G代理店
<-----現金----->							
<自店（窓口）>	<-----別計算----->			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1051	保管金	
						金額合計	
						入力件数合計	
						2,000	
						2,000	
						1	

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[払]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [払]							6
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字<金額のみ>）							取引日 21.03.26
							G代理店
<-----現金----->							
<自店（窓口）>	<-----別計算----->			送信摘要	計算科目	<振替>	
	<交換所>	<送金>	<その他>	コード	コード	名称	
				070	1417	※国庫内為替	
						金額合計	
						入力件数合計	
						2,000	
						2,000	
						1	

▼「国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>）[計算外]」（「自店入力分」、「他店入力分」、「センターからの連動分」、「自店計」のうち「センターからの連動分」、「自店計」に印字）

国庫金処理別受払高表（科目別検証用<添付・入力件数等>） [計算外]				8
平成20年度03月分自店計（および「センターからの連動分」に印字）				取引日 21.03.26
				G代理店
項目	入力件数	<-----金額----->	コード	計算科目 名称
~~~~~				
入力件数 総合計（受）	1			
入力件数 総合計（払）	1			
入力件数 総合計（計）	2			
~~~~~				
振替済通知書（未出力分を含む）枚数	1			

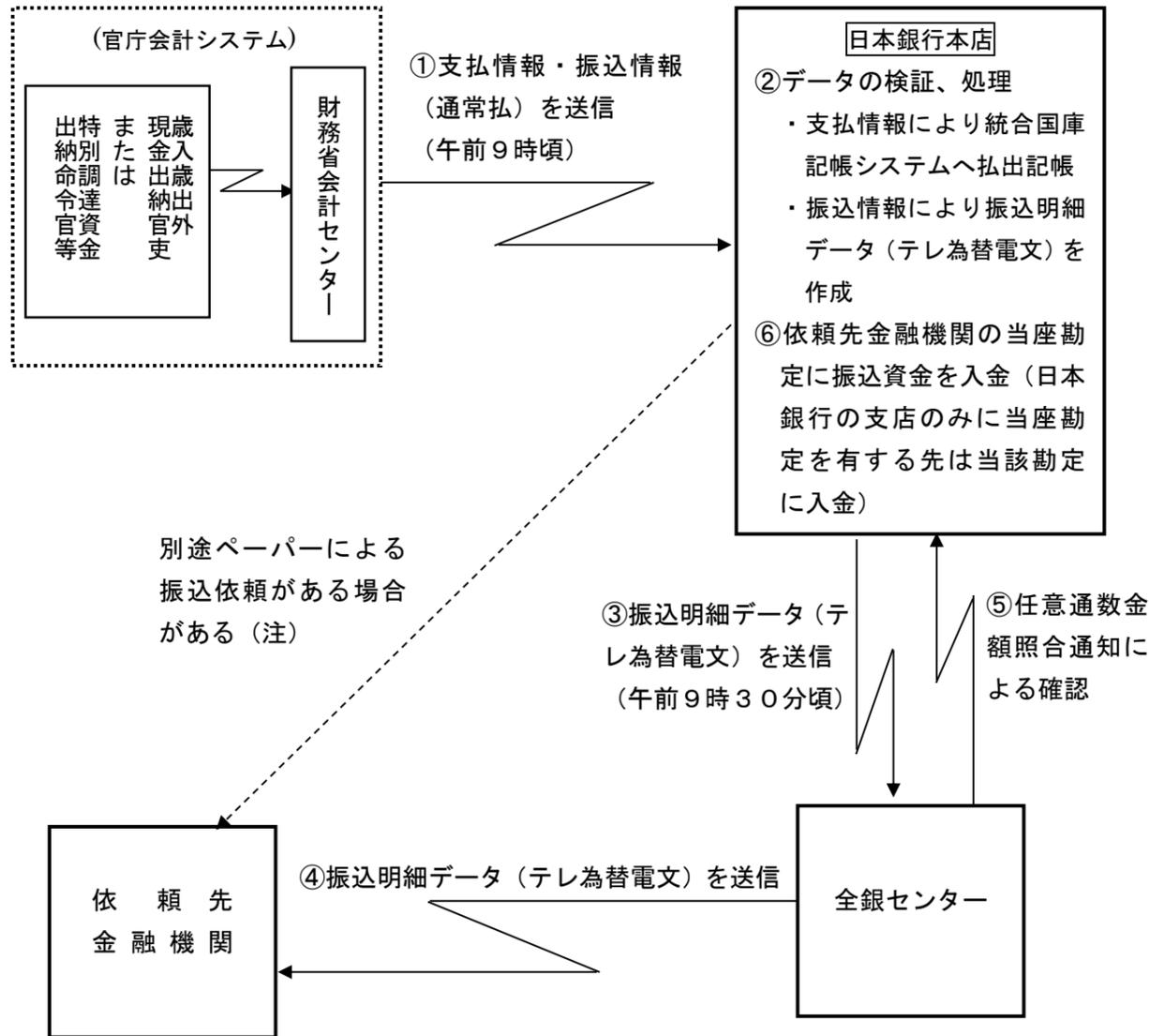
▼「口座別受払残高一覧」

口座別受払残高一覧										1	
(日付) 平成21年03月26日										G代理店	
平成20年度											
計算科目	口座名称			項			受累計		払累計		
	所管庁等	取引官庁等	部局等（勘定）								
コード	<受>			<払>			<残高>		<旧帳から繰越高>		
	当日										
保管金	H裁判所										
1051				2,000		302,000		300,000		2,000	
国庫内為替											
1417				2,000		-2,000				2,000	
										2,000	

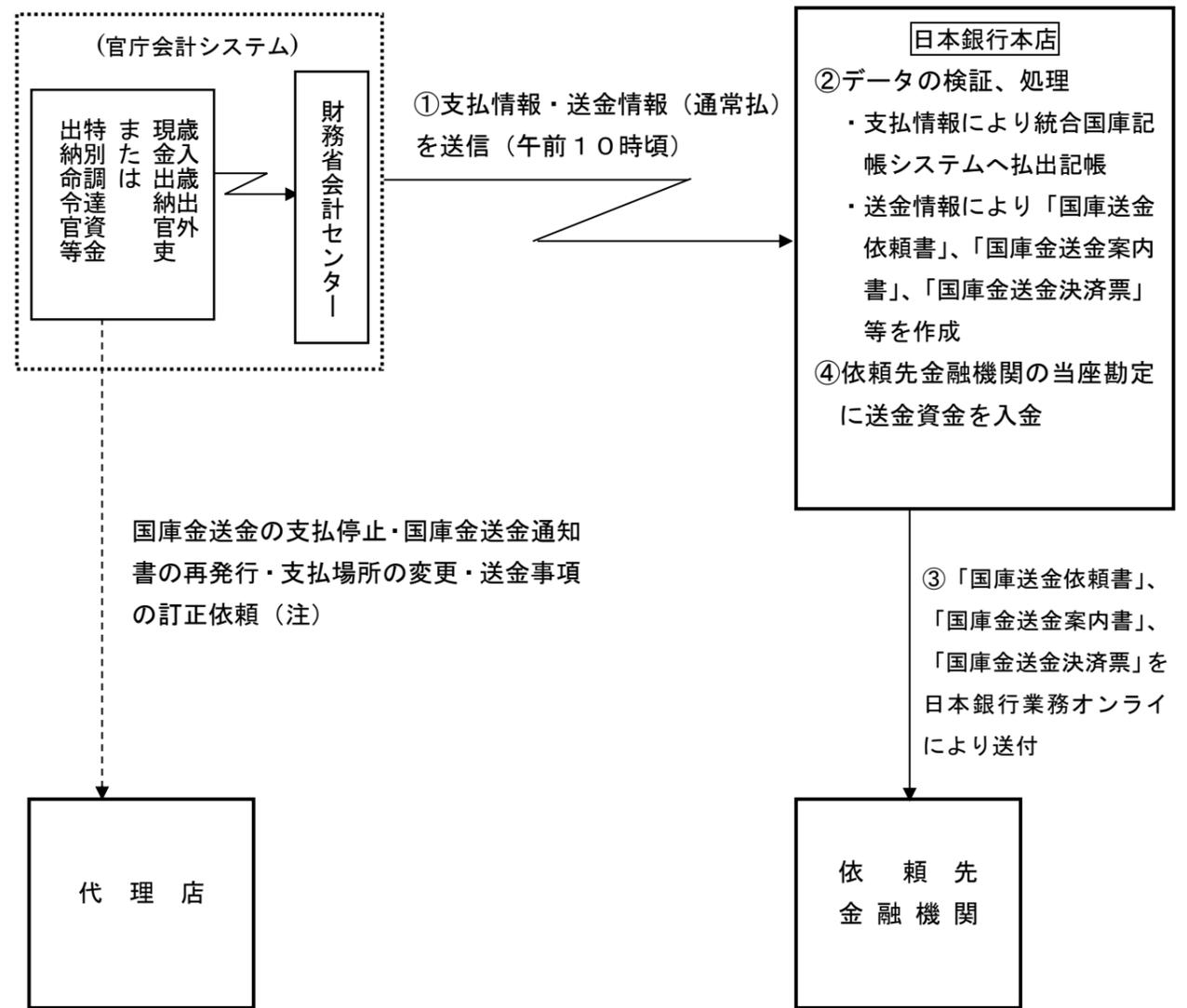
追補（7） 5. 歳入歳出外現金にかかる振込および送金の事務フロー

- 自店に保管金もしくは供託金口座を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店に特別調達資金口座を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより指図した振込情報（通常払）および送金情報（通常払）の事務フローは次のとおり。

【振込情報の事務フロー】



【送金情報の事務フロー】



(注)「国庫送金依頼書」に「国庫金振込明細票」を添えて振込依頼を行う場合の振込情報は次のとおり。

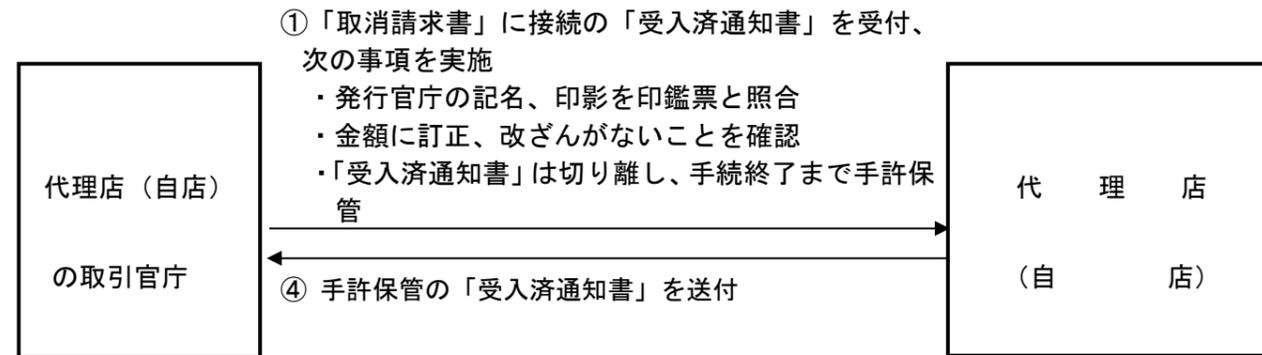
- 国庫金振込明細票には「(注意事項) 振込不能となった場合には、送金資金の返れいを行って下さい」と記載されるほか、「国庫金振込明細票」の番号欄には16桁(冒頭から9桁目が「A」のもの)の番号が記入される。
- ・ 振込依頼金額が100億円以上のもの
- ・ 受取人の預貯金口座番号が8桁以上のもの
- ・ 振込先金融機関が全国銀行内国為替制度に非加盟のもの

(注) この送金の場合において、歳入歳出外現金出納官吏または特別調達資金出納命令官等から国庫送金の支払停止・国庫送金通知書の再発行・支払場所の変更・送金事項の訂正(金額、支払場所以外の記載事項の訂正)に関する請求書等(国庫送金通知書番号または送金の番号欄に16桁(冒頭から9桁目が「A」となっているもの)の番号が記入されているもの)の提出を受けたときは、発行官庁の記名、印影が印鑑票と一致することを確認し、同請求書等の写を、日本銀行業務オンラインにより送付する(送付後速やかに、日本銀行業務局国庫送金業務グループに電話連絡を行う)。また、本書は上部余白に「再報分」と記入したうえ同グループに郵送する。

追補（7）6. 歳入歳出外現金にかかる振込または送金の取消請求による組みもどし事務

- 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等から「送金又は振込番号」欄に16桁（冒頭から9桁目が「A」となっている）の番号が記入されている「国庫金送金又は振込取消請求書」もしくは「特別調達資金送金又は振込取消請求書」（以下「取消請求書」という。）の提出を受けた場合は、次のとおり取扱う。
  - なお、送金の取消請求において日本銀行業務局国庫送金業務グループから、当該送金が支払済である旨の連絡を受けた場合には、当該取引官庁に「支払済みであること、支払済の書面通知・取消請求書は業務局から送付すること、受入済通知書または領収済通知書は自店が送付すること」を連絡する。

<保管金・供託金の例>



- ③ 「取消済通知書」、「取消請求書（写）」を日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施
  - イ. 「取消請求書（写）」と手許保管の「受入済通知書」を照合
  - ロ. 「取消請求書（写）」により「国庫金組替書」（払出科目：国庫内為替、受入科目：「取消請求書（写）」の記載科目、振替先：「取消請求書（写）」記載の取引担当官所属の官庁名）を作成
  - ハ. 「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする（取消済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する）<sup><注1></sup>
- 二. 「国庫金組替書」は日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「取消済通知書」および「取消請求書（写）」を添付し払出証票として整理<sup><注2></sup>

○ 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、③ロ.～二.の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」（計表照会—日次く振替済書等）を作成し、金額、受入科目、振替先を自店保管の「受入済通知書」または「領収済通知書」と照合する。なお、「振替済通知書」は適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄は空白とし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。

<注2> 「国庫金組替書」（払出科目：「国庫内為替」）の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書（払出）」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同（払出）」※に添付したその他払出証票と一緒に整理・保管する。  
 ※ 当日の事務が組替のみの場合は出力されないため、業務運行統括グループに連絡のうえ、その指示に従う。

日本銀行業務局国庫送金業務グループ  
 （連絡先は統合国庫記帳システム事務選択画面掲載の連絡先一覧を参照）

【取消請求書（写）と受入済通知書の記載例】

- 日本銀行業務局から日本銀行業務オンラインにより送付を受けた取消請求書（写）
- 自店において留め置いた受入済通知書

計算科目：国庫内為替  
 国庫金送金又は振込取消請求書 第25号  
 別計算 3.6.15 業務局 令和3年6月10日  
 日本銀行〇〇代理店 受入済通知書  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 裁判所事務官 〇〇〇〇 〇〇  
 下記の金額の送金について取消し、当該金額を保管金に受入れして下さい。

送金又は振込の別	1 送金	2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001	
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日	
フリガナ	ニチギン ハナコ	
受取人氏名又は名称	日銀 花子	
金額	¥131,000-	
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局	

・日本銀行業務局が記入、押印したもの。

受入済通知書  
 令和 年 月 日  
 〇〇地方裁判所 歳入歳出外現金出納官吏 〇〇〇〇 〇〇  
 日本銀行〇〇代理店  
 下記の金額の送金を取消し、年月日に保管金に受入れにつき通知します。

送金又は振込の別	1 送金	2 振込
送金又は振込番号	20012345A2500001	
送金又は振込の請求年月日	令和3年5月10日	
フリガナ	ニチギン ハナコ	
受取人氏名又は名称	日銀 花子	
金額	¥131,000-	
振込先又は払渡金融機関名	〇〇郵便局	

・16桁で冒頭から9桁目が「A」のもの。

【国庫金組替書の作成例】

国庫金組替書

振替先	〇〇地方裁判所
振替元	_____
受入科目	保管金
払出科目	国庫内為替

（日付）  
 日本銀行 〇〇代理店

（注）振替元欄には横線を引く。

追補（7） 7. 歳入歳出外現金にかかる送金の支払期限経過による組みもどし事務

- 自店と保管金もしくは供託金の取引を有する歳入歳出外現金出納官吏または自店と特別調達資金の取引を有する特別調達資金出納命令官等が、官庁会計システムにより請求した国庫金送金について、支払期限経過による保管金もしくは供託金または特別調達資金口座への組みもどしを行うため、日本銀行業務局国庫送金業務グループから「組みもどし済通知書」等を日本銀行業務オンラインにより送付を受けた場合は、次のとおり取扱う。

＜保管金・供託金の例＞

- ②手許保管の「受入済通知書」に「隔地払等期限経過報告書」を添付して送付  
・「受入済通知書（写）」に「送付済」および送付日を記入



- ①「組みもどし済通知書」、「受入済通知書（写）」、「払込書（写）」、「隔地払等期限経過報告書」を日本銀行業務オンラインにより送付を受けたときは、次の事項を実施

イ. 「払込書（写）」により「国庫金組替書」（払出科目：国庫内為替、受入科目：「払込書（写）」記載の資金の種類別区分、振替先：「払込書（写）」記載の取引担当官所属の官庁名）を作成

ロ. 「国庫金組替書」により、「国庫内為替」を払出し、当該口座に受入れの記帳をする（組みもどし済通知書を受けた当日中に必ず統合国庫記帳システムの「国庫金勘定事務—通常入力—組替」により保管金等口座に記帳する）<sup><注1></sup>

ハ. 「受入済通知書」を作成し、手許保管

ニ. 「国庫金組替書」は日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組みもどし済通知書」、「払込書（写）」および「受入済通知書（写）」を添付し払出証票として整理<sup><注2></sup>

- 特別調達資金の場合は基本的には上記フローと同様ながら、日本銀行業務局で記帳処理を行うため、①イ.～ニ.の取扱いは不要。ただし、日本銀行業務局の記帳処理後、統合国庫記帳システムにより「振替済通知書」（国庫金勘定事務—計表照会—日次<振替済書等>）を作成し、金額、受入科目、振替先を日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「特別調達資金組入済通知書（写）」または「受入済通知書（写）」（以下「組入済通知書等（写）」という。）と照合したうえ、組入先送付用の「組入済通知書等」を作成する。なお、「振替済通知書」および日本銀行業務オンラインにより送付を受けた「組入済通知書等（写）」は用済後、適宜廃棄する。

<注1> 「国庫金勘定事務」—「通常入力」—「組替」の入力画面のうち、「摘要」欄は空白とし、「摘要名称移し整理時」欄には「移し整理」と表示されるが削除する必要はない。

<注2> 「国庫金組替書」（払出科目：「国庫内為替」）の計数は、振替取引であるため、システム上、「合計書（払出）」に印字されないが、「国庫金組替書」は「同（払出）」に添付したその他払出証票と一緒に整理・保管する。

日本銀行業務局  
国庫送金業務グループ

【受入済通知書・払込書（写）の記載例】

- 日本銀行業務局から日本銀行業務オンラインにより送付を受けた払込書（写）
- 自店において作成し、留め置いた受入済通知書

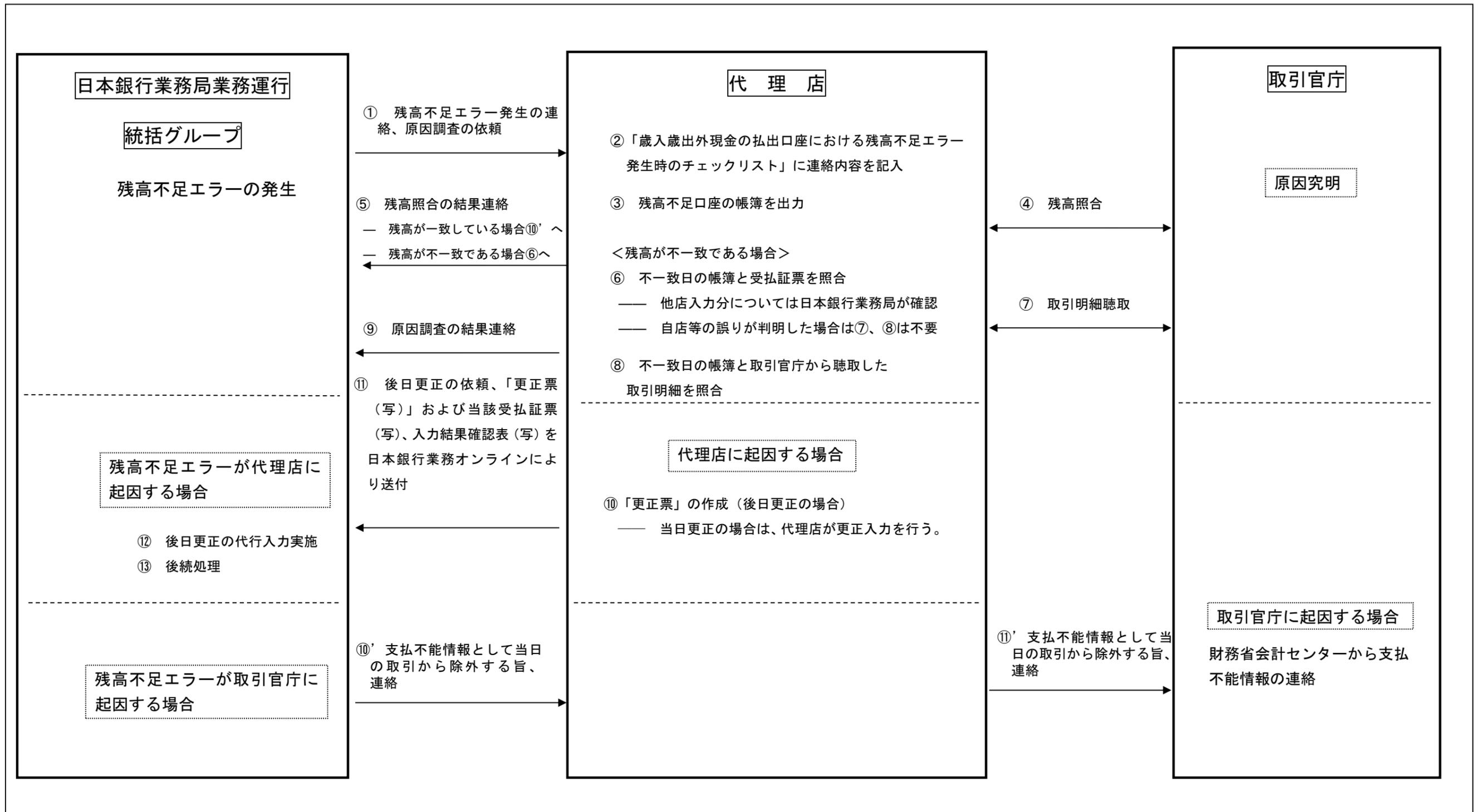
・日本銀行業務局が記入、押印したもの。

【国庫金組替書の作成例】

（注）振替元欄には横線を引く。

追補（7）8. 歳入歳出外現金の払出口座が残高不足エラーとなった場合の対応

- 日本銀行業務局業務運行統括グループから、官庁会計システムにより指図を受けた歳入歳出外現金の払出口座が残高不足エラーとなった旨の連絡を受けた場合は、次のとおり取扱う。
  - 支払情報（振込情報）は午前9時30分頃までを目途に、支払情報（送金・振替情報）は午前10時30分頃までを目途に保管金、供託金および特別調達資金口座に記帳されるが、代理店の記帳誤りに起因する残高不足エラーが発生した場合には、自店による当日更正入力や日本銀行による後日更正の代行入力により残高不足を解消し、その後に日本銀行において払出記帳を行ったうえで、後続事務を処理するので、迅速な原因究明を要する（遅くとも午前中）。なお、残高不足エラーが取引官庁に起因するものである場合は、当該取引は支払不能情報として当日の取引から除外する扱いとなる。
  - 「歳入歳出外現金の払出口座における残高不足エラー発生時のチェックリスト」を常時手許に保管し、残高不足エラーが発生した場合のチェックリストとして使用する。





## 追補(8)1. 代行運用

- 代行運用とは次の取扱いをいう。  
代理店引受金融機関の受付店以外の部署に所属する者が、代行入力指定（ユーザーIDへの代行入力権限の登録）の機能を使って、受付店または受付店以外の部署において、同受付店にかかる統合国庫記帳システムの入力・送信事務を行うこと。

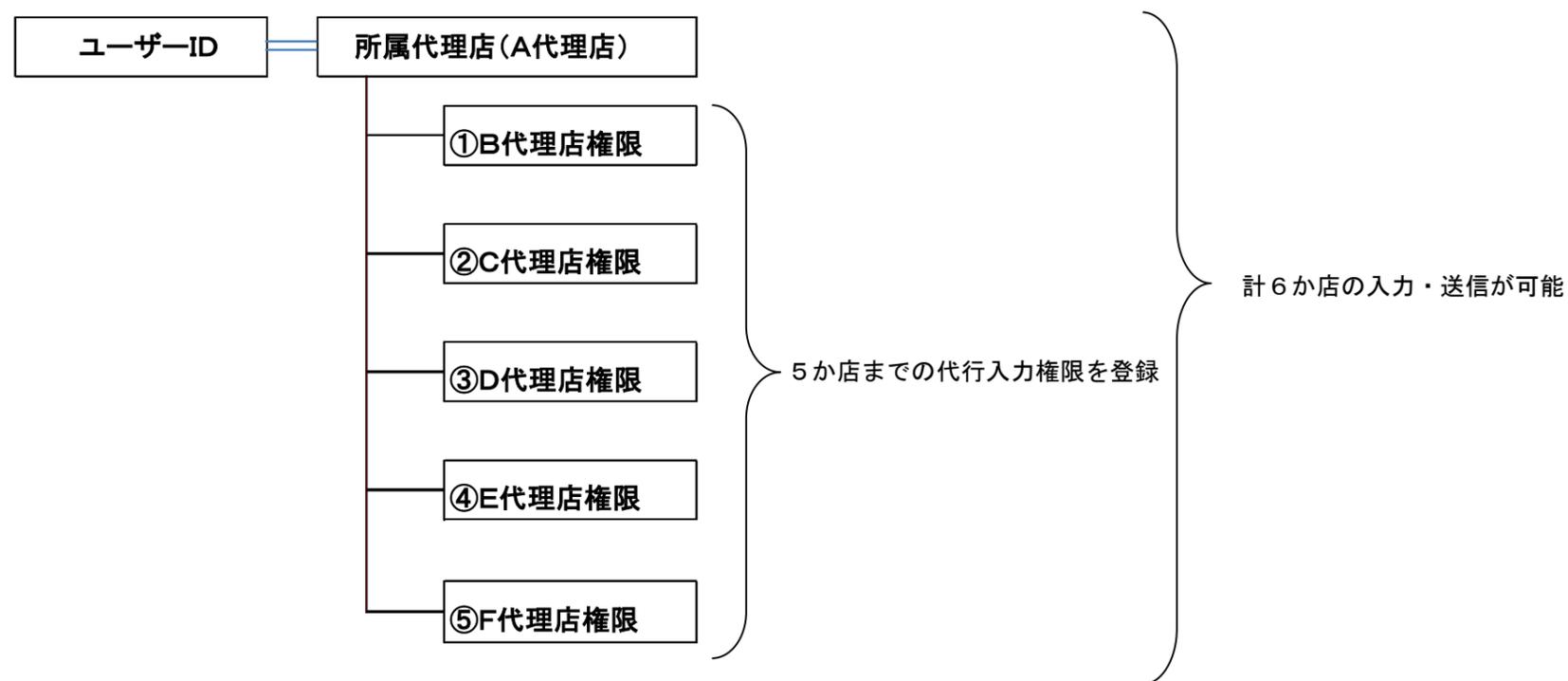
### ▽ 代行入力権限の登録の仕組み

- ・ 1つのユーザーIDには、所属代理店のほかに5か店までの代理店にログインできる代行入力権限を登録することができる。
- ・ 代行運用を行うためには、予め日本銀行本店において、当該ユーザーIDに代行入力権限を登録する必要がある。

#### 【具体的な運用例】

- ・ 事務集中センター、受付店以外の代理店、代理店本部等、同一金融機関内のいずれかの部署（以下「事務集中センター等」という。）への記帳事務の集約化。
- ・ 代理店に所属していない本部職員や近隣の代理店相互間における事務応援。
- ・ 災害時などの業務継続を意識した事務処理体制の構築等。

### ▽ 代行入力権限の登録イメージ



追補(8)2. 統合国庫記帳システムのユーザーID登録・抹消・代行入力権限変更・パスワード初期化の依頼

● 代行運用のためのユーザーIDの登録等の依頼は、「統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)」の書式を使用し、次のとおり作成する。

(1) 登録の依頼

第1号書式

統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

2023年 6月 6日

(依頼元名)  
〇〇銀行〇〇部〇〇グループ

統合国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="radio"/> 登録	2023年6月20日	オペレータ	0001222				
<input type="checkbox"/> 抹消			0001333				
<input type="checkbox"/> 変更(代行入力権限)			0001444				
<input type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

代行入力権限の登録を行う各代理店での権限区分は、所属代理店における権限区分と同一となる

依頼事項に○を付す

代行入力権限を登録する代理店の取引店コードを記入する。登録しない場合には記入不要

(2) 抹消の依頼

第1号書式

統合国庫記帳システムのユーザーID登録等依頼書(代理店・代理店本部用)

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

2023年 6月 6日

(依頼元名)  
〇〇代理店

統合国庫記帳システムのユーザーIDについて、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザーID	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
<input type="checkbox"/> 登録	2023年6月15日			kXXXXX			
<input checked="" type="radio"/> 抹消							
<input type="checkbox"/> 変更(代行入力権限)							
<input type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

依頼事項に○を付す

(3) 代行入力権限変更の依頼

第 1 号書式

統合国庫記帳システムのユーザー I D 登録等依頼書 (代理店・代理店本部用)

2023年 6月 6日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇銀行〇〇部〇〇グループ

統合国庫記帳システムのユーザー I D について、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザー I D	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
登録	2023年6月15日		0001444	kXXXXX			
抹消			0001555				
<input checked="" type="checkbox"/> 変更 (代行入力権限)			0001666				
<input type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

変更後の内容をすべて記入する

依頼事項に○を付す

(4) パスワードの初期化・入力規制解除の依頼

第 1 号書式

統合国庫記帳システムのユーザー I D 登録等依頼書 (代理店・代理店本部用)

2023年 6月 6日

日本銀行業務局事務統括グループ あて  
(維持管理事務取扱部署)

(依頼元名)  
〇〇代理店

統合国庫記帳システムのユーザー I D について、下記のとおり依頼します。

記

取引店コード (所属代理店)	所属代理店名
0001234	〇〇代理店

(日本銀行使用欄)

依頼事項 (該当箇所の左枠に○を付す)	適用開始希望日	権限区分 (オペレータ または権限者)	代行入力権限付与 (当該代理店の取引店 コードを記入する)	ユーザー I D	ユーザー名	初期パスワード	適用開始日
登録				aXXXXX			
抹消							
変更 (代行入力権限)							
<input checked="" type="checkbox"/> パスワードの初期化・ 入力規制解除							

所属代理店の取引店コードを記入する

適用開始希望日はblankとする

依頼事項に○を付す

追補(8)3. 代行入力権限が登録されているユーザーIDによる統合国庫記帳システムへのログイン方法

● 代行入力権限が登録されているユーザーIDによる統合国庫記帳システムへのログイン<sup>(注)</sup>は、次のとおり取扱う。

- ① 所属代理店にログインする場合：初期メニューの「1. メインメニュー」からログインする。
- ② 代行入力権限のある代理店にログインする場合：初期メニューの「3. 代行入力指定」からログインする。

(注) 代行運用を行う場合には、受付店以外の部署に所属する者が受付店の事務を取扱う権限を持つことを明確にするための適宜の措置(受付店への兼任発令や内部の組織規程に事務分担を定めるなど自行庫所定の適宜の手続きによることで差し支えない)を講じること。また、受付店以外の部署において代行運用を行う場合には、権限に関する措置のほか、当該部署と受付店との間の連絡・連携を確実にし、行い得る事務処理体制を整備していることを明確にするための適宜の措置を講じること。

【所属代理店にログインする場合(通常手順)】

①「1.メインメニュー」を選択

初期メニュー

- 1. **メインメニュー**
- 2. パスワード変更
- 3. 代行入力指定
- 4. 終了

②ユーザーID、パスワードを入力

ログイン

ユーザーID:

パスワード:

統合国庫記帳システム

日付: 令和02年04月02日  
 ユーザーID: k99999  
 ユーザー氏名: 代理店K

○本日の

- 事務選択
- 国庫金勘定事務
- マスター維持管理
- 初期メニュー (ログアウト)

- ・両年度整
- ・28年度
- ・前月分の
- ・前月分の
- ・年度初に

【代行入力権限のある代理店にログインする場合】

①「3.代行入力指定」を選択

初期メニュー

- 1. メインメニュー
- 2. パスワード変更
- 3. **代行入力指定**
- 4. 終了

②ユーザーID、パスワードを入力

代行入力

ユーザーID:

パスワード:

③代行運用の対象となる受付店名をプルダウンメニューから選択

代行入力指定

○被代行店

XXXXXXXXXXXX

- A代理店
- B代理店
- C代理店
- D代理店
- E代理店

④被代行店欄にログイン先の代理店名が表示されていることを確認

統合国庫記帳システム

日付: 令和02年04月02日  
 ユーザーID: k99999  
 ユーザー氏名: 代理店K

被代行店: ○○代理店

○本日の

- 事務選択
- 国庫金勘定事務
- マスター維持管理
- 初期メニュー (ログアウト)

- ・両年度
- ・28年
- ・前月分
- ・前月分
- ・年度初

追補(8)4. 代行運用時のログイン先の確認

- 代行運用時のログイン先の確認は、次のとおり取扱う。
  - ① ログイン時の確認: 代行入力指定画面からログインする場合には、選択する代理店名を確認する。
  - ② 事務選択画面における確認: 代行入力指定画面からログインした場合には、事務選択画面の左上部の被代行店欄に①で選択した代理店名が表示されていることを確認する。
  - ③ 入力結果確認表等による確認: 代行入力指定画面からログインした場合には、入力結果確認表等の左上部に選択した代理店名が表示されていることを確認する。
    - 代行運用を行う場合には、ログイン先の代理店の取り違えにより、誤った代理店にログインして入力、送信を行わないよう注意すること。
    - ログインする代理店を誤って統合国庫記帳システムへの入力、送信を行ったことが判明した場合には、速やかに、日本銀行業務局業務運行統括グループに連絡する。

▽ログイン先の取り違えにより、誤記帳が発生する可能性のある取引例

取引例	誤記帳の内容
現金納付される次の国庫内為替取引 ・歳出金返納金戻入れ ・財政融資資金貸付金元金 ・受入先の取引店が他店の預託金返納金、特別調達資金、公庫預託金等	○ 現金納付される国庫内為替取引を統合国庫記帳システムに入力する場合、ログイン先の代理店を誤っていても、受入先の官庁の口座は正しく選択することが可能。 ○ このため、返納先の官庁口座には正しく記帳されても、 <u>受付店の国庫内為替への受入記帳が誤ってログインした代理店の収納として誤記帳される。</u>
・国庫金受払集計報告(代理店直扱)	○ ログイン先の代理店を誤っていても、当該代理店において、本報告が未入力である場合には、報告計数の入力が出来てしまう。 ○ このまま誤入力した場合には、当該代理店が正しく入力しようとした時にエラー*が表示され、入力ができなくなるほか、 <u>誤ってログインした代理店の計数として、誤報告される。</u> ※ エラーメッセージ : M177104E: 当日分のデータは既に登録済みです

① ログイン時の確認

(画面イメージ)

代行入力指定

○被代行店

○○代理店  
△△代理店  
□□代理店  
△□代理店  
◇◇代理店

【平成27年10月改訂、2020年1月改訂、2021年4月改訂】

・ユーザーIDに登録された代行入力権限の登録先(最大5か店)が表示されるため、ログイン先の代理店名を確認のうえ選択する。

② 事務選択画面における確認

(画面イメージ)

統合国庫記帳システム

日付: 令和02年04月02日  
ユーザーID: k99999  
ユーザー氏名: 代理店K  
被代行店: ○○代理店

○本  
○本  
○本

・両年度  
・28年  
・前月分  
・前月分  
・年度初

左側上部に表示されているユーザーID、氏名欄の下部の被代行店欄に、①で選択した代理店名が表示されていることを確認する。

③ 入力結果確認表等による確認

(画面イメージ)

(代) ○○代理店

入力結果確認表

受付番号 00001

取引情報 現金受

入力NO.	小切手番号等・取引店	年度	計算科目	所管庁等	部局等(勘定)	項
明細番号	事務処理区分	摘要	更正原計算日	取扱官署	債主コード・番号・払込	

入力結果確認表等の左側上部に表示されているログイン先が①で選択した代理店が表示されていることを確認する。